付　属　資　料

１．Minutes of Meeting

２．Record of Discussion

３．法律 1448 号（仮訳）

４．調査議事録

Minutes of Meeting
between
Japan International Cooperation Agency
and
Special Administrative Unit of Restitution Management of Despoiled and Abandoned Lands
on
Japanese Technical Cooperation
For
Technical Cooperation Project for Transfer of Information and Communication Technologies to Foster the Public Policy on Restitution of Seized Lands in Colombia

The Detailed Planning Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), headed by Mr. Hiroyuki HAYASHI, visited Republic of Colombia from 22nd January to 6th February, 2013, for the purpose of working out the details of the technical cooperation for Project for Transfer of Information and Communication Technologies to Foster the Public Policy on Restitution of Seized Lands in Colombia (hereinafter referred to as "the Project").

As a result of the discussions, both the Team and the Colombian side agreed on the matters referred to in the document attached hereto.

Bogota, 6th February, 2013

Mr. Hiroyuki HAYASHI
Leader,
Detailed Planning Survey Team
Japan International Cooperation Agency

Mr. Jesus Ricardo Sabogal Urrego
Director General,
Special Administrative Unit of Restitution Management of Despoiled and Abandoned Lands,
Ministry of Agriculture and Rural Development

ATTACHED DOCUMENT

I. SIGNING OF RECORD OF DISCUSSIONS (hereinafter referred to as R/D)

The R/D will be signed after the formal approval by both sides. The R/D will be prepared in both English and Spanish, in case any discrepancy may be found in interpretation, the English text version shall prevail.

II. BASIC FRAMEWORK OF THE PROJECT

Both the Team and Colombian sides tentatively agreed the followings as the basic framework of the Project.

1. Title of the Project

Both sides agreed that the title of the Project is changed to "Project on Capacity Development on Information Security Management of Land Information System for Land Restitution Policy Promotion".

2. Implementing Organization

Implementing Organization of the Project is Special Administrative Unit of Restitution Management of Despoiled and Abandoned Lands, Ministry of Agriculture and Rural Development.

3. Others

Detail of the Project Framework is summarized in the Draft R/D attached as Attachment 2.

III. MAIN POINTS DISCUSSED

1. Members of Joint Coordinating Committee (JCC)

JICA and Colombian side agreed that Colombian side will confirm members of JCC before the signing of R/D.

2. Indicators of PDM

JICA and Colombian side agreed that indicators of PDM will be finalized based on the proposal from Colombian side before the signing of R/D.

3. Project Counterpart Personnel

JICA and Colombian side agreed that the List of Counterpart Personnel will be finalized before the signing of R/D.

Attachment 1: LIST OF ATTENDANTS
Attachment 2: DRAFT RECORD OF DISCUSSIONS (R/D)

Attachment 1 List of Attendants

Japanese Side

<JICA Mission Team>	
Leader	Hiroyuki Hayashi
Peace Building	Eri Komukai
Information System	Youichi Kogure
Information Security Management	Yuko Shiraishi
Cooperation Planning	Nobuyuki Kobe
<JICA Colombia Office>	
Program Advisor on Regional Development	Kiriko Okuda
Program Officer	Angel S. Oscar Emilio
<Interpreter>	
Interpreter	Martha Renza

Colombian Side

<Land Restitution Unit>	
Director General	Ricardo Sabogal Urrego
Director of the Office of Information Technology	Luis Alberto Clavijo
Planning Office	Angélica Fernández
Contract Management	Dora Lucía Lozano
International Cooperation	Laura Valderrama
<National Council of the Judiciary>	
Counsel of the Administrative	Camila Santamaría
Information Technology Office	Luis Eduardo Yepes
Information Technology Officer	Paula Alzate Lozano
<Geographic Institute Agustín Codazzi- IGAC>	
Adviser to the General Director	Jorge Granados
<Superintendency of Notaries and Registries-SNR>	
Coordinator IT development	Leyla Guzmán
< Colombian Institute for Rural Development - INCODER>	
Technical director of information technology	Oscar Cortés

(Draft)

RECORD OF DISCUSSIONS

ON

PROJECT ON CAPACITY DEVELOPMENT ON INFORMATION SECURITY MANAGEMENT OF LAND INFORMATION SYSTEM FOR LAND RESTITUTION POLICY PROMOTION

IN

REPUBLIC OF COLOMBIA

AGREED UPON BETWEEN

SPECIAL ADMINISTRATIVE UNIT OF RESTITUTION MANAGEMENT OF DESPOILED AND ABANDONED LANDS

AND

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

[name of the city], [date]

Mr. Hidemitsu Sakurai
Chief Representative
Colombia Office
Japan International Cooperation Agency
Japan

Mr. Jesus Ricardo Sabogal Urrego
Director General
Special Administrative Unit of Restitution Management of Despoiled and Abandoned Lands
Ministry of Agriculture and Rural Development
Republic of Colombia

Mr. Sandra Bessudo Lion
Director General
Presidential Agency for International Cooperation
Republic of Colombia

Mr. Juan Camilo Restrepo Salazar
Minister
Ministry of Agriculture and Rural Development
Republic of Colombia

Based on the Minutes of Meeting on the Detailed Planning Survey on the Project on Capacity Development on Information Security Management of Land Information System for Land Restitution Policy Promotion (hereinafter referred to as "the Project") signed on 6th February, 2013 between Special Administrative Unit of Restitution Management of Despoiled and Abandoned Lands (hereinafter referred to as "Land Restitution Unit") and Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), JICA held a series of discussions with Land Restitution Unit and relevant organizations to develop a detailed plan of the Project.

Both parties agreed the details of the Project and the main points discussed as described in the Appendix 1 and the Appendix 2 respectively. This Record of Discussions (hereinafter referred to as "R/D") is prepared in both English and Spanish, in case any discrepancy may be found in interpretation, the English text version shall prevail.

Both parties also agreed that Land Restitution Unit, the counterpart to JICA, would be responsible for the implementation of the Project in cooperation with JICA, coordinate with other relevant organizations and ensure that the self-reliant operation of the Project would be sustained during and after the implementation period in order to contribute toward social and economic development of Republic of Colombia.

The Project will be implemented within the framework of the Agreement on Technical Cooperation signed on 22nd December, 1976 (hereinafter referred to as "the Agreement") and the Note Verbales exchanged on 21st August, 2012 between the Government of Japan (hereinafter referred to as "GOJ") and the Government of Colombia (hereinafter referred to as "GOC").

Appendix 1: Project Description
Appendix 2: Main Points Discussed

PROJECT DESCRIPTION

I. BACKGROUND

Internal conflict between armed groups that gained power and organized in 1960s has been continued till these days, and the number of Internally Displaced Persons (IDP) is now estimated to around 4 million. GOC enacted Law 387 in 1997 which defined IDP and developed the framework for supporting IDP. Current GOC has been working actively to solve internal conflict issues and implement Law 1448, commonly known as "the Victims and Land Restitution Law" which was enacted in June 2011.

To Promote Implementation of Land Restitution Process, Land Restitution Unit was established in Ministry of Agriculture and Rural Development and is in charge of Land Restitution which described in the Law along with the cooperation from United Nations, the United States Agency for International Development (USAID), European Union (EU), Spain, Canada, Sweden, and so on.

Land Information System is under development by Land Restitution Unit in order to implement these series of land restitution process safely and efficiently with various related institutions of GOC and provide IDP proper administrative service. Because information registered and updated in the System includes private information such as personal address and assets, the System requires high quality information security management to avoid leaking information to those who are not authorized to use the information including groups which cause the enforced land abandonment.

Land Restitution Unit requested GOJ through GOC to implement the technical cooperation project on information security management. Responding to the request, JICA dispatched Contact Mission to Colombia for necessary information collection in August 2012.

The Detailed Planning Survey Team was dispatched from January to February 2013 in order to agree the framework of the Project through a series of discussions with related organizations of GOC including main counterpart, Land Restitution Unit, and to pre-evaluate the Project plan.

II. OUTLINE OF THE PROJECT

Details of the Project are described in the Logical Framework (Project Design Matrix: PDM) (Annex A) and the tentative Plan of Operation (Annex B).

1. Implementation Structure

The Project counterpart institutions are as described below and counterpart personnel are shown in Annex C. The Project organization chart is given in the Annex F. The roles and assignments of relevant organizations are as follows:

(1) Main Counterpart

The Project main counterpart is Special Administrative Unity of Restitution Management of Despoiled Lands (Land Restitution Unit)

(a) Project Director

Director General of Land Restitution Unit will be assigned as Project Director. The Project Director should be responsible for overall administration and

implementation of the Project.

(b) Project Manager
Director of the Office of Information Technology, Land Restitution Unit will be assigned as Project Manager. The Project Manager should be responsible for coordination of the Project.

(2) Other Counterpart
(a)Instituto Geográfico Agustin Codazzi (IGAC)
IGAC should provide necessary information for the Project and assign Counterpart Personnel for the Project.

(b) Instituto Colombiano para el Desrrollo Rural (INCODER)
INCODER should provide necessary information for the Project and assign Counterpart Personnel for the Project.

(c) Superintendencia de Notariado y Registro (SNR)
SNR should provide necessary information for the Project and assign Counterpart Personnel for the Project.

(d) El Consejo Superior de la Judicatura (Superior Council of the Judiciary)
Superior Council of the Judiciary should provide necessary information for the Project and assign Counterpart Personnel for the Project.

(e) Unidad para la Atención y Reparación Integral a las Víctimas (Victims Unit)
Victims Unit should provide necessary information for the Project and assign Counterpart Personnel for the Project.

(3) JICA Experts
JICA Experts will conduct technical transfer through necessary technical guidance, advices and recommendations to Land Restitution Unit on any matter pertaining to the implementation of the Project.

(4) Joint Coordinating Committee
Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as "JCC") will be established in order to facilitate inter-organizational coordination. JCC will be held at least once a year and whenever deems it necessary. JCC will approve an annual work plan, review overall progress, conduct monitoring and evaluation of the Project, and exchange opinions on major issues that arise during the implementation of the Project. A list of proposed members of JCC is shown in Annex D.

(5) Technical Working Group
Technical Working Group (hereinafter referred to as "TWG") will be established in order to coordinate technical matters on the Project. TWG will be held every two (2) months in principal and whenever deems it necessary. A list of proposed members of TWG is shown in Annex E.

2. Project Site(s) and Beneficiaries
Project Site is offices of Land Restitution Unit.

Direct beneficiaries are counterpart personnel. Indirect beneficiaries are the victims registered by Land Information System.

3. Duration

3 years from the first dispatch of JICA Expert.

4. Reports

Progress Report in Spanish and English should be prepared by main counterpart and JICA Experts and submitted to all JCC members in each six (6) month.

The Completion Report should be submitted at the end of the Project period.

5. Confidentiality Clause

(Regarding to the confidentiality clause related to the Project will be inserted here based on the proposal of Land Restitution Unit.)

6. Environmental and Social Considerations

Land Restitution Unit agreed to abide by 'JICA Guidelines for Environmental and Social Considerations' in order to ensure that appropriate considerations will be made for the environmental and social impacts of the Project. Both sides confirmed that the Project is categorized as "C".

7. Labor Relationship

(Regarding to the labor relationship related to the Project will be described here based on the proposal of Land Restitution Unit.)

III. UNDERTAKINGS OF Land Restitution Unit AND Government of Colombia")

Land Restitution Unit and GOC shall take necessary measures to:

1. Ensure that the technologies and knowledge acquired by the Republic of Colombia nationals as a result of Japanese Technical Cooperation contributes to the economic and social development of Republic of Colombia, and that the knowledge and experience acquired by the personnel of Republic of Colombia from technical training as well as the equipment provided by JICA shall be utilized effectively in the implementation of the Project; and
2. Grant privileges, exemptions and benefits to JICA Experts referred to in II-1 (3) above and their families, which are no less favorable than those granted to experts and members of the missions and their families of third countries or international organizations performing similar missions in Republic of Colombia.

IV. EVALUATION

JICA and Land Restitution Unit will jointly conduct the terminal evaluation during the last six (6) months of the cooperation term. Both sides agreed that the result of evaluation will be open to public, excluding victims privacy related issues and sensitive information.

JICA will conduct the following evaluations and surveys to mainly verify sustainability and impact of the Project and draw lessons. Land Restitution Unit is required to provide necessary support for them.

1. Ex-post evaluation three (3) years after the project completion, in principle

2. Follow-up surveys on necessity basis

V. PROMOTION OF PUBLIC SUPPORT

For the purpose of promoting support for the Project, Land Restitution Unit will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of Republic of Colombia.

VI. MUTUAL CONSULTATION

JICA and Land Restitution Unit will consult each other whenever any major issues arise in the course of the Project implementation.

VII. AMENDMENTS

The R/D may be amended by the Minutes of Meeting between JICA and Land Restitution Unit. The Minutes of Meeting will be signed by authorized persons of each side who may be different from the signers of the R/D.

Annex A Logical Framework (Project Design Matrix:PDM)
Annex B Tentative Plan of Operation
Annex C Project Counterpart List
Annex D A List of Proposed Members of Joint Coordinating Committee
Annex E A List of Proposed Members of Technical Working Group
Annex F Project Organization Chart

Appendix 2

MAIN POINTS DISCUSSED

1. Land Restitution Process

Even though the Project is focused on information security on Land Information System, both JICA and Colombian sides confirmed that Land Restitution Unit would provide JICA updated public information of land restitution process.

2. Cooperation on Satellite Photo

During the discussions with JICA mission in August 2012, Colombian side requested cooperation on technical transfer for analyzing satellite photos and purchase them as an optional idea. JICA carefully considered the request and decided not to include it in the cooperation components due to budget limitation and difference of the expertise from other components. Colombian side agreed on it.

3. Project Scope

JICA and Colombian sides agreed that activities of the Project should be focus on information security. Both sides confirmed that all the decisions and responsibilities on personal safety and security matters on Land Information System should be taken by Colombian side.

Both sides agreed that JICA Experts should not work for sensitive issue of Land Information System.

4. Coordination among Related Organizations

JICA and Colombian sides agreed to promote on coordination and networking of related organization of GOC and other donors working on Land Information System and land restitution process in order to generate synergetic effects. Both sides agreed that Land Restitution Unit should take main role and JICA Experts should support Land Restitution Unit on it.

PROJECT DESIGN MATRIX (PDM)

Annex A

Project Title: Project on Capacity Development on Information Security Management of Land Information System for Land Restitution Policy Promotion
Cooperation Period: 3 Years
Project Site: Land Restitution Unit Offices
Target Group: Land Restitution Unit, IGAC, INCODER, Superior Council of the Judiciary, SNR, Victims Unit
Final Beneficiaries: Victims registered by Land Information System

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumptions
Overall Goal			
Land Information System is utilized efficiently and safely in the Land Restitution Process	-Number of Juridical decision of land restitution	-Statistical output of Land Information System	-GOC Policy direction on land restitution is not changed. -Large scale anti-land restitution activities does not happen.
Project Purpose			
Capacity on information security management of Counterpart organizations in charge of Land Information System is strengthened	-Number of C/P personnel who obtained certificate. -Formulation and implementation of information security policy. -Completion and implementation of information security management guidelines.	-Monitoring report -Project progress report	-GOC Policy direction on land restitution is not changed. -Large scale anti-land restitution activities does not happen
Output			
1. Information Security Infrastructure related to Land Information System is strengthened	-Number of improvements on information security infrastructure based on Experts advices	-System development log and reports	-GOC Policy direction on land restitution is not changed. -Large scale anti-land restitution activities does not happen. -Information security of external contractor is guaranteed.
2. Technical skills of C/P personnel on Information security related to Land Information System management is developed	-Number of C/P personnel who obtained certificate.	-Project progress report	
3. Institutional framework for information security management is developed.	-Formulation of information security policy. -Completion of information security management guidelines.	-Project progress report	
Activity	**Input**		**Pre-conditions**
1-1 Review related organizations, networking with other system, component of legislation, structure of the system, related law and regime. 1-2 Analyze challenges on information security by reviewing environment around Land Information System such as internet, offices of Land Restitution Unit, data backup and so on. 1-3 Conduct seminars to introduce necessary technologies on information security including digital document for Land Information System. 1-4 Implement necessary improvements on information security infrastructure by C/P. 1-5 Wrap up reviews on information security 2-1 Implement capacity assessment of C/P personnel on technical skills of information security 2-2 Formulate implementation plan of seminar and training. 2-3 Prepare seminar agenda and materials. 2-4 Conduct seminars on institutional framework for information security and on digital document satisfying judicial standard. 2-5. Conduct training in Japan or Third Country. 2-6 Monitor on transferred technical skills and conduct supplemental seminar(s) if necessary. 3-1 Review existing information security policy and guidelines, and identify challenges. 3-2 Formulate or update draft on information security policy based on identified challenges. 3-3 Formulate or update draft on information security guidelines based on identified challenges. 3-4 Monitor compliance on the information security policy and guidelines and feedback the result. 3-5 Finalize information security policy and guidelines based on the feedback.	Japanese Side (1) Dispatch of Experts 1-1 Information System, Information Security, Training Plan, Coordinator etc., *Local consultant may be assigned to support Experts. (2) Seminar/Training in Colombia 2-1. Expense for holding Seminar(s) and/or Training(s) 2-2. Material and equipment necessary for seminar (3) Training in Japan/Third Country 3-1. Training in Japan/Third Country on E-Government and Information Security.	Colombian Side (1) Provision of Counterpart Personnel Project Director, Project Manager and Counterpart personnel should be assigned. (2) Provision of office space and equipment for JICA Experts (3) Necessary arrangement for security.	-Minimum security situation in Colombia is maintained. -Land registration and restitution process with land information system will be continued by GOC

Annex B

Tentative PLAN OF OPERATION (PO)

Project on Capacity Development on Information Security Management of Land Information System for Land Restitution Policy Promotion

Activities	2013						2014												2015												2016					
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
1-1. Review related organizations, networking with other system, component of legislation, structure of the system, related law and regime.																																				
1-2 Analyze challenges on information security by reviewing environment around Land Information System such as internet, offices of Land Restitution Unit, data backup and so on.																																				
1-3 Conduct seminars to introduce necessary technologies on information security including digital document for Land Information System.																																				
1-4 Implement necessary improvements on information security infrastructure by C/P.																																				
1-5 Wrap up reviews on information security.																																				
2-1 Implement capacity assessment of C/P personnel on technical skills of information security.																																				
2-2 Formulate implementation plan of seminars and training.																																				
2-3 Prepare seminar agenda and materials.																																				
2-4 Conduct seminars on introducing cases in Japan on institutional framework for information security and on digital document satisfying judicial standard.																																				
2-5. Conduct training in Japan or Third Country.																																				
2-6 Monitor on transferred technical skills and conduct supplemental seminar(s) if necessary.																																				
3-1 Review existing information security policy and guidelines, and identify challenges.																																				
3-2 Formulate or update draft on information security policy based on identified challenges.																																				
3-3 Formulate or update draft on information security guidelines based on identified challenges.																																				
3-4 Monitor compliance on the information security policy and guidelines and feedback the result.																																				
3-5 Finalize information security policy and guidelines based on the feedback.																																				

Annex C LIST OF COUNTERPART PERSONNEL

1. Project Director

   Mr. Juses Ricardo Sabogal Urrego, Director General, Land Restitution Unit

2. Project Manager

   Mr. Luis Alberto Clavijo Cuineme, Director of the Office of Information Technology, Land Restitution Unit

3. Members

Organization	Role	Position
Land Restitution Unit		
IGAC		
INCODER		
SNR		
Superior Council of the Judiciary		
Victims Unit		

*List of Counterpart Personnel will be finalized before Signing of R/D

Annex D Joint Coordinating Committee (JCC)

1. Function

The Joint Coordinating Committee shall;

(1) facilitate inter-organizational coordination
(2) approve an annual work plan
(3) review overall progress
(4) conduct monitoring and evaluation of the Project
(5) Report the result of discussions to Ministry of Agriculture and Rural Development
(6) exchange opinions on major issues that arise during the implementation of the Project

2. Composition

The Joint Coordination Committee shall be composed of;

(1) Chairperson: Project Director
(2) Members;
- Project Manager
- Land Restitution Unit
- IGAC
- INCODER
- SNR
- Superior Council of the Judiciary
- Victims Unit
- Japan International Cooperation Agency
- Others appointed by the Chairperson

3. Secretariat of Joint Coordinating Committee

The Information Technology Head Office of Land Restitution Unit will act as the Secretariat of the Committee. The Secretariat will coordinate matters pertaining to the administration of the Committee.

Annex E Technical Working Group (TWG)

1. Function

The Technical Working Group shall;

(1) facilitate inter-organizational coordination on technical issues

(2) support coordination for conducting seminars

(3) exchange opinions on technical issues that arise during the implementation of the Project

(4) report the result of discussion to JCC

2. Composition

The Technical Working Group shall be composed of;

(1) Chairperson: Project Manager

(2) Members: Personnel in charge of technical issues of;

- Land Restitution Unit
- IGAC
- INCODER
- SNR
- Superior Council of the Judiciary
- Victims Unit
- Japan International Cooperation Agency
- Others appointed by the Chairperson

3. Secretariat of Technical Working Committee

The Information Technology Head Office of Land Restitution Unit will act as the Secretariat of the Group. The Secretariat will coordinate matters pertaining to the administration of the Group.

Annex F Project Organization Chart

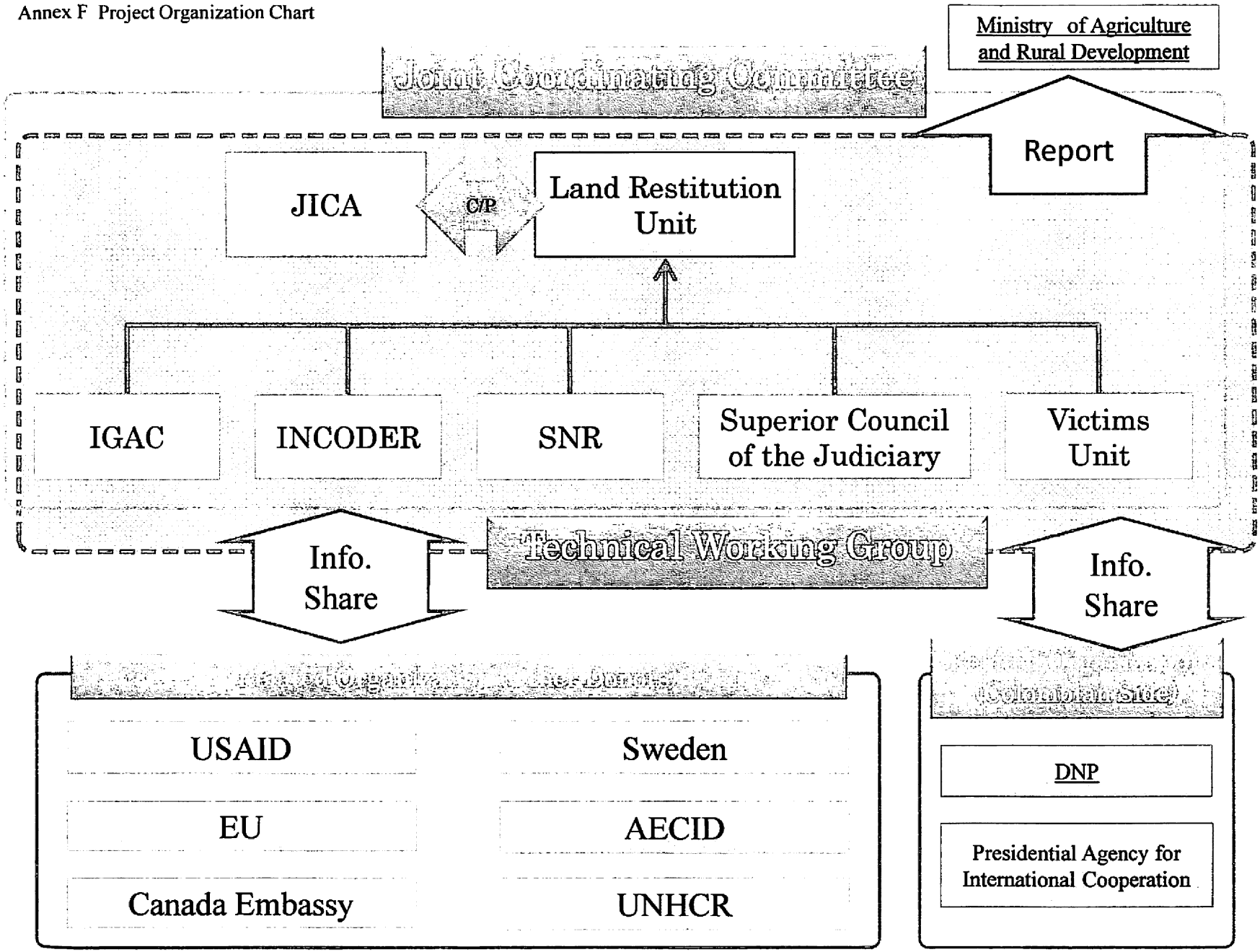

RECORD OF DISCUSSIONS

ON

PROJECT ON CAPACITY DEVELOPMENT ON INFORMATION SECURITY MANAGEMENT OF LAND INFORMATION SYSTEM FOR LAND RESTITUTION POLICY PROMOTION

IN

THE REPUBLIC OF COLOMBIA

AGREED UPON BETWEEN

SPECIAL ADMINISTRATIVE UNIT FOR THE MANAGEMENT OF DESPOILED AND ABANDONED LANDS RESTITUTION

AND

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

Bogota, 11 April 2013

Mr. Hidemitsu Sakurai
Chief Representative
Colombia Office
Japan International Cooperation Agency
Japan

Mr. Jesus Ricardo Sabogal Urrego
Director General
Special Administrative Unit for the Management of Despoiled and Abandoned Lands Restitution
Ministry of Agriculture and Rural Development
Republic of Colombia

Mrs. Sandra Bessudo Lion
Director General
Presidential Agency for International Cooperation of Colombia
Republic of Colombia

Mr. Juan Camilo Restrepo Salazar
Minister
Ministry of Agriculture and Rural Development
Republic of Colombia

Based on the Minutes of Meeting on the Detailed Planning Survey for the Project on Capacity Development on Information Security Management of Land Information System for Land Restitution Policy Promotion (hereinafter referred to as "the Project") signed on 6th February, 2013 between the Special Administrative Unit for the Management of Despoiled and Abandoned Lands Restitution (hereinafter referred to as "Land Restitution Unit") and Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), JICA held a series of discussions with the Land Restitution Unit and relevant organizations to develop a detailed plan of the Project.

Both parties agreed on the details of the Project and the main points discussed as described in Appendix 1 and Appendix 2, respectively. This Record of Discussions (hereinafter referred to as "R/D") is prepared both in English and Spanish; in case any discrepancy may be found in interpretation, the English version shall prevail.

Both parties also agreed that the Land Restitution Unit, main JICA counterpart, will be responsible for the implementation of the Project in cooperation with JICA, will coordinate with other relevant organizations and ensure a sustainable and self-reliant operation of the Project during and after the implementation period in order to contribute to the social and economic development of the Republic of Colombia.

The Project will be implemented within the framework of the Agreement on Technical Cooperation signed on the 22nd of December, 1976 (hereinafter referred to as "the Agreement") and the Note Verbales exchanged on the 21st of August, 2012, between the Government of Japan (hereinafter referred to as "GOJ") and the Government of Colombia (hereinafter referred to as "GOC").

Appendix 1: Project Description
Appendix 2: Main Points Discussed

Appendix 1

PROJECT DESCRIPTION

I. BACKGROUND

The Colombian internal conflict between armed groups that emerged in the 1960s and gradually gained power still continues. On December 31, 2012, the Information System on Displaced Population (SIPOD) reported 4,565,021 internally displaced persons. The GOC enacted Law 387 in 1997 defining IDPs and developing the framework for their support. Current GOC has been working actively to solve internal conflict issues and implement Law 1448, commonly known as "the Victims and Land Restitution Law" which was enacted in June 2011.

To promote the implementation of the land restitution process, the Land Restitution Unit was established under the Ministry of Agriculture and Rural Development as the entity in charge of the administrative procedures and the legal representation for Land Restitution as established in the Law. In this endeavor it has counted with the cooperation from United Nations, the United States Agency for International Development (USAID), the European Union (EU), Spain, Canada, Sweden, and others.

The Land Information System is under development by the Land Restitution Unit in order to implement land restitution processes safely and efficiently with the various GOC related institutions and provide IDPs proper administrative services. Given that the information registered and updated in the System includes private information such as personal address and assets, the System requires high quality information security management to avoid leaking information to those who are not authorized to use it including groups responsible for forced land abandonment.

Through the GOC, the Land Restitution Unit requested the GOJ to implement a technical cooperation project on information security management. Responding to the request, JICA dispatched a Contact Mission to Colombia to collect the necessary information in August 2012.

A Detailed Planning Survey Team was dispatched from January to February 2013 in order to agree the framework of the Project through a series of discussions with related organizations of the GOC including the main counterpart, i.e., the Land Restitution Unit, and to pre-evaluate the Project plan.

II. OUTLINE OF THE PROJECT

Details of the Project are described in the Logical Framework (Project Design Matrix: PDM) (Annex A) and the tentative Plan of Operation (Annex B).

1. Implementation Structure

The Project counterpart institutions are described below and the counterpart personnel are shown in Annex C. The Project organization chart is included in the Annex F. The roles and assignments of relevant organizations are as follows:

(1) Main Counterpart

The Project main counterpart is the Special Administrative Unity for the Management of Despoiled and Abandoned Lands Restitution (Land Restitution Unit)

(a) Project Director

Director General of Land Restitution Unit will be assigned as Project Director. The Project Director should be responsible for overall administration and implementation of the Project.

(b) Project Manager
Director of the Information and Communications Technology Office, Land Restitution Unit, will be assigned as Project Manager. The Project Manager should be responsible for Project coordination.

(2) Other Counterpart institutions
(a)Instituto Geográfico Agustin Codazzi (IGAC)
IGAC should provide the necessary information for the Project and assign Counterpart Personnel.

(b) Instituto Colombiano para el Desrrollo Rural (INCODER)
INCODER should provide the necessary information for the Project and assign Counterpart Personnel.

(c) Superintendencia de Notariado y Registro (SNR)
SNR should provide the necessary information for the Project and assign Counterpart Personnel.

(d) Consejo Superior de la Judicatura (CSJ)
CSJ should provide the necessary information for the Project and assign Counterpart Personnel.

(e) Unidad Administrativa Especial para la Atención y Reparación Integral a las Víctimas (Victims Unit)
Victims Unit should provide necessary information for the Project and assign Counterpart Personnel.

(3) JICA Experts
JICA Experts will conduct technical transfer through necessary technical guidance, advices and recommendations to Land Restitution Unit on any matter pertaining to the implementation of the Project.

(4) Joint Coordinating Committee
The Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as "JCC") will be established in order to facilitate inter-organizational coordination. JCC will be held at least once a year and whenever deemed as necessary. JCC will approve an annual work plan, review overall progress, conduct monitoring and evaluation of the Project, and exchange opinions on major issues that may arise during the implementation of the Project. JCC may invite other institutions with which it shares information in the framework of the present Project whenever it deems it necessary.
A list of proposed members of JCC is shown in Annex D.

(5) Technical Working Group
A Technical Working Group (hereinafter referred to as "TWG") will be established in order to coordinate technical matters regarding the Project. TWG will be held in

principle every two (2) months and whenever deems it necessary. A list of proposed members of TWG is shown in Annex E.

2. Project Site(s) and Beneficiaries

The Project Site will be located in the Land Restitution Unit office.

The direct beneficiaries are the counterpart personnel. Indirect beneficiaries are the victims registered in the Land Information System.

3. Duration

Three years from the first dispatch of JICA Expert.

4. Reports

Progress Reports in Spanish and English should be prepared by the main counterpart and JICA Experts and submitted to all JCC members every six (6) months.

The Completion Report should be submitted at the end of the Project period by the Project manager.

5. Confidentiality Clause

Based on the contents of Law 1448, 2011, and the Land Restitution Unit regulations and stipulations, the parties agree to keep the confidentiality of the information related to Project beneficiaries to which they will have access during the development of the Project and/or the information saved in the corresponding information systems.

6. Environmental and Social Considerations

The Land Restitution Unit agreed to abide by 'JICA Guidelines for Environmental and Social Considerations' in order to ensure that appropriate considerations will be made regarding the environmental and social impacts of the Project. Both sides confirmed that the Project is categorized as "C".

7. Labor Relationship

It is understood that no labor relationship is established between the Land Restitution Unit and JICA experts. Labor obligations with any personnel hired by JICA are of its exclusive responsibility including salaries, social benefits and compensations that may correspond to personnel hired during Project implementation. This personnel will have no relation whatsoever with the Land Restitution Unit in terms of contract.

III. UNDERTAKINGS OF the Land Restitution Unit

The Land Restitution Unit and the GOC shall take necessary measures to:

1. Ensure that the technologies and knowledge acquired by the Republic of Colombia nationals as a result of Japanese Technical Cooperation contributes to the economic and social development of the Republic of Colombia, and that the knowledge and experience acquired by the personnel of the Republic of Colombia from technical training, as well as the equipment provided by JICA, shall be utilized effectively in the implementation of the Project; and
2. Grant privileges, exemptions and benefits to JICA Experts referred to in section II-1 (3) above and their families, which are no less favorable than those granted to experts and members of the missions and their families from third countries or international organizations performing similar missions in the Republic of

Colombia.

IV. EVALUATION

JICA and Land Restitution Unit will jointly conduct the terminal evaluation during the last six (6) months of the cooperation term based on the logical framework agreed upon. The evaluation report will exclude private and sensitive information on victims.

JICA will conduct the following evaluations and surveys to mainly verify sustainability and impact of the Project and draw lessons. Land Restitution Unit is required to provide necessary support for them.

1. Ex-post evaluation three (3) years after the project completion, in principle
2. Follow-up surveys on necessity basis. The report will exclude private and sensitive information on victims.

V. PROMOTION OF PUBLIC SUPPORT

For the purpose of promoting support for the Project, Land Restitution Unit will take appropriate measures to give visibility to the Project among the people of the Republic of Colombia.

VI. MUTUAL CONSULTATION

JICA and the Land Restitution Unit will consult each other whenever any major issues arise in the course of Project implementation.

VII. AMENDMENTS

The R/D may be amended by the Minutes of Meeting agreed by JICA and the Land Restitution Unit. The Minutes of Meeting will be signed by the persons authorized by each party who may be different from the R/D signers.

Annex A Logical Framework (Project Design Matrix: PDM)
Annex B Tentative Plan of Operation
Annex C Project Counterpart List
Annex D A List of Proposed Members of Joint Coordinating Committee
Annex E A List of Proposed Members of Technical Working Group
Annex F Project Organization Chart

Appendix 2

MAIN POINTS DISCUSSED

1. Land restitution process monitoring

Both JICA and the Colombian side agreed on supporting the monitoring of the land restitution process by providing public information.

2. Cooperation on Satellite Photos

During the discussions with JICA mission in August 2012, the Colombian side requested cooperation on technical transfer for analyzing satellite photos and purchasing them as an optional idea. JICA carefully considered the request and decided not to include it in the cooperation components due to budget limitations and the fact that it was part of a different expertise field. The Colombian side agreed on this.

3. Project Scope

JICA and Colombian sides agreed that activities of the Project should be focus on information security. Both sides confirmed that all the decisions and responsibilities on personal safety and security matters on Land Information System should be taken by Colombian side.

Both sides agreed that JICA Experts should not work on sensitive issues of the Land Information System.

4. Coordination among Related Organizations

JICA and the Colombian side agreed to promote the coordination and networking of related organizations of the GOC and other donors working on the Land Information System and land restitution process in order to generate synergetic effects. Both sides agreed that the Land Restitution Unit should play the main role regarding such coordination and that JICA Experts should support the Land Restitution Unit coordination activities.

Annex C LIST OF COUNTERPART PERSONNEL

1. Project Director

   Mr. Jesús Ricardo Sabogal Urrego, General Director, Land Restitution Unit

2. Project Manager

   Mr. Luis Alberto Clavijo Cuineme, Director of the Office of Information Technology, Land Restitution Unit

3. Members

Organization	Role	Position
Land Restitution Unit	Project Manager	Director of the Office of Information Technology
	Technical representative of the Land Restitution Unit	Coordinator of the Registry of Stripped Lands
IGAC	IGAC representative to the Coordinating Committee	Land policy adviser of the IGAC General Director
	Technical representative of the IGAC	Head of the IT and Telecommunications Office
INCODER	INCODER representative to the Coordinating Committee	Technical Director of IT
	Technical representative of the INCODER	Specialist Engineer on Information Systems
SNR	SNR representative to the Coordinating Committee	Lawyer, land restitution and formalization advisor, responsible for the coordination with national and international institutions, including aid agencies and nongovernmental organizations.
	Technical representative of the SNR	Systems Engineer, liaison Officer between the SNR and the Land Restitution Unit

Superior Council of the Judiciary	Superior Council of the Judiciary representative to the Coordinating Committee	Magistrate coordinator of the Land restitution at the Administrative Chamber
	Technical representative of the Superior Council of the Judiciary	Engineer in charge of land restitution at the Superior Council of the Judiciary
Victims Unit	Victims Unit representative to the Coordinating Committee	Director of registry and information management Office
	Technical representative of the Victims Unit	Specialized Professional on registration and information management
Presidential Agency for International Cooperation	Presidential Agency for International Cooperation representative to the Coordinating Committee	Responsible for Japan Affairs or Agriculture Sector Liaison Officer

Annex D Joint Coordinating Committee (JCC)

1. Function

The Joint Coordinating Committee shall;

(1) facilitate inter-organizational coordination
(2) approve an annual work plan
(3) review overall progress
(4) conduct monitoring and evaluation of the Project
(5) Report the result of discussions to Ministry of Agriculture and Rural Development
(6) exchange opinions on major issues that arise during the implementation of the Project

2. Composition

The Joint Coordination Committee shall be composed of;

(1) Chairperson: Project Director
(2) Members;

- Project Manager
- Land Restitution Unit
- IGAC
- INCODER
- SNR
- Superior Council of the Judiciary
- Victims Unit
  Presidential Agency for International Cooperation of Colombia
- Japan International Cooperation Agency
- Others appointed by the Chairperson

3. Secretariat of Joint Coordinating Committee

The Information Technology Head Office of Land Restitution Unit will act as the Secretariat of the Committee. The Secretariat will coordinate matters pertaining to the administration of the Committee.

Annex E Technical Working Group (TWG)

1. Function

The Technical Working Group shall:

(1) facilitate inter-organizational coordination on technical issues

(2) support coordination for conducting seminars

(3) exchange opinions on technical issues that arise during the implementation of the Project

(4) report the result of discussion to JCC

2. Composition

The Technical Working Group shall be composed of:

(1) Chairperson: Project Manager

(2) Members: Personnel in charge of technical issues of:

- Land Restitution Unit
- IGAC
- INCODER
- SNR
- Superior Council of the Judiciary
- Victims Unit
- Japan International Cooperation Agency
- Others appointed by the Chairperson

3. Secretariat of Technical Working Committee

The Information Technology Head Office of Land Restitution Unit will act as the Secretariat of the Group. The Secretariat will coordinate matters pertaining to the administration of the Group.

PROJECT DESIGN MATRIX (PDM)

Annex A

Project Title: Project on Capacity Development on Information Security Management of Land Information System for Land Restitution Policy Promotion
Cooperation Period: 3 Years
Project Site: Land Restitution Unit Offices
Target Group: Land Restitution Unit, IGAC, INCODER, Superior Council of the Judiciary, SNR, Victims Unit
Final Beneficiaries: Victims registered by Land Information System

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumptions
Overall Goal			
Land Information System is utilized efficiently and safely in the Land Restitution Process	-The violations on information integration by Land Information System is not reported. - Land Information System is constantly utilized among related institutions.	-Statistical output of Land Information System	-GOC Policy direction on land restitution is not changed -Large scale anti-land restitution activities does not happen.
Project Purpose			
Capacity on information security management of Counterpart organizations in charge of Land Information System is strengthened	-Number of C/P personnel who obtained certificate. -Formulation and implementation of information security policy. -Completion and implementation of information security management guidelines.	-Monitoring report -Project progress report	-GOC Policy direction on land restitution is not changed -Large scale anti-land restitution activities does not happen
Output			
1. Information Security Infrastructure related to Land Information System is strengthened	-Number of improvements on information security infrastructure based on Experts advices. (Concrete target number will be set after starting project)	-System development log and reports	-GOC Policy direction on land restitution is not changed -Large scale anti-land restitution activities does not happen -Information security of external contractor is guaranteed.
2. Technical skills of C/P personnel on Information security related to Land Information System management is developed	-Number of C/P personnel who obtained certificate. (Concrete target number will be set after starting project)	-Project progress report	
3. Institutional framework for information security management is developed.	-Formulation of information security policy. -Completion of information security management guidelines.	-Project progress report	
Activity	**Input**		**Pre-conditions**
1-1. Review related organizations, networking with other system, component of legislation, structure of the system, related law and regime. 1-2 Analyze challenges on information security by reviewing environment around Land Information System such as internet, offices of Land Restitution Unit, data backup and so on. 1-3 Conduct seminars to introduce necessary technologies on information security including digital document for Land Information System. 1-4 Implement necessary improvements on information security infrastructure by C/P. 1-5 Wrap up reviews on information security. 2-1 Implement capacity assessment of C/P personnel on technical skills of information security. 2-2 Formulate implementation plan of seminar and training. 2-3 Prepare seminar agenda and materials. 2-4 Conduct seminars on institutional framework for information security and on digital document satisfying judicial standard. 2-5. Conduct training in Japan or Third Country. 2-6 Monitor on transferred technical skills and conduct supplemental seminar(s) if necessary. 3-1 Complement and/or update existing information security policy and guidelines, and identify challenges. 3-2 Formulate or update draft on information security policy based on identified challenges. 3-3 Formulate or update draft on information security guidelines based on identified challenges. 3-4 Monitor compliance on the information security policy and guidelines and feedback the result. 3-5 Finalize information security policy and guidelines based on the feedback.	<u>Japanese Side</u> (1) Dispatch of Experts 1-1. Information System, Information Security, Training Plan, Coordinator etc., *Local consultant may be assigned to support Experts. (2) Seminar/Training in Colombia 2-1. Expense for holding Seminar(s) and/or Training(s) 2-2. Material and equipment necessary for seminar (3) Training in Japan/Third Country 3-1. Training in Japan/Third Country on E-Government and Information Security.	<u>Colombian Side</u> (1) Provision of Counterpart Personnel Project Director, Project Manager and Counterpart personnel should be assigned. (2) Provision of office space and equipment for JICA Experts (3) Necessary arrangement for security.	-Minimum security situation in Colombia is maintained -Land registration and restitution process with land information system will be continued by GOC

Annex B

Tentative PLAN OF OPERATION (PO)

Project on Capacity Development on Information Security Management of Land Information System for Land Restitution Policy Promotion

Activities	2013						2014												2015												2016					
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
1-1. Review related organizations, networking with other system, component of legislation, structure of the system, related law and regime.																																				
1-2 Analyze challenges on information security by reviewing environment around Land Information System such as internet, offices of Land Restitution Unit, data backup and so on.																																				
1-3 Conduct seminars to introduce necessary technologies on information security including digital document for Land Information System.																																				
1-4 Implement necessary improvements on information security infrastructure by C/P.																																				
1-5 Wrap up reviews on information security.																																				
2-1 Implement capacity assessment of C/P personnel on technical skills of information security.																																				
2-2 Formulate implementation plan of seminars and training.																																				
2-3 Prepare seminar agenda and materials.																																				
2-4 Conduct seminars on introducing cases in Japan on institutional framework for information security and on digital document satisfying judicial standard.																																				
2-5. Conduct training in Japan or Third Country.																																				
2-6 Monitor on transferred technical skills and conduct supplemental seminar(s) if necessary.																																				
3-1 Complement and/or update existing information security policy and guidelines, and identify challenges.																																				
3-2 Formulate or update draft on information security policy based on identified challenges.																																				
3-3 Formulate or update draft on information security guidelines based on identified challenges.																																				
3-4 Monitor compliance on the information security policy and guidelines and feedback the result.																																				
3-5 Finalize information security policy and guidelines based on the feedback.																																				

Annex F Project Organization Chart

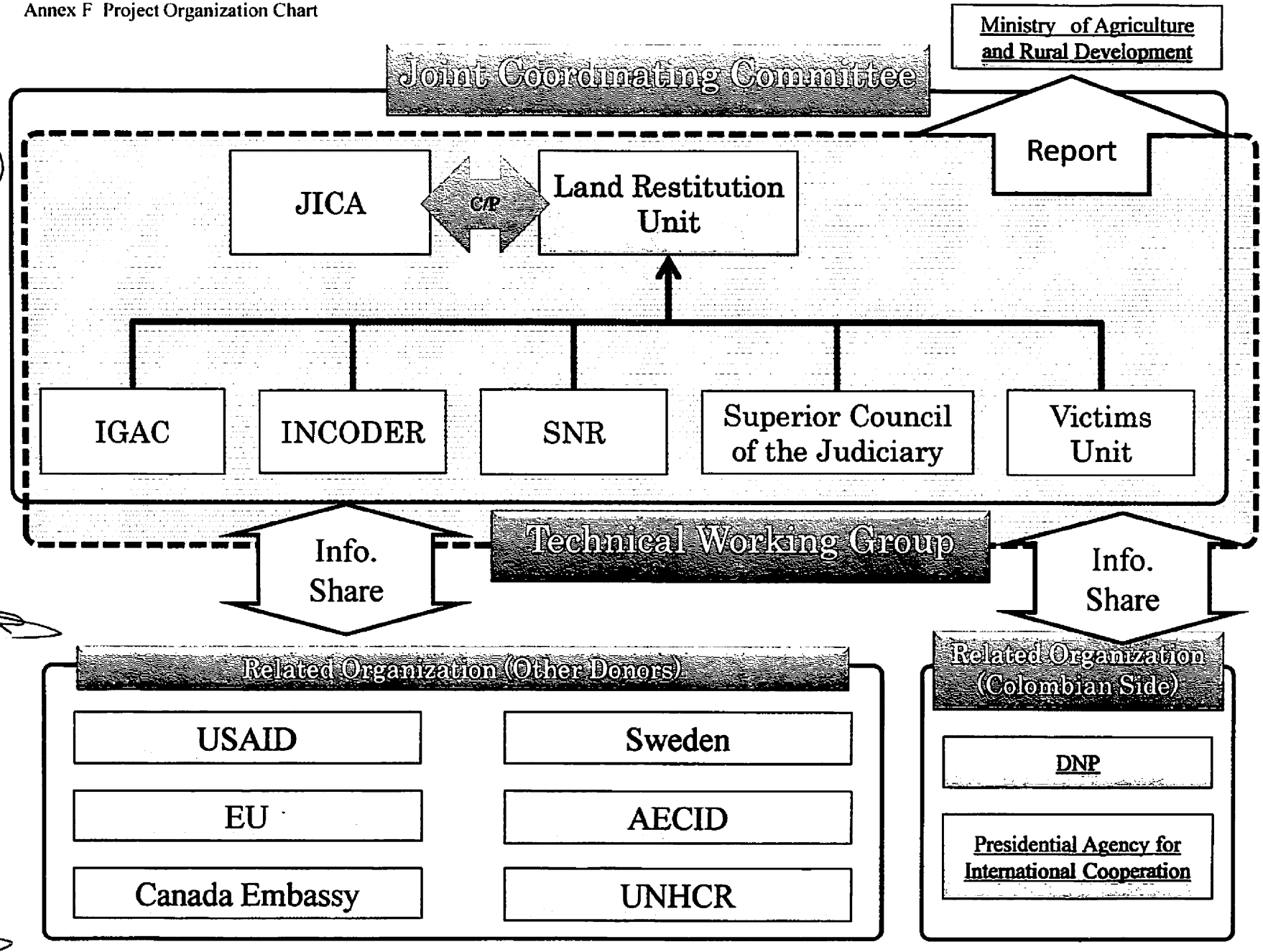

2011 年 6 月 10 日法律第 1448 号

本法により、国内武装紛争の被害者に対する対応、支援、
及び総合的補償措置が定められ、またその他の規定が制定される。

コロンビア議会は以下の事項を制定する。:

第１部
総　則

第１章
目的、範囲及び被害者の定義

第１条：目的
本法の目的は、移行期正義の枠組みの中で、本法第３条に定める暴力の被害者のために、真実、正義、及び繰り返さない保証を含む補償に対する被害者の権利享受を実現する、個々或いは集団の司法、行政、社会、経済的な一連の措置を定め、それにより被害者の状況が認識され、憲法に定められた権利の実現を通じて、尊厳が得られるようにすることである。

第２条：本法の適用範囲
本法は、本法第３条で言及する被害者への人道的援助、対応、支援、補償に関し定めるもので、被害者が尊厳を回復し、完全な市民権を担えるための手段を提供する。

先住民及び黒人共同体への対応、支援、補償措置は、それぞれの民族グループについての特別規則の一部であり、それらの措置については、それぞれの民族グループの習俗や習慣、集団権利を尊重するため、本法第 205 条の規定に従い、事前に諮問される。

第３条：被害者
本法で言及する被害者とは、国内武装紛争により生じた国際人権法の違反、又は人権に関する国際的規則の深刻且つ明らかな侵害の結果として、1985 年 1 月 1 日以降に発生した事実により、個人あるいは集団で被害を受けた人々である。

また、直接の被害者が死亡又は行方不明となっている場合、その配偶者、恒常的なパートナー、同性のパートナー、一親等の血族、姻族も被害者である。これらが不在の場合、第二親等の尊属血族が被害者となる。

同様に、危険に晒された被害者を助けるため、或いは虐待を防止しようとして巻き込まれ、被害を受けた人々も被害者と考慮される。

被害者としての資格は、処罰に値する行為を行なった犯人が特定され、逮捕され、起訴さ

れ、有罪判決を受けているかどうか、また、犯人と被害者の間に親族関係が存在するかどうかとは独立して得られるものである。

付項１：
国軍・警察の構成員が本条で定義する被害者である場合、その経済的補償については、あらゆる観点から、適用され得る特別制度に従い権利を有する補償となる。同様に、本法に示された繰り返さない保証及び償い措置への権利も有する。

付項２：
非合法武装組織の構成員は、子供や若者が非合法武装組織から脱退し、その時点で未成年である場合を除き、被害者とは考慮されない。

本法では、非合法武装組織構成員の配偶者、パートナー、恒常的パートナー、または親族は、本条で言及する権利の侵害による直接の被害者と考慮されることはあっても、非合法武装組織構成員が受けた被害ゆえに間接的被害者となることはない。

付項３：
本条の定義に従うと、一般犯罪行為の結果としてその権利の侵害を受けた人々は、被害者とは考慮されない。

付項４：
1985 年 1 月 1 日以前に発生した事象により被害者となった人々は、本法に定める真実、象徴的補償措置、繰り返さない保証への権利を有する。これは、社会的集団の一部としてで、個々に特定される必要はない。

付項５：
本条に定める被害者の定義は、いかなる場合にも、国際人道法、国際人権法、特に、1949 年ジュネーブ条約共通第３条の規定に従い、本法で虐待行為として言及される危害を引き起こしたテロリストグループ及び・または非合法武装グループに関する、公的な性質の認知として解釈されたり、推測されてはならない。憲法、法律及び規則により国軍に該当する、その他の犯罪者を討伐する権限や機能の行使が、本法に含まれる規定により影響を受けることは全く無い。

第２章
全般的原則

第４条：尊厳
真実、正義、補償への権利の価値基盤は、被害者の身体と名誉の尊重である。被害者は考慮と敬意をもって遇され、彼らに影響する決定に参加することになるが、そのために情報、助言、必要な協力を得て、憲法が命じる権利、肯定的な義務と尊厳の原則について有効な庇護を得ることができる。

国家は、本法に定められた対応、支援、補償措置が、被害者が再びその権利と義務を完全

に行使する国民となることに貢献できるよう、被害者の自立を強化するための活動を優先的に実施する。

第５条：善意の原則
国家は、本法で言及する被害者の善意を前提とする。被害者は、法的に受容される何らかの手段により、受けた被害を証明することができる。行政当局が立証の負担から被害者を解放するよう、当該当局に対する受けた被害の簡略証明は被害者に基づき行なわれる。

行政補償措置が決定されるプロセスでは、当局は、被害者が受けた被害の証明を行い易くする立証ルールを適用し、被害者のために常に善意の原則を適用する。

土地回復に関する司法手続きにおいては、立証負担は、本法 78 条の規定に従う。

第６条：平等
本法に定められたあらゆる措置は、性差なく、自由、性的傾向、人種、社会的状況、職業、出自、または家族、言語、信仰、政治的意見、または哲学的意見を尊重し、認識される。

第７条：然るべきプロセスの保証
国家は、憲法 29 条に定められた条件に従い、当該機関を通じて、正当かつ有効なプロセスを保証しなければならない。

第８条：移行期正義
移行期正義とは、国内の和解と永続的かつ持続的な平和を達成するという最終目標のために、本法第３条で定める侵害の責任者がその行為についての説明責任を担い、正義、真実、被害者への総合的補償の権利を満たし、事象の非再発に必要な制度改革と非合法武装組織の解体を実施することを保証するための社会の試みと関係する司法または司法外の様々なプロセスやメカニズムである。

第９条：移行期措置の性質
国家は、本法で定義する被害者と考慮される全ての個人が、真実、正義、補償に対する権利、及び本法第 3 条で言及するあらゆる侵害が、犯罪の責任者が誰であるかに関わらず、繰り返されない権利を有することを認識する。

国家により採用される対応、支援、補償の措置は、被害者がその辛苦に耐え、可能な範囲で、弱められた権利を回復できるよう貢献することを目的とする。これらの措置は、本法第３条で言及される侵害に対処し、克服するための一時的手段と理解される。

それゆえ、本法に定められた対応、支援、補償措置、更に、被害者の真実、正義、補償への権利を認識するために国家により導入された、或いは今後導入されるあらゆる措置は、憲法第 90 条で定める国家に責任を帰すことができる非合法な損害として、国家の責任を認識するものではないし、国家の責任の認識として推測あるいは解釈することもできない。また、国家或いは国家機関の他の責任も認識するものではない。

国家が本法の定義に基づき被害者の資格を認めるという事実は、国家或いは国家機関の責

任の証として、司法当局或いは監督機関により考慮されることはできない。この認識は、直接補償行為の有効期限をよみがえらせるものではない。

移行期正義の枠組みの中では、司法当局及び行政当局は、永続する安定した和解と平和を獲得するという主たる目的に即してその活動を調整しなければならない。そのために、財政的持続性、本法第 3 条で言及する侵害の影響の規模、それら侵害の性質を考慮しなければならない。

直接補償行為の過程で、被害者が行政裁判に訴える場合、補償額を決める際に、司法当局は、本法により導入される措置の一時的性質が考慮されるよう、被害者のために国家が採択した補償額を評価し、これを念頭に置くべきである。

第 10 条：補完判決
加害者または加害者が属していた非合法武装グループの破産、支払不能、資金或いは資産不足のために、被害者への経済的補償を補完することを国家に命ずる判決は、国家或いは国家機関の責任を認識するものではなく、或いはその認識として解釈されたり、推測されることはできない。

加害者が判決を受けた刑事訴訟において、国家が被害者への補償を補完して行なわなければならない場合、国家が認識する支払いは、本法 132 条で言及する行政ルートによる個人補償に該当する規則に定められた金額のみとなる。これは、司法手続きにおいて加害者に命じられる賠償又は補償額全額認識の義務を損なうものではない。

第 11 条：外部整合性
本法の規定は、被害者の真実、正義、補償への権利を保証するための国家の様々な取り組みを補完し調和させ、国の平和と和解への道を切り開くことを目指すものである。

第 12 条：内部整合性
本法の規定は、国の平和と和解への道を切り開くため、回復、賠償、リハビリ、償い、繰り返さない保証の措置を補完し、調和させようとするものである。

第 13 条：差別化の視点
差別化された視点の原則は、年齢、性別、性的傾向、障害などにより特殊な性質を有する人口があることを認識することである。それゆえ、本法に定められる人道的援助、対応、支援、総合的補償は、こうした視点を有することになる。

女性、若者、子供、高齢者、障害者、農民、社会リーダー、労働組合メンバー、人権擁護者、国内避難民等、本法第 3 条に定める侵害のリスクがより高いグループに対し、国家は特別な保証や保護措置を提供する。

このため、本法を推進して国家により実施、採用される支援及び補償政策には、こうした人口グループそれぞれの特殊性や脆弱度に即した差別化された基準が取り入れられなければならない。

同様に、国家は、本法に定められた対応、支援、補償措置が、被害者となった事象の原因であるかもしれない差別や阻害の構造の排除に役立つよう取り組まなければならない。

第 14 条：共同参加
被害者の脆弱性を克服するには、以下を含む一連の活動を実施する必要がある。

被害者への対応、支援、補償措置を実施する国家の義務

被害者に対する市民社会及び民間部門の連帯と尊重、補償プロセスにおける当局への支援

被害者の積極的参加。

第 15 条：相互尊重
本法から派生する手続きの中で被害者から提出される要請と当局職員の行動は、常に相互尊重と誠意に基づいていなければならない。

国家は、被害者が対応、支援、補償措置を実際に効果的に受けるための行政面の障害を除去しなければならない。

第 16 条：責任者処罰の義務
本法の規定は、本法第３条で言及する侵害の責任者を調査し、処罰する責任を国家に対し免除するものではない。

第 17 条：発展性
発展性の原則とは、人権の実質的享受に導くプロセスを開始する責任であり、国家が全ての人々に保証すべきそれら権利の享受について、最低限の或いは必須の内容を認識することに加わる義務であり、徐々に強化していかなければならない。

第 18 条：段階性
段階性の原則とは、国家は、対応、支援、補償に関するプログラム、計画、プロジェクトの段階的実施を可能にする期間、場所及び予算が明確な実施手段を定める責任があることを意味する。これは、憲法に基づく平等の原則を尊重し、一定の期間に全国にそれらを実施する義務を無視するものではない。

第 19 条：持続性
本法に定められた人道的援助、対応、支援及び補償措置を履行するため、国家政府は、本法発布から 6 ヶ月以内に、本法の持続性を確保する国家資金調達計画を CONPES 文書を通じて策定しなければならな。また、2005 年法律 975 号 54 条で定められた補償基金を強化するため、加害者の資産の効果的な追及を優先的に行なうために必要な措置を講じる。

本法が言及する措置の実施は、その実現性と効果的な履行を保証するため、全体として継続的かつ段階的なものとなるよう、財政的持続性を確保しつつ行なわれるべきである。

第 20 条：二重補償と賠償の禁止原則

行政ルートにより受領される賠償は、司法ルートにより決定される補償から差し引かれる。如何なる者も同じ名目で二重の補償を受けることはできない。

第 21 条：相互補完原則：
あらゆる対応、支援、補償措置は、調和した形で定められ、被害者の権利保護を目指すものでなければならない。

行政または司法ルートによる個々の補償、集団補償は、完全なものとなるため、相互補完的なものでなければならない。

第 22 条：回復の訴えと代位
該当する司法手続きにおける決定に従い、犯罪の直接責任者に対し、国家は回復の訴えや法に従いそれに代位する行為を行なわなければならない。

第 23 条：真実への権利
被害者、その家族、及び一般社会は、本法第３条で言及する侵害が行なわれた動機と状況、死亡または行方不明の場合、被害者の辿った運命とその居所の解明について真実を知る、不可侵の且つ譲渡不能な権利を有する。国家検察庁及び司法警察機関は、生存或いは死亡して発見されていない被害者の捜索の権利を保証しなければならない。

国家は、法的秘匿性を定め、秘匿情報の取扱いを定めた規則の枠組みの中で、被害者、その代理人、及び弁護士が、その権利を実現できるよう、彼らによる情報取得の権利を保証しなければならない。

第 24 条：正義への権利
国家は、本法第３条で言及される侵害の解明、責任者の特定、該当する処罰につながる調査を実施する義務がある。

被害者は、本法及びその他の法的手段に定められた対応、支援、補償措置を受けることができ、それにより、正義を求める権利の行使が侵害されることはない。

第 25 条：総合的補償への権利
被害者は、本法第３条で言及する侵害により受けた損害が、適切な、差別化された、改善に向けた、且つ有効な形で修繕される権利を有する。

補償には、個人、集団、物質的、道徳的、象徴的な面での回復、賠償、リハビリ、償い、繰り返さない保証が含まれる。これら措置のそれぞれは、権利の冒涜と虐待事象の性質に従い、被害者のために実施される。

付項１：
本法に定められた追加支援措置は、被害者の総合的補償を目指すもので、受益者への効果を増大することから、補償措置を補完するものと考慮される。それゆえ、弱者に対する国家政府の社会政策の中で実施される活動に追加される活動であり、優先化の基準、被害者の特殊なニーズに応える特別な性質と要素を有していることから、本法に定められた支援

措置は回復効果を有すると認識される。

支援措置には回復効果があるとしても、これらは、補償措置に代わるものでも、それと交換できるものでもない。それゆえ、支援サービス提供のために国家が負担する費用や代償は、如何なる場合にも、被害者が権利を有する行政又は司法賠償から差し引かれることはない。

付項２：
本法の定める人道的援助は、補償ではない。そのため、被害者が権利を有する行政又は司法賠償から差し引かれることはない。

第 26 条：調和した協力
国家機関は、その自治を侵害することなく、本法に定められた目的履行のため、調和した、且つ結びついた形で業務を行わなければならない。

第 27 条：規則適用
本法の規定に関しては、例外的事態による制限を禁ずる国際人権法や国際人道法についてコロンビアにより批准されている国際的条約や協定の規定は、これらが立憲制度を構成するものであるため、優先される。行政補償において、本法に定められた規則を解釈する際には、人間の尊厳と自由、被害者の人権の有効性に対してより有利な規則や解釈が選ばれ、適用されるべきである。

第 28 条：被害者の権利
本法第３条で言及される侵害の被害者は、現在有効な法規に従うと、特に次の権利を有する。

1. 真実、正義、補償への権利
2. 公的及び市民社会の対話の場に参加する権利
3. 尊厳のある条件での生活への権利を保護し、保証するため、国家により実施さあれる肯定的活動の受益者となる権利
4. 人道的対応を要請し、受ける権利
5. 防止、対応、総合的補償に関する公共政策の策定、実施、フォローアップに参加する権利
6. 本法に関する公共政策が差別化した視点を持つようにする権利
7. 被害の種類により家族が分かれている場合、家族の再統合の権利
8. 国家安全保障政策に則り、自発的、安全、かつ尊厳ある条件で、出身地に帰還する、或いは別の場所に再定住する権利
9. 本法で定められた定義に従い、土地を奪われている場合、土地の返還権利
10. 本法が定める諸措置を受ける方法や手段に関する情報取得の権利
11. 当事者或いは関係者として関心を有する、実施中の司法及び行政訴訟の状況を知る権利
12. 女性が暴力なしに生きる権利

第 29 条：共同参加原則の推進

本法が定める共同参加原則に基づき、被害者は以下を行なわなければならない。

被害者自身及びその世帯の状況に関し記録し、フォローアップする担当の当局に、情報提供を阻む正当化される理由が存在する場合を除き、少なくとも年に一度、真実の完全な情報を提供する。当局は、被害者により提供された情報の秘匿性を保証し、例外的な場合のみ、被害者対応補償全国システムを構成する様々な機関はこれを知ることができるが、そのためには、情報の用途と取扱いに関し、秘匿合意に調印しなければならない。

対応と補償のメカニズムを、その目的に応じて利用する。

第 30 条：広報の原則
国家は、本法に定められた措置に関し責任を委託する様々な機関を通じ、被害者に向けた有効な広報メカニズムを推進しなければならない。これらのメカニズムを通じて、被害者の権利、有する手段や資金、権利の行使を可能にする司法及び行政手段やルートに関する情報を被害者に提供し、導かなければならない。

第 31 条：特別保護措置
当該当局は、個々のケースについて評価されるリスクのレベルに従い、生命、身体の尊厳、自由、安全に関する基本的な権利に対する脅威が存在するために必要とされる場合、既存の管轄と規則に従い、被害者がその権利を要求する補償に関する行政訴訟及び司法訴訟、特に土地返還に関する訴訟に関与する被害者、証人、公務員に対し、総合的な保護手段を講じなければならない。

これらの手段は、個々のケースについて評価されるリスクのレベルに従い、被害者家族の生命、身体の尊厳、自由、安全に関する基本的な権利に対する脅威が存在する場合で、被害者との血縁・姻族関係が明らかである場合、家族に対しても拡大適用される。リスクレベルに関する技術的調査は、秘匿性のものである。

司法又は行政当局、又は国民擁護省が本条で言及される危険な状況について知った場合、保護プログラムに従い該当する当局に、情報を即時通知し、当該当局が、本条で言及するリスクの評価に従い、被害者保護を行なうための緊急の手続きを開始できるようにする。

付項１：
本法に定められた保護プログラムは、本法発布に伴い、国家の安全保障と防衛政策との整合性を確保しつつ、既存のプログラムに従って実施される。

付項２：
司法及び行政ルートによる補償プロセスは、被害者及びこれらの訴訟に関わる公務員に特別なリスクを生じることを考慮し、これらのリスクを緩和するための十分な防止措置を定めなければならない。そのためには、該当する場合、国民人権擁護局の早期警戒システムの情報が参考にされる。特に、土地返還プロセスが進められている市では、被害者、その代理人、或いは公務員の権利侵害を防止するため、市役所は、内務司法省、国防省、農業農村開発省と共同で、公共安全保障戦略を策定しなければならない。

上記により、リスク分析に基づく本法に定められた保護措置が脅かされることはない。

付項３：
被害者女性の保護措置の決定には、攻撃の形態、直面しているリスクの性質、犯人から身を守る困難さや犯人に対しての脆弱性が考慮されなければならない。

第 32 条：総合的補償プログラムの検証と実施のための基準と要素
保護プログラムの検証と実施は、以下の基準を含む総合的な性質のものでなければならない。

1. 保護プログラムは、これらのプログラムと関係する規則で言及される司法訴訟または行政訴訟への参加前、参加中、参加後の被害者のリスクレベルに応じて、措置を講じるべきである。
2. 憲法裁判所の法解釈を通じて定められているリスク評価の基準や、保護措置の決定について、被害者や証人に事前に知らされなければならない。
3. リスクとそれを生む要因については、憲法裁判所がこれに関して定めた法解釈に従い、特定され、評価されなければならない。リスクは定期的に評価され、措置については、現行の規則に従い、評価に基づき改定されなければならない。
4. 保護措置は、被害者又は証人の保護のために、適時、具体的、適切、かつ有効なものでなければならない。当該機関により保護措置が決定されると、被害者または証人は、その保護措置がそのケースの特殊な状況に適切でないと考慮する場合、決定された措置の代替措置あるいは補完措置を提案することができる。当該機関は、その適性、実現性、適用性を判断する。上記は、既存の公的な保護提供の枠組みに従い実施される。
5. 保護プログラムは、これらのプログラムと関係する規則で言及される司法訴訟または行政訴訟に参加したことから、その生命、安全、自由がリスクに晒されている被害者及び証人に何ら差別無く適用されなければならない。それゆえ、保護プログラムにより、調査、或いは裁判されている犯罪の種類、容疑者、犯罪の発生日、権利要求を行なうための司法或いは行政訴訟に関わらず、措置が定められることになる。これは、脅迫と司法或いは行政訴訟への被害者や証人の参加の間に明らかな因果関係があり、同訴訟に参加することが明らかに阻まれる場合に限る。
6. 保護プログラム、リスク推移の基準、措置の決定は、憲法裁判所の法解釈に従い、性別、能力、文化、年齢に応じた差別化された基準を考慮して決められるべきである。
7. 保護プログラムは、虐待の事象や生じたリスクによるトラウマに対応するため、被害者対応のプログラムと恒常的に調整されなければならない。
8. 保護プログラムの中で被害者に対し実施される面接は、特に女性、子供、若者が関係する場合、安全かつ秘匿の場所で行なわれなければならない。
9. リスクを発生させた、或いは深刻化させた調査プロセスを推進する司法当局及び行政当局に対し、当該プロセスの実施において被害者や証人の状況を考慮するよう、恒常的に情報が提供されなければならない。特に、被害者や証人の手続きへの参加を阻止する、或いは困難にする理由を考慮し、その参加が阻まれることがないよう、修正措置を採択しなければならない。

付項１：
本条に記載された基準に加え、総合的保護プログラムの検証、設計、導入には、以下の要素を考慮しなければならない。

国防省及び国軍・国家警察は、内務司法省、農業農村開発省と調整し、強奪土地返還管理特別行政ユニットを通じて、土地回復プロセスの以前、最中、以後の安全を確保するために必要な措置を採る。

土地の返還プロセスや集団補償が実施されている土地に所在する市民組織や被害者組織は、リスクの特定と分析のため、当該機関に資料を提供することができる。

当該当局は、地域及び全国レベルでの社会的連帯を促進するような、被害者権利の防止、保証と擁護に関する通知のキャンペーンを実施することができる。

付項２：
本条で定められた、既存の保護プログラムの基準の見直しと調整は、本法発布から６ヶ月以内に実施されなければならない。

第 33 条：市民社会と民間企業の参加
被害者の権利の実現、特に補償への権利の実現を目指す移行取り組みは、国家、市民社会、民間部門に関係するものであると本法は認識する。そのため、国家政府は、国レベルの和解と被害者の権利実現に市民社会と民間企業を巻き込むためのプログラム、計画、プロジェクト、政策を決定し、導入する。

第 34 条：国家の責任
コロンビア国家は、憲法の原則、憲法制度を構成する条約や協定、及び規則を尊重し、尊重させることを約束する。そのイデオロギーの種類や選挙の種類に関わらず、国家或いは国家機関の行為により、国内住民のいずれかに侵害が引き起こされること、特に本法の源となった状況で侵害が引き起こされることを阻む。

第２部
司法プロセスにおける被害者権利

第 35 条：助言と援助に関する情報
被害者及び・又はその代理人には、訴訟開始時から、当該事件に関連する全ての法律的事項、支援、セラピー、その他必要事項について情報が提供されなければならない。そのため、当初の手続きに関係する当局、司法警察職員、家族擁護官、子供や若者の場合には、家族問題監督官、検察官、判事、国民擁護省職員は、以下の情報を提供しなければならない。

1. 助言や援助を得るために赴くことができる機関や組織
2. 様々な機関や組織にある、或いは権利を有するサービスや保証

3. 訴えを提出する場所、形式、当局、必要条件
4. 訴えに続く行為、被害者としてそれらの行為の中で利用できる権利やメカニズム。当局は、女性に対しては、犯人（単数または複数）に対面することを避ける権利について知らさなければならない。
5. 保護を要請できる当局と該当するプログラム適用を受けるために証明すべき要件や最低条件
6. オリエンテーション、法的助言、無料の法的代理サービス提供を行なう機関や当局
7. 行方不明の場合の捜索、遺体の発掘、身元確認に関する被害者家族の権利と該当する機関、被害者の回復のための予防措置
8. 被害者としての権利を実質的に行使するための手続きや要件

付項１：
自由、身体、性的形成に対する犯罪、及び強制連行による行方不明、誘拐等の自由と尊厳に対する犯罪に対し、初期手続きに関与する当局は、医療対応や専門的心理対応を受けるために赴くべき機関や、被害者の権利、及び今後の司法手続きについて、心理社会的対応の専門職員を通じて、被害者へ確実に情報が提供されるようにしなければならない。

付項２：
被害者への対応又は支援を行なう公的機関のそれぞれに、被害者に助言をし、支援することができる性的暴力やジェンダーに関する対応について能力のある人員を配置しなければならない。

第 36 条：被害者への通知保証
刑事訴訟又は正義と平和プロセスの中で、その権利を実質的に行使するため、現在有効な法規に定められている保証の中で、被害者は、特に、訴訟の開始、推移、終了、参加できる場面、利用できる法的リソース、証拠提出の可能性などについて情報提供を受けられなければならない。特に、該当する検察官、判事、裁判官は、以下に関して被害者に通知しなければならない。

1. 訴えの推移又は手続き段階について
2. 正式な捜査開始、訴訟において当事者となる可能性について
3. 容疑者（単数または複数）の逮捕について
4. 容疑者の拘留又は一時的釈放に関して採られる決定について
5. 予審での判断、罪状認否公判の判断について
6. 裁判の開始について
7. 予備審理及び本格審理の公判開催について、またそれらに参加する可能性について
8. 判事または裁判官により発せられた裁定について
9. 裁定に対して行なえる不服申立について
10. 行方不明の家族に該当する可能性のある遺体の発掘、埋葬場所の特定、遺体の身元確認のために被害者が参加しなければならない手続きについて

11. 現在有効な被害者や証人保護の措置及びそれらの適用を受けるためのメカニズムについて
12. 補償に向けられる資産に対する予防措置決定について
13. 被害者の権利に影響するその他司法行為について

付項１：
通知は、電子媒体、或いは被害者に適した手段により書面により行なわれる。職員は、その執務場所に、通知記録または証拠を残さなければならない。

付項２：
被害者が参加すべき司法手続きの実施に関する通知は、妥当な時期に、該当するプロセスに従い実施されなければならない。

第 37 条：公判及び証拠提出
被害者は、これを要請する場合は常に、刑事訴訟で発言し、証拠を要請し、その手中にある証拠物件を提供する権利を有する。

当該当局は、その権利を完全に尊重し、特に、その尊厳、道徳的価値観を尊重した上で、調査中の事項解明のために厳密に必要とされる場合にのみ、被害者に尋問することができる。あらゆる場合に、被害者の再被害を阻止するために適切な話し方と態度を用いるべきである。

第 38 条：性的暴力事件の証拠に関する原則
被害者に対する性的暴力を含む犯罪を捜査する場合、判事や裁判官は、以下のルールを適用する。

1. 力や力による脅迫、強制、又は抑制する状況の利用により、被害者の自発的かつ自由に同意する能力が減少される場合、被害者の言葉や行動を同意と推量することはできない。
2. 被害者が自発的かつ自由に同意することができない場合、被害者の言葉や行動を同意と推量することはできない。
3. 性的暴力に対する被害者の沈黙や抵抗の無さを同意と推量することはできない。
4. 被害者や証人の性的思考、性的信望、性的自由さは、被害者や証人の事前或いは事後の性的行動の性質から推量することはできない。
5. 判事又は裁判官は、被害者或いは証人の事前或いは事後の性的行動に関する証拠を受け入れることはない。

付項：
国家検察庁は、国民人権擁護局、国家行政監督局、このテーマに取り組む国際機関や組織の協力を得て、性的自由、尊厳、形成に対する犯罪捜査のプロトコルを策定し、その中に、訴訟のあらゆる段階における被害者への調査、待遇、対応、支援についての職員の能力強化や被害者である女性、子供、未成年者に対応するための具体的活動などのテーマや司法措置、心理社会的措置を定める。

第 39 条：非公開の場での供述
安全上の理由から、或いは犯罪の性質から、公判での事件の描写が困難な場合、或いは容疑者の存在により被害者の精神状態に変調が生じる場合、判事又は裁判官は、職権により、或いは当事者からの要請により、検察官、弁護士、国民擁護省、判事又は裁判官のみの立会いによる、非公開の場で供述が行なわれるよう命じる。この場合、被害者は、その宣言が録音またはビデオに収録されることを通知される。

第 40 条：録音或いはビデオによる証言
判事又は裁判官は、証人が口頭で、又は録音やビデオにより証言を行なうことを認めることができる。その場合、この手続きにより証言を行なう際に、証人は検察官、弁護士、担当職員により尋問されることになる。

当該当局は、録音やビデオにより証言を行なうために選ばれた場所が、信憑性、プライバシー、安全、身体的及び精神的快適さ、証人の尊厳とプライバシーを保証するものであることを確認しなければならない。当局は、子供や若者が証言を行なう場合には、安全性と必要な措置を保証する義務がある。

付項：
被害者が子供や若者の場合、判事又は裁判官は、彼らを保護し、司法手続きへの参加をし易くするために必要なあらゆる措置を講じる義務がある。

第 41 条：特別な証言形態
判事又は裁判官は、検察官、弁護士、国民擁護省、被害者からの要請により、或いは職権により、子供、若者、高齢者、性的暴力の被害者の証言をし易くするための特別措置を命じることができる。担当職員は、彼らの安全性に配慮し、証人や被害者のプライバシー侵害は、その安全を危険に晒しうることを考慮し、あらゆる種類の苦しみや脅しを避けるため、特に性的暴力による被害者には特別の配慮をもって、尋問する形態を然るべくコントロールしなければならない。

第 42 条：専門家の立会い
判事又は裁判官が必要と考慮する場合、或いは、職権により又は当事者からの要請により、心理学者、ソーシャルワーカー、精神科医、セラピストなど精神的外傷を受けた状態に関する専門家の立会いの下、被害者が証言を行なえるよう命じることができる。被害者は、宣言を行なう対象の人物の性別を選ぶことができる。この規則は、特に被害者が女性或いは高齢者の場合、或いは、性的暴力、拷問、その他残虐、非人道的、辱めの行為の対象となった場合に適用されるもので、被害者が子供や未成年の場合は、これを適用することが義務となる。

付項：
被害者がスペイン語で表現しない場合、その供述を行い、要請を提出し、参加すべき行為が実施されるよう、通訳を立ち会わせる。

第 43 条：法的支援

国民人権擁護局は、本法で定義される被害者に対し、法的なオリエンテーション、助言、代理サービスを提供する。そのために、国民人権擁護官は、この任務を履行できるよう、必要な組織の調整や変更を行なう。

付項１：
国民人権擁護官は、本法で与えられた任務の履行を保証するため、6ヶ月以内に組織構成の再編を行なう。

付項２：
国民人権擁護局は、被害者がこれを要請する場合、国民人権擁護システムを通じて、司法代理サービスを提供する。そのために、差別化した助言基準や女性の被害者への対応などの内容を含む特別プログラムを通じて、被害者への法的支援のみを担当する法的代理人が任命される。

第 44 条：司法手続きに関する被害者の支出
司法訴訟費用を支払うための資金力不足が簡潔且つ明らかに確認される被害者は、刑事訴訟を合法的に行い易くするための措置の対象となる。

金銭的及び非金銭的なリソースに応じて、テレビ会議による公判への出席や、訴訟段階を進めることを可能にするその他の技術的手段の適用を優先的に受ける対象となる。

付項１：
被害者が、受けた被害に関する補償や賠償を求め、自発的に、基本的人権に関わる訴訟を起こす、或いは行政訴訟を起こすことを決定した場合、訴訟において被害者を代理する被委任者や弁護士は、如何なる場合にも、以下を超える報酬を受けたり、取り決めたり、合意することはできない。
基本的人権に関する訴訟の場合：現行の法定最低賃金月額 2 か月分、
行政訴訟の場合：現行の法定最低賃金月額の 25 か月分。
これらの金額には、成功報酬として合意される金額、又は司法当局により被害者に命じられる負担割合も含まれる。上記の金額は、被委任者が 1 人あるいは複数であるかに関わらず、また、訴訟 1 件に対し被害者が複数であるかに関わらず適用される。

付項２：
本条の規定は、本法発布から起算して 1 年以内に、国家政府により細則が定められる。

第 45 条：
司法警察の任務を恒常的に担う機関は、現在の人員の中から、本法が言及する被害者の権利侵害に加担した人々が隠匿した財産や資産の特定業務を実施する専門グループを任命する。

第 46 条：
合法的に入手した証拠物件、物的証拠、情報、又は本法で言及する被害者権利の侵害に関する刑事捜査で押収されたその他の証拠から、捜査対象の人物が属していた非合法組織や構造が、国内の支部又は支援組織を有する国内又は外国の自然人又は法人か

らの経済的支援を自発的な形で受けたと推量される場合、若しくは、公務員が、該当する非合法組織による国際人権法の違反又は国際的な人権規則を侵害する行為を促進するために公務を利用したと推量される場合、検察官は、刑事訴訟法及び関連規則に従い、押収された証拠と調書を通常訴訟担当検察官に送付しなければならない。

2005 年法律 975 号で定められたプロセス中に、正義と平和担当検事が、前項で言及された状況を警告する場合、同検察官は、刑事訴訟法及び関連規則に従い、押収された証拠と調書を通常起訴担当検察官に送付しなければならない。

国内の支部又は支援組織を有する国内又は外国の自然人又は法人代表者、或いは公務員の刑事責任が宣言される場合、裁判官は、事前に検察官又は国民擁護省の要請を受け、刑事訴訟法の規定に従い特別補償の場を開かなければならない。これには被害者が個々に特定されることは必要はなく、判事や裁判官は、支援を受けた非合法武装組織により引き起こされた権利侵害を考慮しなければならない。

補償が決定されると、判事又は裁判官は、被害者補償の名目で、有罪判決を受けた者（単数または複数）がその組織や行動への資金調達に役立てた金額と同額、或いは支援が物によるものだった場合には、その相当額、或いは、金額が当該プロセスの中で特定されていない場合は判事や裁判官が妥当と考察する金額が、暴力被害者補償基金に振り込まれる。

判事又は裁判官は、償いの措置実施を有罪判決を受けた者に命じることができる。これらの措置は、直接本人により実施される。この規定は、本法第 10 条の規定に従った国家の補完責任に影響を与えるものではない。

付項１：
刑事訴訟手続き中に、裁判官が、被告が属していた非合法組織や構造が、国内の支部又は支援組織を有する国内又は外国の自然人又は法人から経済的支援を受けたと考えるに足る理由に気づいた場合、当該裁判官は、刑事訴訟法及び関連規則に従い、押収された証拠と調書を通常起訴担当検察官に送付しなければならない。

付項２：
本条の規定に従い法的代表者が有罪判決を受けた法人は、刑事訴訟法で言及する補償に関し民事責任を担う第三者として関係することになる。判事又は裁判官は、本条で言及する法人による被害者への償い措置の実施を命じることができる。

付項３：
如何なる場合も、本条の規定に従い、判事又は裁判官は、ある法人に対して、同じ事件について一度を超えて、暴力による被害者補償基金に、補償の名目での振り込みを命じることはできない。

第３部
人道的援助、対応、支援

第１章
被害者への人道的援助

第 47 条：人道的援助
被害者の食糧、衛生、補給、台所用品、救急医療対応や心理対応、緊急輸送、尊厳ある条件を備えた一時的宿舎等のニーズに対し、差別化した視点を持って対応し、彼らを保護し、救助し、支援するため、本法第３条で言及する被害者は、権利の侵害が発生した時点で、或いは当局が権利侵害について把握した時点で、被害者となった事項と直接関係する必要性に従い、人道的援助を受けることができる。

性的自由、身体の安全、性的形成に対する犯罪の被害者は、緊急の専門的医療対応と心理対応を受ける。

付項１：
まず、地方自治体が、または被害者総合対応補償特別行政ユニットやコロンビア家族福祉院が補完的に、権利侵害が発生した時点で、又は当局が権利侵害を把握した時点で、即刻、尊厳ある条件を備えた一時的宿舎と食糧の提供を行なわなければならない。

付項２：
国内の公立或いは私立の医療サービスを提供する病院機関は、被害者が必要とする場合には即刻、救急対応を提供しなければならない。本法第３条で言及する侵害によりこれらのサービスが必要とされる場合、これらのサービスを必要とする者の社会経済的能力と関わり無く、その受入のために事前に条件を要求することなく提供されなければならない。

付項３：
被害者総合対応補償特別行政ユニットは、被害者対応補償全国システムを構成する様々な機関に対し、人道的援助を補償するために必要な活動を実施しなければならない。同様に、1997 年法律 418 号 49 条の規定及びその修正に従い、その権限に基づき、手続きの無償性を確保しつつ、効率的且つ有効なメカニズムを通じて、一度のみ人道的援助を提供する。

付項４：
国内避難被害者への人道的対応に関しては、本部第 3 章での規定に従う。

第 48 条：センサス
テロ攻撃や大量避難が発生した際には、市役所はその内務局、或いは該当する部署、職員又は当局を通じて、市オンブズマン事務所と共に、生命、身体、個人的自由、住居の自由、住居、及び財産に対する基本的権利の侵害を受けた人々に関するセンサスを作成しなければならない。

このセンサスは、最低でも、被害者の身元、その居場所、事件の描写を含んでいなければならず、事件発生から就労日 8 日以内に、被害者総合対応補償特別行政ユニットに送付しなければならない。

情報は、被害者対応補償特別行政ユニットが発行する統一フォーマットに記載しなければならず、被害者統一記録の一部となり、センサスに登録されている被害者となった事象に関して、第 155 条で言及する届出の代わりとなる。

付項：
大量避難の場合、2000 年 2569 号命令 13 条に従いセンサスが作成されるため、大量避難を行なった人々は、被害者統一記録への登録を要請するために個々の届出を行なうことから免除される。

第 2 章
被害者への支援と対応措置

第 49 条：支援と対応
被害者への支援とは、被害者の権利の有効性を回復し、尊厳ある生活を送れる条件を提供し、社会、経済、政治的な生活への再参加を保証するため、国家により行なわれる一連の措置、プログラム、政治、経済的、社会的、財政的リソースである。

他方、対応とは、アクセスに便宜を図り、真実、正義、補償への権利行使を助けるため、被害者に情報、オリエンテーション、法的協力、心理社会的協力を行なう活動である。

第 50 条：葬儀援助
1986 年政令 1333 号 266 条及び 269 条の法的規定に従い、地方自治体は、その目的と権限を行使し、本法が言及する被害者に対し、被害者が葬儀費用を負担する資金を有さない場合、仲介者を通すことなく、予算の中からその費用を支払う。

付項：
被害者が居住地とは異なる市で死亡した場合、その輸送と葬儀費用は、死亡した市及び被害者が居住していた市により負担される。

第 51 条：教育に関わる措置
様々な教育に関わる当局は、それぞれの権限を行使して、本法で言及する被害者に対し、被害者がその支払いを行なう資金を有さない場合、教育へのアクセス、就学前・初等・中等レベルの公立教育機関におけるあらゆる種類の学費免除を保証する。公立部門へのアクセスが不可能な場合、私立教育機関と教育サービス提供について契約する。

高等教育に関しては、専門的技術機関、テクノロジー機関、大学機関、技術学校、公立大学は、その自治の中で、本法が扱う被害者、特に女性世帯主、若者、障害者がこ

れら機関が提供する学術プログラムに参加できるよう、選出、採用、登録プロセスを定める。

他方、教育省は、多様な人口への対応戦略の中に本法で言及する被害者を包括し、ICETEX（コロンビア海外技術教育クレジット振興院）のクレジットや補助金の特別ラインの中に含めるよう、働きかけを行なう。

国立学習サービス（SENA）の有する規定の定員及び今後定める定員の中で、本法が言及する被害者のアクセスが優先され、便宜を図られ、保証されることになる。

第 52 条：保健に関する措置
保健に関する総合社会保障制度は、同制度関係者の権限と責任に従い、本法で言及する被害者への保健対応を保証する。

本法で言及する統一被害者記録に含まれる全ての人々は、2011 年法律 1438 号 32.2 条で定められた加入の措置を受けられ、被害者の支払能力が示される場合を除き、医療補助対象と考慮される。

付項１：
本法が言及する被害者への保健対応を保証するため、被害者の特殊なニーズを優先し、これに対応しつつ、総合社会保障制度関係者の権限と責任に従い、また、2011 年法律 1438 号の規定に従い、強制保険プランのアップデートを行なう。

付項２：
SISBEN（社会プログラム受益者特定システム）1 及び 2 として登録されている被害者は、必要とするあらゆる種類の医療対応について、加入者に対し定められている支払い徴収を免除される。如何なる制度にも加入していない場合、即刻、補助制度に加入されなければならない。

第 53 条：救急医療対応
国内の公立或いは私立の医療サービスを提供する病院機関は、これらのサービスを必要とする者の社会経済的能力と関わり無く、その受入のために事前に条件を要求することなく、必要とする被害者に対し、即刻、救急対応を行なう義務がある。

第 54 条：保健対応サービス
内科、外科、病院対応サービスとは、以下のものである：

1. 入院
2. 社会保障省が定める技術基準に従った、内科・外科、骨接合、義肢・義足等の器具
3. 医薬品
4. 医師報酬
5. 血液バンク、ラボラトリー、診断のための映像などの補助サービス
6. 輸送

7. 性的暴力被害者の場合、HIV 及び性感染症検査
8. 被害者の意思を絶対的に尊重した上での、憲法裁判所の法解釈及び・または法律により認められている場合の自発的妊娠中絶
9. 女性被害者の性的権利、生殖権利に関する対応

付項：
本章で言及する内科、外科、行院対応サービスの認識や支払いは、社会保障省を通じて FOSYGA（保健に関する社会保障総合制度連帯保証基金）の災害交通事故サブアカウントからなされる。これは、その他の任意の医療保険プランによりカバーされている場合を除き、本法第３条で言及する被害を生んだ暴力行為と直接の因果関係を有する恒常的な付所やその他の健康の害に対応するために、これらの支援サービスを提供しなければならない場合に限る。

第 55 条：転送
保健に関する総合社会保障制度加入者で、本法に従い被害者となった者は、保健サービス提供機関により対応され、救急対応を受け、安定した後、当該機関がサービス提供を継続する態勢或いは能力がない場合、必要な治療を継続するよう保険会社が決定する他の病院施設に転送される。それらの病院機関における被害者の受入と対応は、国内のいずれの地域でも即時且つ義務的に受諾されなければならず、それらの機関は FOSYGA に対し、受入と提供される対応に関して即時通知しなければならない。

付項：
本条で言及する状況にあるが、保健に関する社会保障負担金制度、或いは例外的制度に加入していない者は、労働契約関連問題により負担金制度に加入していない場合、或いは同制度に加入すべき場合、1993 年法律 100 号 158 条に定められた裨益を受けることができる。

第 56 条：医療保険
医療保険会社の保険、或いはプリペイド式医療サービス会社との契約の対象となっている被害者が必要とする対応の費用は、この被害者が、当該保険或いは契約により十分にカバーされていない場合、本章の規定に従い、国家により負担される。

第 57 条：評価とコントロール
社会保障省或いは国家保険監督局は、その場合により、以下の観点について評価とコントロールを行なう。

1. 対応した患者数
2. 内科・外科行為
3. 使用された材料や器具
4. 退院理由と診断
5. 医療機関での患者の状態
6. 医療サービス提供者への支払い
7. 医療サービス提供会社或いは保険会社からのタイムリーな対応の拒否
8. IPS（医療機関）、EPS（医療サービス管理会社）、例外制度による対応の質や

条件
9. 本法の規定に従いサービスのコストを形成するその他の要因

第 58 条：検査と監視
本章の規定の不履行は、医療サービス提供機関、EPS（医療サービス管理会社）、特別制度、責任者にとり、1990 年法律 10 号 49 条と 50 条及びその他関連規則の定めに従い、検査と監視機能を果たす当該当局による罰則の事由となる。

第 59 条：同じ事象による対応
上記の措置のいずれかにより受益を受けた被害者は、被害者となった事象により更なる対応が必要であると確認される場合を除き、同じ事象により繰り返し対応を受けることはできない。

第 3 章
国内避難民への対応

第 60 条：適用可能な規則と定義
国内避難民への対応は、本章の規定により定まり、1997 年法律 387 号及びその他関連細則に定められた国内避難民防止と社会経済的安定化に関する公共政策により補足される。

国内避難民の権利の実質的享受を達成するための既存の規定で、本法に含まれないものは、有効であり続ける。

付項１：
国内避難民へのサービス提供により国家に発生する費用は、如何なる場合にも、当該国民が権利を有する行政賠償や司法賠償の金額から差し引かれることはない。

こうしたサービス提供は、優先的であり、具体的なその脆弱性に対応するものである場合、即時、緊急、一時的な人道的対応は除き、回復効果を有する。

付項２：
本法に関しては、国内避難民とは、本法第 3 条で言及する侵害により、その生命、身体的安全、個人的安全や自由が弱められる、或いは直接的に脅かされたことから、居住地や常時の経済活動を放棄して、国内の別の場所に移民せざるを得なかった人々である。

第 61 条：国内避難民となった事象に関する届出
国内避難民は、国民擁護省を構成するいずれかの機関に対し、国内避難の原因となった事象の発生から 2 年以内に、届出を提出しなければならない。これは、当該事象が 1985 年 1 月 1 日以降に発生しており、国内避難民統一記録に登録されていない場合に限る。

届出は、本法第 155 条の規定に従い、被害者統一記録の一部となる。登録要請を受ける担当職員が実施する評価は、尊厳、善意、信頼、基本的権利の優先等の憲法の原則を尊重していなければならない。

付項１：
未登録の国内避難被害者が、登録に含まれるか否かを決定し、事象について届け出られるよう、未登録減少のために 2 年間の猶予が定められる。

このため、国家政府は、届出を行なっていない国内避難被害者が届出を行なうために国民擁護省に赴くよう、全国レベルの普及キャンペーンを実施する。

付項２：
国内避難を発生させた事象について、発生の 2 年以上後に届出が提出される場合には、国民擁護省職員は、被害者が国家の保護を受けることを困難にする或いは阻止する障害があるかどうかを見定めるため、届出を前もって行なわなかった理由について尋ねなければならない。

いずれの場合にも、登録に含めるか否かの決定するに足る正確な情報を得るため、国内避難が発生した時期、形態、場所等の状況について質問されなければならない。

付項３：
不可抗力により、本章に定められた期間内に国内避難被害者が届出を行なうことができなかった場合には、阻止の原因となった状況がなくなった時点から、上記期間を起算し始めることとする。

国内避難被害者は、国民擁護省職員に対し、言及される事実に従い必要な活動が実施されるよう、被害者総合対応補償特別行政ユニットに誰が書類を送付し、誰がその状況について述べるのか、伝えなければならない。

第 62 条：人道的対応段階
国内避難被害者の人道的対応には、以下の 3 段階がある：

1) 即時対応
2) 緊急時の人道的対応
3) 移行期の人道的対応

付項：
ここに定められた段階は、当該当局により実施される国内避難被害者の脆弱性の状況の定質評価に基づき、その時期と支援内容により変わる。

第 63 条：即時対応
これは、国内避難を強いられたことを表明し、非常に脆弱な状況にあり、一時的宿舎と食糧援助を必要とする人々に対し提供される人道的援助である。

この援助は、国内避難民受入市の自治体により提供される。届出が提出された時点から即時、被害者統一登録への登録が行なわれるまで提供される。

付項１：
本法 61 条で言及する届出を提出する人々で、国内避難を発生させた事象が届け出以前の 3 ヶ月以内に発生している場合、この援助を受けられる。

不可抗力により、本項に定められた期間内に国内避難被害者が届出を行なうことができなかった場合には、阻止の原因となった状況がなくなった時点から、上記期間を起算し始めることとする。この場合、国民擁護省職員はその状況について質問し、必要な活動を実施するよう、当該機関にそれに関する情報を提供する。

付項２：
被害者統一記録が機能し始めるまでは、本法 153 条の規定に従い、国内避難民統一記録が機能する。

第 64 条：緊急時の人道的対応段階
被害者統一記録への登録を認める行政命令が発行された後、国内避難民及び世帯が権利を有する人道的援助であり、最低限の生活保証のニーズと緊急性に従い提供される。

登録が行なわれると、必要な捜査を実施するよう、犯罪事象に関する情報の写しは、国家検察庁に送付される。

付項１：
被害者総合対応補償特別行政ユニットの運営資金が確保されるまでは、緊急時の人道的対応の提供は、アクシオン・ソシアルにより継続される。

被害者総合対応補償特別行政ユニットは、手続きを無償にし、受益者がタイムリーに、且つ支援全部を受けられるよう、有効且つ効率的なメカニズムを通じて人道的援助を提供しなければならない。

付項２：
被害者統一記録が機能し始めるまで、本法第 154 条の規定に従い、国内避難民統一記録が機能する。

第 65 条：移行期の人道的対応
被害者統一記録に登録された国内避難民で、最低限の生活維持に必要な要素を有していないが、その状況は、被害者総合対応補償特別行政ユニットが実施する評価によると、緊急時の人道的対応の対象とするほどの深刻かつ緊急の性質を呈しない場合、当該国内避難民に提供される人道的援助である。

付項１：
コロンビア家族福祉院は、国内避難状況にある世帯の食糧を確保するために必要な活動を実施しなければならない。同様に、被害者総合対応補償特別行政ユニット及び地

方自治体は、国内避難民の一時的宿舎を確保するための措置を講じる。

付項２：
本法が定義する被害者のための雇用プログラムは、移行期の人道的援助の一部と考慮される。

付項３：
被害者統一記録が機能し始めるまで、本法第 154 条の規定に従い、国内避難民統一記録が機能する。

第 66 条：帰還と再定住
好ましい安全状況の下、帰還や再定住を自発的に決定する国内避難被害者への総合的対応を保証するため、これら被害者は、国家が設計する特別協力スキームを通じ、国家が権利の実質的享受を保証できるとして選ぶ場所に滞在することになる。

選ばれた場所に滞在するための安全条件が確保されない場合、被害者は、国民擁護省に赴き、避難が発生する、或いは発生させ得る事象について届け出なければならない。

付項１：
被害者総合対応補償特別行政ユニットは、帰還する又は再定住する国民に効果的な総合的対応を行なうため、被害者対応補償全国システムを構成する様々な機関に対し、必要な活動、特に、国家戸籍登記局が担当する身元確認の権利、社会保障省が担当する保健、教育省が担当する教育、コロンビア家族福祉因果担当する家族再統合、環境住宅土地開発省が担当する住宅、農業農村開発省が担当する農村地の住宅、SENA が担当する職業オリエンテーションに関する活動を実施しなければならない。

付項２：
被害者総合対応補償特別行政ユニットは、本法第 3 条で言及する侵害により国外にいる国内避難被害者が本条で扱う帰還や再定住プログラムに参加できることを保証する手続きについて規則を定める。

第 67 条：脆弱な状況の終了
国内避難被害者が、独自の手段により、或いは、国家政府が定めるプログラムを通じて、その権利の実質的享受を達成できた際に、国内避難により発生した脆弱な状況が終了する。そのために、本法第 60 条に従い、国内避難民のための予防、保護及び総合対応に関する公共政策で定める相当的対応を受けることができる。

付項１：
国家政府は、法解釈により定められた総合的対応に関する権利の実質的享受指標に従い、国内避難により発生した脆弱な状況の終了を判断するための基準を定める。

付項２：
国内避難により発生した脆弱な状況が終了すると、本条で言及する終了の記録を残すため、被害者統一記録が修正される。

あらゆる場合に、脆弱状況が終了した人は、被害者の状況を維持することになり、被害者である状況に関わる追加権利を保持し続ける。

付項３：
被害者統一記録が機能し始めるまで、本法第 154 条の規定に従い、国内避難民統一記録が機能する。

第 68 条：脆弱な状況の終了に関する評価
被害者総合対応補償特別行政ユニット、又は国内避難民が居住する市の市長や区の区長は、国内避難により発生した脆弱な状況について、2 年ごとに評価を行なう。

この評価は、全ての世帯に対するフォローアップを行い、前条に従い、発生した脆弱な状況の終了を宣言するため、既存のメカニズムにより実施される。

国、県、市レベルの機関は、終了評価の成果に従い、国内避難と関係するニーズの充足を達成するために、組織のサービス提供を行なわなければならない。

第４部
被害者補償

第１章
総　則

第 69 条：補償措置
本法が言及する被害者は、個人、集団、物質的、道徳的、象徴的な面での回復、賠償、リハビリ、償い、繰り返さない保証から成る補償措置を受ける権利を有する。これらの措置のそれぞれは、その権利の侵害の程度や被害者となった事象の性質により、被害者のために実施される。

第 70 条：
コロンビア国家は、被害者総合対応補償国家計画を通じて、被害者の居住地への帰還、再定住、不動産の返還を含む総合的プログラムを採用しなければならない。

第２章
返還に関する総則

第 71 条：返還
返還とは、本法第 3 条で定める侵害以前の状況を回復するための措置の実施である。

第３章
土地返還、総則

第 72 条：強奪被害者への返還措置
コロンビア国家は、強奪された或いは強制退去させられた人々への土地の法的及び物的返還に必要な措置を採用する。返還が可能でない場合、該当する賠償を認識し、決定するための措置を講じる。

強奪された人々への補償措置とは、強奪された不動産の法的及び物的返還である。その補助としては順に、相当する不動産の返還、或いは賠償の認識が行なわれる。

未開墾の不動産の場合、強奪や放棄が発生した際に、権利獲得のための条件が満たされていた場合、開拓に従事してきた者に対する未開墾地の所有権授与が手続きされる。

強奪された不動産の法的返還は、そのケースにより、所有権或いは占有権の回復をもって行なわれる。所有権の回復には、不動産登録簿への測量登録が必要である。占有権の場合、その回復には、本法の定義に従い、帰属宣言を行なう必要がある。

強奪された不動産の法的及び物的返還が不可能な場合、或いは、強奪された者が、生命や身体の安全への危険から以前の土地へ帰還できない場合、被害者に事前に諮問の上、別の場所にある同様の性質と条件の土地を入手するよう、相当物件の返還が申し出られる。金銭による賠償は、如何なる返還形態も可能でない場合にのみ実施される。

国家政府は、本法発布から 6 ヶ月以内に、この問題に関する規則を制定する。

第 73 条：返還の原則
本法が言及する返還は、以下の原則に従う。

1. 優先性：土地返還は、返還後の支援行為を伴い、被害者への総合補償の優先的措置である。
2. 独立性：土地返還への権利は、それ自体が権利であり、この権利が該当する被害者の帰還が実施されるか否かとは独立したものである。
3. 段階発展性；本法で言及される返還措置は、被害者の人生設計の回復を段階発展的に行なうことを目的とする。
4. 安定化：強制避難や強制放棄の被害者は、持続性、安全、尊厳のある条件での自発的な帰還や再定住への権利を有する。
5. 法的安全性：返還措置は、返還の法的安全性と、返還対象である土地の状況の解明を確実に行なうものである。そのため、返還又は賠償の対象である土地と被害者との法的関係を考慮して、返還措置としては所有権の設定が行なわれる。
6. 予防：返還措置は、国内避難防止、要求者の生命や身体の保護、避難民の所有不動産や占有不動産の法的及び物的保護の下に実施される。
7. 参加：帰還や再定住、及び市民社会への再統合の計画や実施には、被害者の参加を得る。
8. 憲法に基づく優先性：本法が言及する司法当局には、強奪された不動産と憲法

で保護された特別な関係を有する、強奪や強制放棄の被害者権利の優先性を補償する義務がある。上記に従い、最も脆弱な被害者及び特別保護の対象となる土地と関係する被害者に、優先的に返還が行なわれる。

第 74 条：土地の強奪と強制放棄
強奪とは、暴力事件や事態を利用して、事実として、法的公証、行政通知、裁定又は暴力沙汰と関係する犯罪を犯すことにより、ある人から独断的に、その所有、占有物件を奪う行為である。

土地の強制放棄とは、避難を余儀なくされた人が置かれた一時的、恒常的な状況で、第 75 条で定める期間内に発生した避難の間、土地の管理、開拓、直接接触を行なうことを阻まれた状況である。

第 75 条で定める期間内に、占有者の強制退去を引き起こした暴力の状況を原因とする不動産の放棄や占有の変化は、申請期間を中断するものではない。

第 75 条で言及する占有者の強制退去や不動産占有の強奪は、規則が要求する時効の期間を中断するものではない。規則による占有期間を満たした場合、同じプロセスの中で、再設定される占有者の帰属権宣言を提出することができる。

強奪や強制退去が、ある未開墾地の経済的開発が乱された場合、強奪された者に所有権を授与するには、その開拓帰還は考慮されない。これらの場合、裁判官は名義人の最大規模として農業家庭単位に関する基準を適用しなければならず、この規模を超える権利授与は非有効である。

土地の所有者又は占有者、或いは未開墾地の開発者は、必要な活動が実施されるよう、次のいずれかの機関に避難の事実について通知しなければならない：市オンブズマン事務所、国民人権擁護局、農業監督局、強奪土地返還管理特別行政ユニット、国家行政監督局。

付項：
強奪の事実設定は、不動産の所有、占有、占拠、又は所持の権利を奪った者、或いは暴力行為や脅迫を行った者の刑事、行政、規律、又は民事等の責任とは独立して行なわれる。

第 75 条：返還権利の名義人
土地の所有者や占有者、或いは未開墾地の開拓者で、1991 年 1 月 1 日から本法の有効期限の間に、本法第 3 条で言及する侵害の直接或いは間接的結果として、それらの土地を強奪された、或いはそれらを放棄せざるを得なかった者で、その所有権の帰属判定を試みる者は、本章の定める期間に、強奪された或いは強制的に放棄させられた土地の法的及び物的返還を申請できる。

返還手続きと第三者の権利保護

第 76 条：強奪或いは強制的に放棄させられた疑いのある土地の登記

本法で言及する土地返還のためのツールとして「強奪された及び強制放棄させられた土地登記」を創設せよ。強奪された及び強制放棄させられた土地登記には、その土地を強奪された人々及び強制放棄させられた人々と、それらの人々と土地との法的関係についても記載される。その際には、ジオリファレンス等により強奪の対象となった土地について、及びその土地が武装集団の影響下にあった期間を正確に特定すること。

記録は、規則に従い、安全状況、強奪の歴史的重さ、機関の条件の有無を考慮し、段階発展的に実施される。記録の形成と管理は、本法により創設される強奪土地返還管理特別行政ユニットが担当する。

記録への登記は、職権により、又は当事者からの要請により行なわれる。記録の中には、強奪又は強制放棄の対象となった土地と、強奪された或いは放棄をさせられた人物及び家族が特定される。同一の土地を強奪された者が複数ある場合、或いは放棄が複数ある場合、ユニットは、記録に別々に登記する。その場合、全ての返還及び補償要請は同一プロセスで手続きされる。

当事者による記録への土地登記要請が受け付けられると、或いは、職権による手続きが開始されると、強奪土地返還管理特別行政ユニットは、返還対象土地の所有者、占有者、占拠者に対し、法に従い、善意により当該土地の所有、占有又は占拠を証明する証拠書類を提出できるよう、上記手続きについて通知する。同ユニットは、記録に含めるかどうかを決定するために、本条 2 項に従う調査が着手された時点から起算して 60 日間を有する。この期間は、正当な理由が存在する或いは発生した場合、30 日間延長できる。

強奪土地記録への土地の登記は、本章で言及する返還行為を開始するために必要な手続きである。

強奪土地返還管理特別行政ユニットは、アグスティン・コダッチ地理院や公証役場の分権化された土地登記、コロンビア農村開発院、公証登記監督局、不動産登記管理事務所等、強奪された或いは強制放棄させられた被害者に関するあらゆるデータベースへのアクセスを有する。

そのために、オンライン・ガバメント戦略に関して 2008 年 1151 号命令で定められた政策や安全基準に基づき、あらゆる機関は、強奪土地返還管理特別行政ユニットにリアルタイムでの情報交換サービスを提供する。

技術インフラの問題からリアルタイムによる情報交換ができない場合、関係機関や組織の職員は、申請から 10 日以内に情報を提供しなければならない。情報へのアクセスを妨害する、或いは、その義務を不履行する公務員は、発生する刑事罰則とは別に、深刻な過失を犯したことになる。

付項１：
土地の強奪や共生放棄に関する情報を受ける当局は、記録への登録と返還プロセスを迅速化するため、その受領日の就労日翌日に、該当する全ての情報を強奪土地返還管理特別行政ユニットに転送しなければならない。

付項２：
強奪土地返還管理特別行政ユニットは、被害者への総合対応と補償のための全国情報ネットワークの相互運用性と包括性を確保するため、被害者総合対応補償特別行政ユニットに、情報へのアクセスを認めなければならない。

第 77 条：強奪土地記録に登記された土地と関係する強奪の推定
強奪及び強制放棄土地記録に登録された土地に関して、以下の推定が考慮される。

1. **一定の契約に関する権利の推定**：
返還プロセスにおける証拠として、被害者、その配偶者、パートナー、家族、同居する高齢者、後継者と、その名称に関わらず、非合法に活動する武装組織、或いは麻薬組織、関連犯罪に属する、協力する、又は資金調達を行ったことにより有罪判決を受けた人物との間で、それらが自ら交渉を行なった、或いは第三者を通じて行為したかに関わらず、第 75 条に定められた期間内に締結された、売買の交渉や契約、或いは、返還対象不動産に関する所有権、占有権、占拠権を移転する、あるいは移転することを約束するその他の交渉や契約における同意の不在や、違法性は、権利として推定される。本項で言及される契約や交渉における合意の不在により、言及される行為や交渉は存在しなかったこととなり、不動産全体又は部分に関してその後に締結された行為や交渉の全ては完全に無効となる。

2. **一定の契約に関する法的推定**：
その逆が証明される場合を除き、返還プロセスにおける証拠として、前項に定められた状況がない場合に限り、不動産に関する所有権、占有権、占拠権を移転する或いは移転を約束する法的行為や売買契約において、以下の法的交渉では、同意の不在、或いは違法性があったと推定される：

   a. 強奪や放棄の原因となったとして提示される脅迫や暴力事件が発生した時期に、近隣で、全般的な暴力事象、集団国内避難現象、深刻な人権侵害が発生した場合。或いは、当該当局により認められた場合を除き、1997 年法律 387 号に関して集団及び個人の保護措置を要請していた不動産の場合、又は、強奪被害者、配偶者、パートナー、家族、同居する高齢者、後継者が国内避難を強いられた事象が発生した場合。
   b. 脅迫と同時に或いはその後に暴力事件や強奪が発生した不動産の近隣不動産に対し、直接或いは間接的に、1 人或いは複数の人物への土地所有の集中現象が発生した場合。若しくは、脅迫、暴力事件或いは強奪発生時期後に、近隣不動産で、消費或いは自給自足型農業の、モノカルチャー、大規模な放牧、鉱業開発などへの交代など、その用途に顕著な変化が発生した

場合。

c. 麻薬取引や関連犯罪により身柄引き渡しをされた人物との契約や交渉。これは交渉にその人物自身が関与した、或いは第三者を通じて関与したかに関わり無い。
d. 契約に正式に定められた額又は実際に支払われた額が、取引の時点で所有権が移転された権利の実際の額の 50%に満たない場合。
e. 本条の項で言及される契約や交渉における同意の不在が否定されるには至らない場合、該当する行為や交渉は、存在しなかったものとされ、不動産全体又は部分に関してその後に締結された行為や交渉の全ては完全に無効となる。
f. 1961 年法律 135 号及び 1989 年 561 号命令に従い、コミュニティ企業、組合や農民協同組合に権利帰属が認められた不動産で、強制避難後に、当該組織を構成する出資者に変容があった場合。

3. **一定の行政行為に関する法的推定**：
対立する側が所有権、占有権、或いは占拠権とその後の不動産の強奪を証明した場合、以後の行政決定によって被害者の権利に逆らう法的状況が合法化されているという根拠で、その返還を否定することはできない。返還プロセスにおける証拠としては、法的にそれらの決定は無効であると推定される。上記行政決定の無効により、その後の全ての行政決定が無効となり、当該不動産の全体若しくは部分的に関する全ての法的行為や交渉が無効となる。

4. **司法決定における然るべきプロセスの推定**：
申請者が所有権、占有権、或いは占拠権とその後の不動産の強奪を証明した場合、裁定により、第三者に対し所有権が授与、移転、収用、消滅、或いは宣言され、規判事項であるという論拠で、或いは、該当する法的手続きが強制退去を引き起こした脅迫や暴力事件の発生時期と本法が言及するプロセスの終了を認める裁定との間に開始されている場合、当該不動産が競売手続きの対象となったという論拠で、返還を否定することはできない。

返還プロセスにおける証拠としては、暴力事象により、強奪被害者は、その権利に逆らう状況が合法化されたプロセスにおいて、基本的な防衛権利を行使することを阻害されたと推定される。上記のことから、判事又は裁判官は、被害者の権利を弱めた司法決定を撤回することができ、強奪被害者に有利な決定を有効にし、実施するための調整を命じることができる。

5. **占有不在の推定**：
本法 75 条に定められた期間、及び本法が言及するプロセス終了を決定する裁定の間に返還対象の不動産に占有が開始されている場合、その占有は、発生しなかったと推定される。

第 78 条：立証責任の転換：
立証責任を被告、又は、返還プロセスにおいて被害者の意図に反対する者へ移転する

ためには、彼らもまた同一不動産を強奪された、或いは強制退去させられたと認識される場合を除き、所有権、占有権、又は占拠権を示す証拠を有しており、司法プロセスにおいて避難民として認識されることだけで足る。

第 79 条：返還プロセスを知る権限
プロセスの中に反対者が認められる場合、土地返還に関する専門の民事法廷の上位裁判所裁判官が、土地返還プロセス及び強奪被害者及び土地を強制的に放棄させられた者の権利の正式化プロセスについて、一度に決定する。同様に、土地返還専門の区域民事判事により出された裁定に関する諮問についても知らしめる。

プロセスの中に反対者が認められない場合、土地返還専門の区域民事判事が、土地返還プロセス及び強奪被害者及び土地を強制的に放棄させられたものの権利の正式化プロセスについて、一度に決定する。

反対者に法人格が認められるプロセスでは、土地返還専門の区域民事判事が裁定までのプロセスを手続きし、権限が該当する司法区上位裁判所に、移送する。

付項１：
土地返還に関する専門の民事法廷の上位裁判所裁判官は、必要と考慮する追加証拠を職権により命じることができ、これは 20 日以内に審理される。

付項２：
土地返還専門の区域民事判事がいない場合、返還要請は、市、区域、その他の民事判事に提出することができ、当該判事は、該当する職員に、2 日以内にこれを転送しなければならない。

第 80 条：地域の権限：
不動産が位置する場所の判事や裁判官が、独占的に権限を有するが、彼らが異なる司法区の複数の市にいる場合には、要請が提出された管轄域の市の判事や裁判官が権限を有することになる。

第 81 条：正当化
以下は、本法で定める行為の名義人となる。

第 75 条で言及される人々

- その配偶者、強奪や強制放棄を招いた事象や脅迫が発生した時点で同居していた恒常的パートナー

- 強奪被害者本人、その配偶者、又は恒常的パートナーが死亡している、或いは行方不明の場合、民法に従い、彼らを継承するために召還された者が行為を開始できる。配偶者又は恒常的パートナーに関しては、事象が発生した時点での婚姻或いは事実による共同生活が考慮される。

- 前項に記載の場合で、継承のために召還された者が未成年、或いは法的に不能である場合、又は、彼らが被害発生時点に被害者本人と同居しており、被害者本人に経済的に依存していた場合には、強奪土地返還管理特別行政ユニットがその名とその利益に則り行為を行なう。

行為の名義人は、強奪土地返還管理特別行政ユニットに対し、その名と利益において行為を行なうよう要請することができる。

第 82 条：強奪土地返還管理特別行政ユニットによる返還或いは正式化要請
強奪土地返還管理特別行政ユニットは、判事又は裁判官に対し、訴訟の名義人のために強奪土地記録に含まれた当該土地の引渡しと所有権認識を要請し、プロセスで名義人を代理することができる。

付項：
訴訟名義人は、強奪された、或いは放棄させられた土地との近接、避難の時期や理由に統一性が認められる、ユニットに登録されている土地の返還や正式化を集団で要請することができる。

第 83 条：被害者による返還或いは正式化要請
第 76 条で言及する訴訟要件を満たした場合、強奪被害者は、第 79 条の規定に従い、自身で、又は被委任者を通じて、書面または口頭により、判事又は裁判官に直接要請を提出できる。

第 84 条：要請内容
返還或いは正式化要請は、以下を含まなければならない。

a. 土地の特定。これには最低限以下のデータが含まれていなければならない：位置、県、市、集落又は村落、登記番号、不動産登録番号、土地登記番号、土地台帳番号
b. 強奪土地記録への当該土地の登記証明
c. 要請に関わる事象と権利の論拠
d. 強奪被害者本人、その家族、或いは申請者グループの氏名、年齢、身分証明書番号、所在地
e. 当該土地を記録上特定することができる不動産登録の経歴証明
f. 当該土地の査定額証明

付項１：
2010 年法律 1394 号が定める訴訟費用の免除を含み、本条で言及される手続きの無償が被害者に対し保証される。

付項２：
本条の e)及び f)項で定める書類を申請と共に提出することができない場合、返還対象土地の所有者、占有者、又は占拠者としての状況を、民事訴訟法により認められる立証手段により証明することができる。

第 85 条：申請手続き
真正の立証は、法廷議長が同日、或いは遅くとも就労日翌日に定める分担により、判事又は裁判官が担当する。判事又は裁判官は、被害者の脆弱な状況を考慮して、要請の優先手続きを行なうかどうかを決定する。

第 86 条：申請の受諾
申請を受諾する命令書では、以下が命じられる。

a) 登記命令受領から 5 日以内の不動産登記管理事務所への申請の登記。当該不動産の法的状況に関する証明書と共に、不動産登録ページ、及び裁判官への登記官による登記命令書発行命令が明らかにされる。
b) 裁定発行までの期間、返還が要請された単数または複数の土地は取引から除外される。
c) 返還が要請される土地に関する権利の届出プロセス、継承プロセス、押収、分離、境界決定、分界決定、用益権、あらゆる性質の占有、所持回復、帰属宣言、空き地としての届出など、返還が要請される不動産や土地に関して通常司法により開始されている手続き、収用手続きを除く、当該土地に影響する執行、司法、公証、行政プロセスの中断。
d) 当該土地が位置する市の法的代表者と国民擁護省へのプロセス開始の通告。
e) 当該土地に関し合法的権利を有する人々、実際の保証を有する債権者、当該土地に関する義務の債権者、行政プロセスや手続きの中断により悪影響を受けたと考慮する人々がプロセスに参加し、その権利の要求を行なえるよう、全国に広く流通する日刊紙に、土地の特定、返還を要請する土地を強奪された、或いは強制放棄させられた本人及び家族の氏名と身分証明書番号を含む申請受諾について公告すること。

付項：
更に、判事又は裁判官は、上記命令書により、或いはプロセスの如何なる時点でも、当該不動産に引き起こされている損害を中止させ、潜在的な損害を防止するため必要と考慮する警戒措置を命じることができる。

第 87 条：申請の通告
申請の通告は、返還が要請されている土地が含まれる不動産登録経歴証明書に権利所有者として登記されている者に対して、また、申請がその関与なく行なわれた場合には、強奪土地返還管理特別行政ユニットに対して行なわれる。

前条 e)項で言及する公告によって、その法的権利を有効にするために当該プロセスに出頭すべきと考慮される不特定の人々、及び、返還プロセスにより影響を受けると考慮される人々に、申請の通告が行なわれたと理解される。

上記の手続きが履行され、出頭する第三者がない場合、5 日以内にプロセスの法的代理人が任命される。

第 88 条：反対
反対は、申請から 15 日以内に判事に対し提出されなければならない。個人により行なわれる申請に対する反対は、厳粛なる宣誓の下、提出され、妥当な場合には、受け入れられる。強奪土地返還管理特別行政ユニットの関与無く申請が手続きされた場合で、同ユニットが提出する反対は、判事又は裁判官により評価され、考慮される。

強奪土地返還管理特別行政ユニットは、申請者として行為していない場合、返還申請に反対を提出できる。

書面による反対と共に、当該土地を強奪された者としての資格、善意無過失、正当な権利名称などを示す証拠や、権利の価値について、プロセスで反対者が有効にしたいと願うその他の証拠、若しくは、返還要請や正式化要請がその利益のために提出された人物やグループの被強奪者としての資格無効の申立といった書類が提出される。

申請が、本章の規定に従い、強奪土地返還管理特別行政ユニットにより提出され、反対者が現れない場合、判事又は裁判官は、申請と共に提出された証拠に基づき、裁定発行の手続きを行なう。

第 89 条：証拠
法律が認めるものは全て許容される証拠である。判事又は裁判官は、申請と共に提出された書類や証拠を考慮し、立証の重複や、妥当或いは役立つと考慮されない立証によるプロセスの長期化を避ける。判事又は裁判官が、当該申請に関して確信を得た場合、要請された立証を命じる、或いは立証を行なう必要なく裁定を発することができる。

当該土地の価格については、国家政府が定める質を有する不動産組合により作成された土地の商業査定により、反対者が明らかにすることができる。価格について異論が提出されない場合、該当する土地登記当局により提出された査定額が、土地価格総額となる。

強奪土地返還管理特別行政ユニットから提出される、本法で言及する強奪土地及び強制放棄させられた土地記録からの証拠は信頼できるものと推定される。

第 90 条：証拠提出期間
証拠提出期間は 30 日間であり、その間に、本プロセスで命じられた証拠の立証が行なわれる。

第 91 条：裁定内容
要請の対象である不動産の所有権や占有権、未開墾地の占拠に関して決定的な形で裁定が発せられ、プロセスで善意無過失が確認された反対者に、該当する場合には賠償が命じられる。それゆえ、裁定は、十分な所有権を与えるものである。

裁定では、そのケースにより、以下の観点について十分に且つ明確な形で言及しなければならない：

a. 申請者の希望、反対者の抗弁、第三者の要請事項の全てとそれぞれについて。
b. 返還される不動産の特定、個別化、境界設定。その位置、面積、総合的及び具体的特長、境界、地理的座標、土地台帳番号、登録番号、不動産登記番号。
c. 返還され、或いは合法化される土地登記が該当する区域の事務所に裁定を記載するよう命じる、不動産登記管理事務所への命令。
d. 強奪や放棄後に登録された課税や所有制限、占有権、賃貸、偽りの経歴、差し押さえ措置の解消と、それらに該当する登録や記載の取り消しを命じる不動産登記管理事務所への命令。
e. 返還された不動産が 1997 年法律 387 号の規定により保護されるよう命じる命令。これは、不動産の返還がなされる主体となる者が、上記保護命令に即している場合に限る。
f. 規則により定められた時効による所有権取得の期限が達成され、帰属宣言が手続きされる場合、該当する帰属宣言を登記するよう命じる不動産登記管理事務所への命令。
g. 未開墾地開拓の場合、未開墾地に関し必要な帰属決定を行なうよう、INCODER に命じられる。
h. 該当する裁定の中で所有権が認識されない場合、本法の規定に従い、返還プロセスの中で権利のある占有者に返還を行なうことを命じる命令。
i. 返還すべき不動産が、より面積の広い不動産の一部を構成する場合、該当する不動産を分離、または取り出すために必要な命令。返還すべき不動産が面積のより小さな複数の土地からなる場合、判事又は裁判官は、これらをまとめることを命じる。
j. 本法が定める補償、及び、返還対象不動産への改良に関与する全ての当事の権利を確保するための補償を有効にするための命令。
k. 補償を受けた人物が、強奪されたが返還が不可能だった不動産を管理ユニットの基金に移転するよう命じる命令。
l. 本法の規定に従い、裁定によりその法的効力を失う法的決定についての無効宣言。
m. 必要な場合、当該プロセスで討議された、集団や個人の権利を抹消する、或いは認識する行政命令、或いは、特殊且つ具体的な法的状況を修正する行政命令の無効宣言。これには、当該不動産に関して授与された天然資源利用のための許可、譲許、認可が含まれる。
n. 当該プロセスで討議された事項に従い、締結された何らかの民事、商業、行政、租税に関する義務により、返還対象の不動産に対し第三者が有する権利の登記解消命令。
o. 返還すべき不動産の物的引渡し手続きに付き添い、協力するよう国軍・国家警察に命じる必要な命令。
p. 不動産の法的及び物的返還の実施と、償われた人々の権利の行使と享受の安定を保証するために必要な命令。
q. 当該プロセスで敗れた原告や善意被告のために、プロセスにおいて身柄拘束措置がなされた人々に要求されうる命令や有罪判決。
r. プロセスで敗れた、善意無過失の当事者双方が、該当する場合に、本法により

定められた期間に補償を受けられることを命じる命令。

s. その不実、軽率さ、或いは悪意が確認される場合、本法が言及する返還プロセスでの敗訴側への有罪判決。

t. プロセスの結果、処罰に値する事象発生の可能性がある場合、国家検察庁への関係書類の送付。

付項１：
裁定が発せられると、その履行は即刻行なわなければならない。判事又は裁判官は、プロセスで権利を回復された者の権利の実質的享受を保証する権限を有し続けるため、同一裁定の中で、裁定実施措置が命じられ、民事訴訟法 335 号が適用される。この権限は、プロセスで権利回復を受けた者の権利に対する脅威事由が完全に除去されるまで維持される。

付項２：
判事又は裁判官は、要請から 4 ヶ月以内に裁定を発する。プロセスに適用される期限の不履行は、深刻な過失となる。

付項３：
決定に定められた命令の履行を正当な理由無く怠慢する、或いは遅滞する職員、或いは、裁定実施のために判事又は裁判官により必要とされる支援を判事又は裁判官に提供しない職員は、深刻な過失を犯したことになる。

付項４：
強制避難、放棄、強奪の際に共同生活をしていたが、権利引き渡しの時点では法により結ばれていない場合、当該不動産の権利は、配偶者両者、または恒常的パートナー両者の名前で引き渡される。

第 92 条：裁定見直し要求
裁定に対しては、民事訴訟法第 379 条及びその後の条項に定める期間に、最高裁判所民事破棄取扱い法廷に対し、見直し要求を起こすことができる。

最高裁判所は、中間裁定を 10 日以内に、決定を最高で 2 ヶ月以内に発する。

第 93 条：通知
発せられる裁定は、判事又は裁判官がより有効と考慮する媒体で通知される。

第 94 条：受理不能な行為や手続き
本プロセスでは、反訴、除外措置や補助参加、あらかじめ例外とされている事実の包括、和解は認められない。これらの行為や手続きが求められた場合、判事又は裁判官は、如何なる不服申立もできない命令によりこれを拒否しなければならない。

第 95 条：審理集中化
本法で言及する返還プロセスで定義する審理集中化とは、返還行為の対象となる土地に関する権利が関係するあらゆる法的又は行政審理、或いは公的機関や公証当局によ

り実施される審理が、本手続きで集中して実施されることを意味する。また、隣接する不動産、若しくは同じ近隣地区に位置する複数の不動産に対する要求、強奪及び強制放棄された土地登録における土地登録に関する異議申し立ても、審理集中化の対象となる。

この集中審理を有効にするため、上記当局職員は、当該事件について扱う裁判官から返還手続きの開始に関し通知された時点から、これら職員は、当該手続きに関する権限を失い、同裁判官が指示する期間内に、当該事件を移送しなければならない。

審理の集中化は、判決を下し、揺るがぬものとするため、総合的、法律的安全性、統一性の基準に基づき法的及び物的決定を採るために行なわれる。更に、隣接するあるいは近隣の土地の場合には、審理集中化は、訴訟の迅速化と、償いのための法的基準に基づき総合的な形でコミュニティを再建するための集団の帰還を目指すものである。

付項１：
本条で言及する審理集中化の場合、諸期限が、そのために定められる期間だけ延長される。

付項２：
いずれにしても、当該プロセスの手続き中は、公証役人、登記官、その他の当局は、その権限により本法で定められた活動の対象土地に影響を与えうる行為を、職権により或いは当事者からの要請によって、開始することは慎まなければならない。これには、当該土地について授与された天然資源利用のための許可、譲許、認可も含まれる。

第 96 条：返還のための情報
審理の集中化を容易にするため、高等司法審議会、又はその代わりを務める機関、公証登記監督局、アグスティン・コダッチ地理院、該当する土地登記局、コロンビア農村開発院、又はその代わりを務める機関は、判事、裁判官、土地登記管理事務所、公証役場、その下部組織や地方事務所に、返還プロセスの行為と要件に関して通知しなければならない。

連絡、情報交換、証拠提出、返還行為に関する法的命令履行を行い易くするため、上記機関は、事前に定められ標準化されるプロトコルに従い、その情報システムを司法部門の情報システムと統合することになる。

諸機関と、判事及び裁判官との間の連絡の迅速化に加えて、諸機関は、この目的を達成できるよう、情報の内部の流れを容易にするために必要な技術的調整や人的調整を行なわなければならない。

付項：情報システムの結びつけが行なわれる間、諸機関は、本条の目的を最も適切な方法により履行しなければならない。

第 97 条：
不動産の物的返還が、以下のいずれかの理由により不可能である場合、申請者は、代

替要求として、判事又は裁判官に、補償として強奪土地管理特別行政ユニット基金の負担で、強奪された土地と同様の特徴を有する不動産を引き渡すよう、要求することができる。

a. 不動産が、該当する国家当局の規定に従うと、洪水、土砂崩れ、その他自然災害のリスクの高い、或いは脅威のある地域に位置する場合。
b. 繰り返し強奪が起こったため、同じ土地から同土地を強奪された別の被害者に当該土地が返還されている場合。
c. プロセスを通じて、当該土地の法的及び・又は物的返還は、強奪された、或いは返還された人物や家族の生命や身体の危機を発生することを明らかにする証拠が得られた場合。
d. 当該不動産が、部分的あるいは全体的に破壊され、強奪前と同等の状態に再建することが不可能な場合。

第 98 条：補償の支払い
プロセスの中で、善意無過失が確認された反対者の意向を認める裁定が命じる補償は、強奪土地返還管理特別行政ユニット基金により支払われる。如何なる場合にも、補償額がプロセスで権利帰属決定が行なわれた土地の価格を上回ることはない。

プロセスを進めることが適切でなく、97 条に従い、裁定で命じられた現物による補償やその他の補償が行われる場合、強奪土地返還管理特別行政ユニットが基金の負担により該当する経済的補償を決定し、支払う権限を有する。

金銭による補償は、金銭で支払われる。

第 99 条：返還された土地利用に関する契約
返還対象の土地にアグロインダストリー・プロジェクトが存在する場合、プロジェクトを完全な形で実施するために、プロセスを把握する裁判官は、反対者がそのプロセスの中で善意無過失を証明している場合、返還を受けた人、又は人々の権利の認識に基づき、付随手続きを通じて、返還受益者と生産プロジェクトを実施していた反対者の間に契約締結を認めることができる。

善意無過失が確認されない場合、裁判官は、強奪土地返還管理特別行政ユニットが第三者を通じてプロジェクトを推進するよう、同ユニットにプロジェクトを引き渡し、生産物は、返還受益者を含む、当該土地近隣の被害者への集団補償プログラムに向けられる。

裁判官は、両者の権利と、適切な経済配分があるよう、配慮する。

第 100 条：返還された土地の引渡し
返還対象土地の引渡しは、判事や裁判官により命じられた賠償支払いがある場合には、その支払いから 3 日以内に、そうでない場合には、裁定執行から 3 日以内に、強奪された者が申請者である場合は本人に直接、又は強奪土地返還管理特別行政ユニットを通じて強奪された者に宛てて行なわれる。

不動産引渡しのために、判事又は裁判官は、最終期間として5日以内に該当する明け渡し手続きを実施する。そのために、市判事に委託することができ、市判事はその任務を同期間内に履行しなければならない。警察当局は、不動産明け渡しのために、即時助力を提供する。明け渡し手続きについては、証書が記録され、これについて如何なる不服申立もできない。

明け渡し手続き実施時に住人がいない場合、民事訴訟法113及び114条に従い、立ち入りが行なわれる。その場合、財産目録が作成され、財産は保管者の管理下に置かれる。

第101条：返還の保護
被返還者の権利を保護し、国家行為の社会的利益や返還を受ける権利を保証するため、土地引渡しから2年間は、強奪された者と国家の間で成される行為を除き、生存者間の行為を通じて如何なる名称にも譲渡することはできない。

また、返還がなされた後、返還決定、又はその後に引渡しがなされた場合には、引渡し執行日に続く2年間は、返還を命じた判事や裁判官による、事前の明確且つ動機を説明した認可がある場合を除き、強奪された者に返還された土地に関する、生存者間の如何なる交渉も、法的に宣言される必要なく、権利として無効となる。

付項：金融監督局に監視を受ける機関により被返還者に与えられたクレジットについて補償する場合には、本条2段落目で言及される認可は必要ない。

第102条：裁定後の権限の維持
裁定を発した後、必要な場合、土地の返還又は正式化を受けた強奪被害者による不動産の使用、享受、活用や、本人や家族の生命や身体の安全を保証するためのあらゆる措置を命じられるよう、判事又は裁判官は、この件に関する権限を維持する。

強奪土地返還管理特別行政ユニット

第103条：強奪土地返還管理特別行政ユニットの創設
農業農村開発省に属する、行政的自治、法人格、独立資産を有する一時的性質の特別機関として、10年間の期限で強奪土地返還管理特別行政ユニットを創設せよ。その所在地は、ボゴタ市であり、サービスの必要性に応じ、国家政府が定める複数の支部を持つことになる。

第104条：強奪土地返還管理特別行政ユニットの目的
強奪土地返還管理特別行政ユニットの役割は次の通りである。

1. 本法及び規則に従い、強奪及び強制放棄土地記録を設計し、管理し、保持する。
2. 職権により、或いは当事者からの要請により強奪及び強制的に放棄させられた土地を同記録に含め、記録へのその登記を証明する。

3. 本章で言及する返還プロセスに提出するため、当該土地に関する強奪及び強制放棄の証拠をまとめる。
4. 土地台帳或いは登記の情報が無い土地を、物理的及び法的に特定し、不動産登記管理事務所に、国家の名前で登記頁を開設し、不動産登録番号を割り振るよう命令する。
5. 本法に定められている場合に、強奪された者への土地返還プロセス、又は訴訟名義人の名前で放棄された土地の権利を正式化するプロセスを当該当局に対して手続きする。
6. 善意無過失の第三者のために返還プロセス裁定の中で命じられた金額を国家の名で支払う。
7. 特殊な場合に、土地返還が不可能な場合、生じる賠償を、国家政府が発行する規則に従い、強奪された者及び強制避難させられた者に支払う。
8. 返還され、正式化される土地に関連した負債の軽減プログラムを策定し実施する。
9. 被返還者や本章に従い土地に関する権利の正式化を受ける者に対し、返還土地に直接関係する地方税や国税の清算、及び、返還され或いは正式化された土地に関連するクレジットの軽減のための補助金プログラムを創設し、管理する。
10. 本法が定める目的や役割に従ったその他の機能。

付項１：
国家検察庁、軍及び警察当局は、本条第 2 項及び 3 項に定められた役割を果たすため、強奪土地返還管理特別行政ユニットが必要とする支援や協力を提供する。

付項２：
強奪土地返還管理特別行政ユニットの機能が開始するまでは、同ユニットの役割は農業農村開発省により実施される。

第 106 条：指揮及び代表
強奪土地返還管理特別行政ユニットは、理事会会及びユニット理事長により指揮され、理事長が法的代表者となる。

第 107 条：強奪土地返還管理特別行政ユニット理事会
強奪土地返還管理特別行政ユニット理事会は、以下のように構成される。

- 農業農村開発大臣、又はその代理、議長を務める。
- 内務法務大臣、又はその代理。
- 大蔵公債大臣、又はその代理。
- 環境住宅土地開発大臣、又はその代理。
- 国防大臣、又はその代理。
- 国家企画庁長官、又はその代理。
- 被害者総合対応補償特別行政ユニット長。
- コロンビア農村開発院長（INCODER）。
- 農業銀行総裁。

- 農牧業資金調達基金総裁（FINAGRO）。
- 国民人権擁護官、又はその代理。
- 第 8 部に従い、全国被害者参加テーブル代表 2 名。
- 強奪土地返還管理特別行政ユニット理事長は、発言権を持って審議に出席する。

第 108 条：ユニット理事長
ユニット理事長は、法的代表者であり、共和国大統領により任命され、解任される公務員である。

第 109 条：内部構成
本法発効から 6 ヶ月以内に、国家政府は内部構成及びユニットへの人員採用制度を定める。それには、異なる機関間の調整が維持され、強奪被害者への返還に関する目的が達成されるよう、本章で扱うテーマについての知識と経験が考慮される。

第 110 条：強奪土地返還管理特別行政ユニットの法的制度
強奪土地返還管理特別行政ユニットの法的制度は、本法に定められたものとし、本法に定められていない事項は、国レベルの公共機関に関する制度が適用される。

第 111 条：強奪土地返還管理特別行政ユニット基金
強奪土地返還管理特別行政ユニットに属する、法人格を有さない基金として、強奪土地返還管理特別行政ユニット基金を創設せよ。この基金の主たる目的は、強奪された土地返還及び賠償支払いのための資金ツールとして役立つことである。

第 112 条：基金の管理
同基金の資金は、一社以上の信託会社と契約された商業信託管理者により実施され、受益者は、強奪土地返還管理特別行政ユニットとなる。基金の資金管理は、基金管理信託会社の制度に従う。政府は、このテーマについて規則を制定する。

第 113 条：基金の資金：
同基金には、以下の資金が入金される。

1. 国家総予算からの資金。
2. 強奪土地返還管理特別行政ユニットの目的遂行のための公共及び民間からの寄付。
3. 強奪土地返還管理特別行政ユニット目的達成のために国際協力からの、あらゆる種類の出資。
4. 農業農村開発省、及び、現行の規則に従い他の機関が移転する財産や資金。
5. 基金の資金により、あらゆる名称で取得されるその他の所有権や資産、及び、それらの譲渡により受領する額。
6. 基金の資金や財産管理による収入や収益。
7. あらゆる名称で取得される、又は移転されるその他の財産や資金。
8. 所有権抹消の対象となり、現在は国家麻薬管理局の管理下にある農村地。将来所有権を獲得する農村地に付いても同様である。この量と割合については、国家政府が決定する。

9. 被返還者により基金に譲渡される農村地。

付項：
La Central de Inversiones S.A.（CISA S.A）は、強奪土地返還管理特別行政ユニットに、その本拠地として必要な不動産を引き渡すことができる。同様に、SAE 及び DNE も、その目的達成と役割履行のために、できるだけ低価格で、当該不動産の購入価格を超えることない金額で、財産を引き渡すことができる。

返還プロセスにおける女性のための規則

第 114 条：返還に関する行政及び司法手続きにおける女性への優先対応
強奪や強制放棄の被害者女性は、本法に関係する行政及び司法手続きで国家の特別保護を享受する。そのために、強奪土地返還管理特別行政ユニットは、優先窓口を通じての返還手続きへの女性のアクセスを保証するための特別プログラム、ジェンダーのテーマについて能力を有する人材、補償プロセスへの女性組織や女性のネットワークのアクセスに役立つ措置、その家族を構成する子供や若者及び障害者への対応場所、その他必要と考慮される措置などを用意する。強奪を受けた女性世帯主の強奪土地返還管理特別行政ユニットに対する申請は、他の申請より優先的に対応される。

第 115 条：返還プロセスにおける優先的対応
強奪を受けた女性世帯主や女性のために強奪土地返還管理特別行政ユニットにより進められる返還申請、及び、本法の規定に従い土地返還を要求する女性により判事又は裁判官に提出された申請は、優位が確保され、その他の申請より対応が優先化される。

第 116 条：土地引渡し
裁定により、強奪を受けた女性への土地引渡しが命じられると、強奪土地返還管理特別行政ユニット及び郡又は警察当局は、当該土地の適切な引渡しを補償し、その所有権を利用できる安全条件を維持するため、特別な協力を提供しなければならない。これは、被害者女性の事前の同意があり、これら措置の採用と実施に妥当な決定が保証される場合に限る。

第 117 条：2002 年法律 731 号に定められた裨益への優先権
本法の規定により土地の返還や正式化を受ける女性は、2002 年法律 731 号が、クレジット、土地の権利帰属決定、保証、社会保障、教育、研修やレクリエーション、家族補助金、植林計画やプログラム、身分証明取得キャンペーンについて定めた裨益の適用に優先権を有する。

第 118 条：所有権名義決定及び権利回復
本章の規定を推進し、要求者及びその配偶者、又はその恒常的パートナーが、不動産の強制放棄及び・又は強奪の被害者となり、その返還を要求している場合、判事又は裁判官は、配偶者又は恒常的なパートナーがプロセスに出頭していない場合でも、裁定の中で、返還及び・又は賠償は、両者のために実施されることを命じ、また、裁定の結果、不動産に関する所有権が与えられる場合、不動産登記管理事務所に対し、両

者の名前で該当する登記を行なうよう命じる。

その他の規定

第 119 条：職務の創設
高等司法審議会は、1996 年法律 270 号 85 条 5 項及び関連規則に従い、土地返還専門の、区域上級裁判所裁判官と民事判事の職務を創設する。高等司法審議会は、本法履行に必要なその他の公務員職務も創設する。本条で言及する職務の創設は、サービスの必要性に従い、段階的及び発展的に実施される。

付項１：
国家政府は、公証登記監督局の中に、一時的な性質で、土地保護、返還、正式化に関する代理監督局、土地に関する地方コーディネーターの職務、その他本法で言及する登記手続きに関する司法及び行政措置に対応するために必要な人員、専門職、技術職、運営職の職務を創設する。

付項２：
国家行政監督局及び国家検察庁は、国家政府が、憲法や法律に基づくその義務を履行するため、特に、判事や上級裁判所に対し土地返還プロセスに対応し、関与するために、2010 年法律 1424 号 10 条 2 項に定められた特別権限に従い定める十分且つ適切な人員数を配置しなければならない。

第 120 条：刑罰制度
行為に登記の必要条件を変え、或いは偽り、又は、阻止する条件を隠匿し、強奪された土地の記録への登記を阻止する者は、8 年から 12 年の懲役を科される。同様に、不正な変更や偽りを知りながら、強奪された土地記録への登記に便宜を図る、或いは実施する公務員は、同様の刑を科され、更に、10 年から 20 年の間、公務と公権の行使不能を科される。

強奪被害者の資格無しに、本法の規定に従い土地返還要請を裁判書に提出する者、或いは、不正な手段や虚偽の書類を通じて、返還要請に異議を提出する者、及び、事実に該当しない証拠をプロセスに提出する者も、同様の刑が科される。

訴訟に関し、権利書、土地強奪、プロセスで要求されている権利の違法性を告白する者は、刑事訴訟法に定められた機会原則の受益を受ける。

第 121 条：負債に関する補償メカニズム
強奪或いは避難期間中に生じた、被害者の負債に関し、当局は以下の補償効果を有する措置を考慮しなければならない。

1. 土地税或いはその他の税金、返還される又は正式化される土地と関係する市又は区レベルの料金や負担金の遅滞債務の軽減及び・又は免除システム。このためには、地方自治体が、強奪或いは強制放棄被害者に有利な、これら負債の軽

減及び・又は免除メカニズムを定める。

2. 返還或いは正式化される土地に、その時点で存在する住居用公共サービス提供に関する遅滞債務や金融部門の信用債務は、被害者総合対応補償国家計画の負担により、負債免除プログラムの対象となる。

第 122 条：特別規則
本章に定められた規定は、本法に従う土地返還を総合的に規定するものであり、これに関して定められる特別規則を補足し、解釈するために役立ち、優先されるものである。法律のその他の規定と矛盾する場合には、被害者により有利となる場合は常に、本章の規定が優先的に適用される。

第 4 章
住宅返還

第 123 条：住宅に関する返還措置
住居の強奪、放棄、喪失、損傷を受けた被害者は、国家により定められた改良、固有の場所での建設、住宅取得当の形態による住宅補助金プログラムに優先的にアクセスできる。上記は、加害者が建設、再建、賠償を科せられたどうかと関わり無い。

被害者は、この問題について規定する現行の規則に基づき、家族住宅補助金や 19997 年法律 418 号又はそれを延長、修正、追加する規則により定められた特別メカニズムにアクセスすることができる。

場合により、環境住宅土地開発省、又はその代わりを務める機関、若しくは農業農村開発省、又はその代わりを努める機関は、本章で言及する家族住宅補助金と関係する問題について規定する現行の規則が与える役割を執行し、脆弱な状況にある人々を保護するという憲法による義務を考慮し、本法の定義により犠牲者となった世帯が提出する申請に対し優先権を与えなければならない。

国家政府は、本法により当てられる補助金が、住宅要請に効果的に適用されるよう、住宅供給を生み出すために必要な取り組みを実施する。

付項１：
国内避難被害者は、政府により企画されるプログラムやプロジェクトにアクセスでき、国内避難民である女性世帯主、高齢者、障害者が優先される。

付項２：
該当する当局による安全条件に関する事前の確認後、失った土地に帰還を決意する世帯には、家族住宅補助金プログラムへのアクセスを優先する。

第 124 条：家族住宅補助金への申し込み
本章で言及する条件での家族住宅補助金申込者は、場合により、国家住宅基金やその

代わりとなる機関、又は農業金庫、その代わりとなる機関により適格とされる計画に申し込むことができる。

第 125 条：最高額
本条で言及する家族住宅補助金の最高額は、社会利益住宅受益者に要請時に与えられる額である。

第 126 条：申し込み手続き担当機関
本条で言及する家族住宅補助金申し込みは、社会利益住宅補助のために国家政府により配分される資金の負担により、市街地の土地の場合、環境住宅土地開発省により、農村地の場合には、農業農村開発省により対応される。

第 127 条：適用される規則
本章で言及する家族住宅補助金には、本書の規定に矛盾しない限り、この問題について定める現行の規則が適用される

第 5 章
クレジットと負債

第 128 条：クレジットに関する措置
信用支援に関し、本法で言及する被害者は、1997 年法律 16 条 4 項、32、33、38 条に定める受益を、同規則が定める期間、受けることができる。

本法が言及する被害者に信用機関により授与されたクレジットで、被害者となった事象により遅滞となった、或いは、借り換え、リストラクチャリング、整理の対象となったクレジットは、金融監督局が発する規則に従い、特別リスクのカテゴリーに分類される。本条に記載された金融取引は、リストラクチャリングとは考慮されない。

付項：
被害発生時点の後、遅滞となった、或いは借り換え、リストラクチャリング、整理の対象となったクレジットは、本法第 3 条で言及する侵害の結果であると推定される。

第 129 条：再割引率
FINAGRO 又は BANCOLDEX、或いはその代わりを務める機関は、生産能力を回復するための活動の資金調達を目的として、本法が言及する被害者に対し信用機関が授与するクレジットの資金調達のため優先的条件による再割引方針を定める。このためには、1997 年法律 418 号の規定、1999 年法律 548 号、2002 年 782 号、2006 年 1105 号、2010 年 1421 号により延長、修正、追加された規定が考慮される。

付項：
本条で言及する再割引提供機関は、再割引を受ける信用機関が、当該クレジットの最終受益者に対する再割引率において受益に相当する移転を行なうよう保証しなければならない。

第 6 章
育成、雇用創出、行政キャリア

第 130 条：研修及び市街地と農村地における雇用計画
国立学習サービス（SENA）は、本法が言及する被害者である若者や成人の、育成プログラムや技術研修プログラムへのアクセスを優先し、便宜を図る。

国家政府は、本法発布から 6 ヶ月以内に、社会保障省及び国立学習サービス（SENA）を通じて、被害者の自立を支援するため、農村地及び市街地における雇用創出のための特別プログラムやプロジェクトを設計する。これらは、被害者総合対応補償国家計画を通じて実施される。

第 131 条：行政キャリア
公務に関する総合キャリア制度及び特別キャリア制度へのコンクールにおいて、被害者としての資格は、被害者に同点を与える規準と成る。

付項：
本条に定められた権利は、1007 年法律 403 号 2 条 3 項で定められた裨益に優先する。

第 7 章
行政ルートによる賠償

第 132 条：細則決定
国家政府は、本法発布から 6 ヶ月以内に、被害者に行政ルートによる個別賠償を与えるための手続き、手順、メカニズム、金額、その他方針の規則を定める。この規則は、基準、目的、評価表の設定を通じて、被害者となった事象に応じて行政賠償として被害者に支払われる金額のランク、及び、補償が被害者やその家族が現在ある脆弱な状況を克服することに役立つことを保証するために必要な手順や方針も定める。同様に、本法発効前に被害者に与えられた賠償を関連付ける方法も決定しなければならない。

被害者は、明確且つ自発的な形で、行政賠償の授与と受領は、ひとつの取引契約の中で実施されると理解し、その中で、被害者が実施された支払いには、将来の法的訴訟を防ぎ、懸案の論争を終了するため、被害者という概念ゆえに認識されるべきあらゆる金額を含んでいると受諾することができる。上記は、本法に定められた、被害者の資産以外の権利に関するその他の補償措置の認識を妨げるものではなく、あらゆる種類の司法プロセスの中で定められるところに従い、加害者が被害者に償う義務を免除するものでもない。

被害者が行政賠償の授与と受領を受諾する場合、取引契約の中で実施されると理解され、その賠償金額は、国家政府が発する規則によって同じ名目で被害者に授与される金額を上回ることになる。被害者に助言する担当の職員や人員は、明快、単純、わか

りやすい形で、賠償が取引契約として実施されることを受諾するか否かの違いと影響を説明しなければならない。

付項１：
本条は、本法発効日以降に授与される行政賠償に適用される。要請がこれ以前になされていても関わり無い。同様に、本法発効時に国家による行政賠償を既に受けている被害者は、本法発効から１年の間に、アクシオン・ソシアル、又は既に機能している場合には、被害者対応補償特別行政ユニットに対し、行政賠償が本条で言及する取引契約の中で実施されたと、明快且つ自発的な形で受諾することを望むかどうかを書面により表明することができる。その場合、アクシオン・ソシアル又は該当する場合には被害者対応補償特別行政ユニットは、被害者に支払われた賠償額を再び検証し、必要な場合に追加金額を支払うため、国家政府が定める規則に従い、適用される手順について被害者に通知する。

付項２：
本法 164 及び 165 条で言及する執行委員会が、国防大臣、国家行政監督官、国民人権擁護官の然るべき根拠に基づく要請に基づき、行政ルートによる賠償授与の決定について検証することを担当する。この検証要請は、国家政府が定める事由と手順に従い実施される。

その意味で、執行委員会は、授与される行政賠償の検証機関としての役割を果たし、賠償要請について決定をする再に、その他の行政機関が従うべき基準や方針を定める。執行委員会が採る決定は、最終決定であり、検証機能を執行している間、本法が言及する支援、対応、補償措置への被害者のアクセスが中断されることはない。

付項３：
国内避難民への行政賠償は、金銭により家族単位で、国家政府が定める金額が、以下のいずれかのメカニズムを通じて授与される。

I. 土地総合補助金
II. 土地交換
III. 土地購入及び権利帰属決定
IV. 国内避難民のための未開墾地に関する権利帰属決定と所有権設定
V. 住宅改良、住宅及び衛生設備建設等の形態での、農村社会利益住宅補助金
VI. 購入、改良、新住宅建設の形態での市街地社会利益住宅補助金

本項で記載されたメカニズムに関してその他の規則で定められている国内避難民以外の国民に対する金額に追加される金額は、行政賠償により授与されると理解される。

付項４：
死亡や強制行方不明を引き起こした事象を理由に、アクシオン・ソシアルにより 1997 年法律 418 号 15 条の規定に従い過去に授与された、事件発生年の法定最低賃金 40 か月分の金額、又は、恒常的な障害を引き起こした場合、被害者に授与された法廷最適賃金 40 か月分を最高とする金額は、行政ルートによる賠償となる。

第 133 条：法的賠償、行政補償と行政賠償
被害者が、行政賠償の授与と受領が、前条で言及する取引契約の中で実施されたと理解することを、明確且つ自発的な形で受諾しない場合で、且つ、国家が被害者への償う刑罰を司法により科される場合、いずれかの国家機関から被害者が受け取り、補償となる金額は、その刑罰から差し引かれる。同様に、返還された土地に関して実施される貨幣評価に従い、返還された土地の金額も、司法刑罰から差し引かれる。

第 134 条：
国家政府は、被害者総合対応補償特別行政ユニットを通じて、主に以下に向けて、被害者が人生設計を再建するために、行政賠償の名目で受け取る資金の適切な投資を促進するよう、協力プログラムを導入する。

1. 被害者又は被害者の子息のための技術育成、専門的育成
2. 生産会社又は生産資産の創設又は強化
3. 新設又は中古住宅の購入又は改良
4. 農地購入

第８章
リハビリ措置

第 135 条：リハビリ
補償手段としてのリハビリとは、本法が言及する被害者の身体的及び心理的状態の回復に向けた、法的、医療的、心理的、社会的な戦略、計画、プログラム、活動の総体である。

第 136 条：
国家政府は、本法発布から 6 ヶ月以内に、被害者が、その家族、文化、労働、社会的環境の中で生活でき、個別或いは集団でその権利や基本的自由を行使できるようにするための個別及び集団の措置を含むリハビリプログラムを導入しなければならない。

心理社会的支援は、補償プロセスを通じて行なわれる横断的なものでなければならなく、被害者、その家族、コミュニティの必要に応じて、延長されなければならない。その際には、ジェンダー、文化的、宗教的、民族的特性が考慮される。同様に、家族をまとめなければならず、可能な場合、脆弱性が高く、リスクに晒されていることから、女性、子供、高齢者、障害者に対しては、肯定的意味での差別化された活動を促進しなければならない。

第 137 条：被害者に対する心理社会的対応と総合保健プログラム
国家政府は、社会保障省を通じて、本法発布から 6 ヶ月以内に、被害者に対する心理社会的対応と総合保健プログラムを創設する。同プログラムは、被害者総合対応補償国家計画を通じて実施され、被害者の最も多い地域から開始される。

同プログラムには、以下が含まれていなければならない。

1. プロアクティビティ：対応サービスは、被害者の把握と被害者への接近を目指すものでなければならない。
2. 個別、家族、コミュニティ対応：具体的な専門的育成と関係する経験を有する専門化による質の高い対応が保証されなければならない。特に、性的被害者の場合これが要求され、そのためには、被害者女性のための心理社会的対応コンポーネントが含まれていなければならない。そのサービスの中に、暴力の種類や被害者の文化的背景に従い、地域でデザインされ導入されるべき対応プロトコルに基づき、個別セラピー、家族単位でのセラピー、コミュニティ単位の活動が含まれていなければならない。
3. 無償性：被害者には、被害者に対する心理社会的対応と総合保健プログラムへの無料のアクセスを保証する。これには、必要な場合、医薬品と移動経費についての資金支援へのアクセスも含まれる。
4. 優先的対応：プログラムに含まれていないサービスで、優先権が与えられる。
5. 期間：対応は、被害者それぞれの必要性と専門家チームの見解に応じて実施される。
6. 収入：被害者に対する心理社会的対応と総合保健プログラム受益者を特定し、対応サービスへのアクセスを可能にするため、収入と身分特定メカニズムが設計される。
7. 横断性：目的の適切な遂行のための活動の総合性を保証するため、現場の必要に応じて、ソーシャルワーカー、医師、看護婦、コミュニティプロモーターなどの支援を受けた、心理及び精神科の専門家により構成されるサービス提供メカニズムが創設される。

付項：
被害者に対する心理社会的対応と総合保健プログラムにより提供される対応から発生する費用は、医療保険会社により支払われる場合を除き、社会保障省を通じて、保健に関する社会保障総合制度連帯保証基金（FOSYGA）の災害と交通事故サブアカウントの資金により認識され、支払われる。

第 138 条：被害者に対する心理社会的対応と総合保健プログラムの構成、機能、運営
国家政府は、本条の規定に従い、被害者に対する心理社会的対応と総合保健プログラムを運営する構成、役割、形態を定める。

同様に、地方においてその目的を履行できるよう、特に、被害者への総合的対応単独モデル戦略実施のため、本法 172 及び 173 条の規定に従い、地方自治体との結びつきを定める。

第 9 章
償いの措置

第 139 条：償いの措置

国家政府は、被害者総合対応補償国家計画を通じて、被害者の尊厳を回復し、被害者対応補償全国システムを構成する機関の目的に応じて、発生した事象に関する真実を普及するための活動を実施しなければならない。

償いの措置とは、被害者に福祉を提供し、その痛みを緩和することに役立つ活動である。

償いの措置は、明快な名称で解釈されるべきで、それらに別の償いを付け加えることもできる。

a. コミュニティと加害者に対する、被害者として資格、尊厳、名前、名誉の公的認識
b. 前項を関連して必要となる公告の実施
c. 記念行為の実施
d. 公的認識の実施
e. 公的賛辞の実施
f. 償いと和解のための公的記念碑の建設
g. 農民コミュニティ、特に女性の社会組織再建や運動再建への支援
h. 不必要な害をそれ以上招かず、安全に危険を及ぼさない場合に限り、被害者となった事件に関する被害者の叙述内容に関する公的、且つ完全な普及
i. 行方不明者の捜索への貢献、及び該当する当局を通じての、遺体の特定と、家族やコミュニティの伝統に従ったその後の埋葬
j. 加害者により為された謝罪と責任受諾の普及
k. 人権侵害責任者に関する調査、裁き、罰則適用
l. 人権侵害犯人の責任に関する公的認識

付項：
上述のいずれかの措置、及び本法に定められていないその他の償い措置の適用には、憲法や法律に定められた参加メカニズムに従った被害者参加と第 13 条に定められた差別化された視点の原則を有することが必要である。

第 140 条：兵役提供の免除
対外戦争の場合を除き、本法が言及する被害者で、兵役提供義務がある者は、その提供義務を免れる。これにより、登録する義務や本法発布から、若しくは、被害者となった事件発生から 5 年以内に、その兵役提供状況を明らかにするための手続きを実施する義務がなくなるわけではない。これらの手続きでは、軍事補償料金の支払いが免除される。

第 141 条：象徴的補償
象徴的補償とは、歴史的記憶の保存、被害を繰り返さないこと、事件の公的認識、公的謝罪の要請、被害者の尊厳の再建を確保するために、被害者やコミュニティ一般のために実施される行為である。

第 142 条：記憶と被害者との連帯のためのナショナルデー

毎年 4 月 09 日を記憶と被害者との連帯のためのナショナルデーとし、コロンビア国家により記念行事やコロンビア国民を被害者とした事象の認識行事が実施される。

共和国議会は、恒常的な会合において被害者の声を聞くために全員が集合する。

第 143 条：国家の記憶に関する義務
国家の記憶に関する義務とは、被害者、学術会、シンクタンク、市民組織、被害者組織、人権組織等を通じて社会が、又は、権限、自治、資金を有する国家組織が、被害者と社会が有する真実究明権利の実現への寄与として、記憶再建の試みを進めるために必要な保証や条件を提供することである。

付項：
いかなる場合にも、国家機関は、憲法の定める多様性、参加、連帯の原則や、表現や思考の自由への権利を否定し、弱め、制限するような歴史や公的真実の形成のための行為を促進する、或いは振興することはできない。

第 144 条：国内武装紛争に起因して発生した人権侵害と国際人権法違反に関する保管文書
本法発布から 6 ヶ月以内に、歴史的記憶センターは、人権と歴史的記憶に関するプログラムを設計し、創設し、導入する。その主たる機能は、本法第 3 条で定められた侵害やそれら侵害に対する国家の対応に関連するあらゆるテーマに言及した、或いはそれらを文書化した、個人や法人により自発的に提出される、或いは収集される資料をまとめ、保存し、保護することである。

司法文書に関しては、司法部門の担当となり、司法部門がその自治を行使して、本法が言及する歴史的記憶の強化のために必要且つ適切だと考慮する場合には、その保護を国立公文書館或いは地方自治体の公文書館に託すことができる。

付項１：
歴史的記憶の再建に関して、公共又は民間機関や組織が進める経験、プロジェクト、プログラムやその他のイニシアティブは、如何なる場合にも阻害されたり妨害されることはない。地方自治体は、自治と地方分権の原則を推進して、これに関するイニシアティブを進め、このためのスペースを創りだすことができる。

付項２：
国家行政監督局は、地方レベル及び国家レベルの全ての公的機関にある行政文書が、破壊、変更、偽造、抽出、改変されないよう、保証しなければならない。これは、必要な刑事規則の適用や秘匿性の文書についての規則の適用を妨げるものではない。

付項３：
本条を適用するためには、2000 年法律 594 号及び 2005 年法律 975 号の文書保護に関する第 10 章の規定が考慮される。

付項４：

秘匿性ではなく、民間及び公共の文書庫に保管されている本法第 3 条で言及する侵害を明らかにする文書は、文書図書資産となる。

付項 5 ：
写しを要請する場合、申請者の負担でなされる。

第 145 条：歴史的記憶に関する活動
歴史的記憶に関する活動としては、民間のイニシアティブによるもの、或いは歴史的記憶センターによるものであれ、以下のものが含まれると理解される。

1. 本法が言及する被害者を生んだあらゆる事象に関する書類原本や、真正な写し、博物館、図書館、国家機関の文書庫などに保管されている他の国々における同様のプロセスに関する書類を文書庫に統合する。
2. 人権に関する市民組織を通じて、本法が言及する被害者やその家族に該当する口頭による証言を収集し、前項で言及する文書庫に移送する。情報が公開されることに対する法的制限や再び被害者を発生することがない場合に限り、これは、2005 年法律 975 号により実施された公聴会の結果を統合することができる。
3. 文書や証言が秘匿情報を含んでいたり、秘密事項でない場合に限り、本条 1 及び 2 項で言及する文書や証言を、関心がある者に提示することができる。
4. 既存のプログラムや機関を通じて、コロンビアにおける武装紛争に関する歴史的調査を振興し、その成果の普及に努める。
5. 国内武装紛争に関連したテーマについて、差別化された視点を持った参加活動や育成活動を促進する。
6. 人権の価値についての普及と医師企画性のための展示会、発表会、イベントを実施する。
7. 教育省は、全ての国民、特に脆弱な状況にある暴力による被害を受けた国民に対する質の高い妥当な教育を保証するため、権利、差別化、地域性、償いの視点から、権利の完全な行使と回復を促進し、国内の子供や若者に市民としての能力や科学者快適な能力を開発し、権利を侵害し、その尊厳を害する事項を繰り返さない保証と和解をもたらすようなプログラムやプロジェクトの実施を促進する。

付項：
これらの活動において、国家は、被害者組織や市民組織の参加を保証し、差別化された視点による歴史的記憶づくりを進める市民社会のイニシアティブを認める。また、本条で言及する歴史的記憶に関する活動は、本法第 3 条で言及する侵害に関して女性に対する暴力形態について特に重要視する。

第 146 条：歴史的記憶センター
共和国大統領府管理部に付属する、法人格と自己資産、管理及び資金面の自治を有する国レベルの公的機関として、歴史的記憶センターを創設せよ。歴史的記憶センターの所在地は、ボゴタ首都区となる。

第 147 条：目的、構成、機能
歴史的記憶センターの目的は、本法第 3 条で言及する侵害に関する、あらゆる文書資料、口頭やその他の媒体による証言を集め、回復することである。収集された情報は、博物館的、或いは教育的活動、その他コロンビアの政治社会的歴史に関する知識をもたらし豊かにするために必要な活動を通じて、関心を有するもの、研究者、市民一般に供される。歴史的記憶センターの研究員や職員は、その報告書の中で行なう主張により、民事により訴訟されたり、警報により調査されることはできない。

国家政府が、歴史的記憶センターの構成、機能、スコープを定める。

第 148 条歴史的記憶センターの機能
歴史的記憶センターの総合的な機能は、以下の通りであり、これ以外に、その構成や機能を定める命令により決定されるものがある。

- コロンビアにおける最近の暴力の歴史の中で起こった事象に関する集団としての記憶強化を行なうため、記憶ミュージアムを設計し、創設し、管理する。
- 本法第 144 条が言及する歴史的記憶と人権に関するプログラムを管理する。
- 本法第 145 条で言及する歴史的記憶に関する活動を生み出し、実施する。

第１０章
繰り返さない保証

第 149 条：繰り返さない保証
コロンビア政府は、主に以下の繰り返さない保証を採択する。

a) 非合法武装グループの動員解除と解体。
b) 事実の検証と、被害者、証人、その他の人物に更なる不必要な被害を起こさず、その安全に対する危険を生まない範囲での、真実に関する公的且つ完全な普及。
c) 本法第 3 条で言及する侵害の責任者に対する罰則適用。
d) 本法第 3 条で言及する侵害の防止。そのためには、女性、子供、若者、高齢者、社会的リーダー、労働組織メンバー、人権擁護者、国内避難民等の高いリスクに晒されたグループに対し、女性に対する差別や武装紛争の中での女性に対する暴力を増長させる固定観念を克服することを目指した、特別予防措置を提供する。
e) 歴史的真実の中で起こった事象に関し、和解に基づく憲法の価値観を促進するような市民教育を創設する。
f) 人道的地雷除去作業の配分基準の技術的強化。これは、対人地雷総合対応プログラムが率いるものである。
g) 人権と国際人権法に関する一般的なコミュニケーション戦略をデザインし、導入する。同戦略には、差別化された視点が含まれていなければならない。
h) 国軍や国家警察の構成員等、法を履行させる任務にある公務員を対象とした、差別化された視点を持つ、人権と国際人権法に関する単独の教育・研修戦略を設計する。この戦略には、国家機関内での性的暴力に対する寛容ゼロ（非寛容）

政策が含まれる。

i) 文化的権利の行使や享受に役立つよう、コミュニティ、社会、政治的な場への、脆弱な国民や被害を受けた国民の参加を強化する。
j) 海外に移住した被害者の権利に関する情報を普及する。
k) 早期警戒システムを強化する。
l) 非合法武装グループに参加していた子供や若者の再統合。
m) 法律 975 号の規定に従った、社会レベル、或いは個人レベルでの和解戦略、プロジェクト、政策をデザインし、実施する。
n) 国軍・国家警察に関する文官当局によるコントロールの実施。
o) 本法第 3 条で言及する侵害により有罪となった公務員の契約の非存続及び・又は終了宣言。
p) 社会的紛争の予防と解決に向けたメカニズムの促進。
q) 被害者の法的エンパワーメントに関する教育戦略のデザインと導入。
r) 該当する行政手続きに従い、本法第 3 条で言及する侵害の発生を許した、或いは許す規則や行政命令の廃止。
s) 本法第 3 条で言及する侵害の中で発生した事象による、女性、子供、若者に対する暴力の予防と否定に関する全国キャンペーンの形成。

付項：
国家政府は、被害者総合対応補償国家計画を通じて、本法第 3 条で言及する侵害の予防と保護に関する国家政策を構成する様々な契約やプログラムを強化し、繰り返さない保証についての規則を定める。

第 150 条：経済的及び政治的構成の解体
コロンビア政府は、前条で言及する繰り返さない保証の実施を確実にするため、非合法武装グループに裨益し、それらを支えてきた経済的・政治的構造の解体を遂げるための措置を採択する。

第１１章
その他の保証措置

第 151 条：集団補償
本法の発布から 6 ヶ月以内に、被害者総合対応補償特別行政ユニットは、国家補償和解委員会の助言を考慮し、被害者総合対応補償国家計画を通じて、以下の事象のいずれかを考慮する集団補償プログラムを導入しなければならない。

a) 集団権利の侵害により発生した損害
b) 集団構成員の個々の権利の深刻且つ明らかな侵害
c) 個々の権利侵害による集団的影響

第 152 条：集団補償の対象
本法に従い、前条で言及する集団補償の対象は以下の通り。

1. 社会的及び政治的なグループや組織
2. ある集団について成される法的、政治的、或いは社会的認識により特定されるコミュニティ、或いは、文化、地域、居住地、若しくは共通目的により特定されるコミュニティ

第５部
被害者対応と補償のための制度

第１章
被害者への対応と補償のための全国情報ネットワーク

第 153 条：被害者への対応と補償のための全国情報ネットワークについて
被害者総合対応補償特別行政ユニットが、被害者への対応と補償のための全国情報ネットワーク運営の責任者となる。

被害者への対応と補償のための全国情報ネットワークは、被害者対応補償全国システムが、本法第３条で言及する侵害に関する国及び地方レベルの迅速且つ有効な情報を得ることを保証し、被害者に被害を生じた、或いは生じる状況の診断と特定を可能にする手段である。

問題の規模を評価し、それにより、被害者総合対応補償全国システムは、即時対応のための措置を採択し、被害者統一記録に登録された被害者の対応と総合補償のための計画を作成することができる。

同様に、被害者総合対応補償特別行政ユニットは、記録、被害者への対応と補償に関する情報システムの運用性を保証しなければならない。そのためには、現在アクシオン・ソシアルが国内避難民への対応のために管理する全国ネットワークは、本法発布から１年以内に、被害者総合対応補償特別行政ユニットに移転される。

第２章
被害者統一記録

第 154 条：被害者統一記録
被害者総合対応補償特別行政ユニットが、被害者統一記録施行の責任者となる。この記録は、現在アクシオン・ソシアルが国内避難民への対応のために管理する国内避難民統一記録に基づくもので、同記録は、本法発布から１年以内に、被害者総合対応補償特別行政ユニットに移転される。

付項：
アクシオン・ソシアルは、記録全体の運用性が確保され、現在の登録の総合性が保証され、被害者統一記録が機能し始めるまでの間、本法発効日に既に存在し、担当している被害者記録を運用しなければならない。

第 155 条：被害者記録の申請
被害者は、本法発布前に被害者となっている場合は、本法発布から 4 年以内に、本法は交互に被害者となった場合は、その事象発生時から 2 年以内に、国家政府が定める要件に従い、被害者総合対応補償特別行政ユニットが定めるツールを通じて、国民擁護省に対し、届出を提出しなければ成らない。国民擁護省を構成する機関による上記ツールの使用は、義務となる。

不可抗力により、被害者が本条に定められた期間内に登録申請を提出することが阻止された場合、その阻止の原因となった状況がなくなった時点から同期間が起算されることになる。そのためには、国民擁護省に通知しなければならず、国民擁護省は、被害者総合対応補償特別行政ユニットにその情報を移送する。

評価プロセスを実施する担当の職員が行なう評価は、尊厳、善意、信頼、基本的権利の優位といった憲法の原則を尊重して行なわれなければならない。

付項：
評価プロセスの後に、現在被害者として登録されている人々は、被害者となった同じ事象について追加の届出を提出する必要はない。当該人物が登録さるかどうかを決定するには、本法発効時点で存在するデータベースが考慮される。

既存のデータベースに含まれている事象に追加して被害者となった事象を表明する場合には、当該人物は、本条で言及する届出を提出しなければならない。

第 156 条：登録手順
国民擁護省に登録申請が提出されると、被害者総合対応補償特別行政ユニットは、同申請に記載されている被害者となった事象の検証を実施する。そのために、被害者対応補償全国情報ネットワークを構成するデータベースに照会される。

登録要請に含まれる情報、検証プロセスで収集される情報に基づき、被害者総合対応補償特別行政ユニットは、就労日 60 日以内に、登録を行なう、或いは拒否する決定を採択する。

被害者は登録された後、その権利の脆弱化や被害者となった事象の特徴に従い、本法で定める支援措置や補償措置を受けることができる。ここから人道的援助措置や医療に関する緊急対応は除かれる。これらは被害者となった時点から受けることができる。登録は被害者としての資格を授与するものではないが、諸機関が該当する被害者への支援、対応、補償措置を提供するためには、被害者統一記録に登録されることで十分である。

付項 1 ：
憲法第 15 条の規定に従い、被害者のプライバシーやその安全への権利を保護するため、被害者により提供された全ての情報、及び秘匿要請と関係する全ての情報は、秘匿性のものとなる。

付項２：
被害者が、本法で定める対応、支援、補償措置にアクセスしたために蒙った被害の潜在的犯人の名前を述べた場合には、その名前は、記録を認める、或いは否定する行政決定の中には、如何なる場合にも含まれない。

付項３：
国家政府は、本法第 139、143、144、145 条に従い、真実と歴史的記憶づくりのためのメカニズムを設定し、全ての現行のメカニズムと結び付けなければならない。

付項４：
国内避難民に関する情報の記録、フォローアップ、管理は、本法第３部３条の規定に従う。

付項５：
本法第 48 条で言及する情報は、登録プロセスで考慮される。

付項６：
被害者は、国民擁護省にその届出を提出する際に、追加書類を添えることができる。国民擁護省は、確認プロセス実施の際に、これらが考慮されるよう、被害者統一記録を担当する機関に、これらを移送する。

第 157 条：登録決定に対する不服申立
登録を否定する決定に対して、申請者は、決定の通知から 5 日以内に、決定を行なった職員に対し抗告を起こすことができる。申請者は、抗告に対する決定に対して、同決定の通知から 5 日以内に、本法で言及する被害者総合対応補償特別行政ユニットに、上訴を提出することができる。

国民擁護省を構成する諸機関は、通知から 5 日以内に、登録を認める決定に対し、決定を行なった職員に対し抗告を行なうことができ、本法で言及する被害者総合対応補償特別行政ユニット長に対し、上訴を提出することができる。同様に、命令が違法な手段により得られた場合には、上記当局は、いつでも、当該命令の撤回を要請でき、そのための手続きには、登録された個人の同意を取る必要ない。

第 158 条：行政行為
被害者の登録に関して実施される行為は、行政訴訟法が定める原則と手順に従い、行なわれる。特に、然るべき手続き、善意、好意といった憲法の原則が保証されなければならない。要求される証拠は、略式である。

迅速かつすばやい行政手続の中で、登録要請が、できるだけ短期間に決定されるよう保証されなければならない。これについて国家は証明責任を担う。

被害者の利益が関わる全ての行政行為において、被害者は、定められた期間に、適切且つ有効な回答を得る権利、証拠書類や資料を提供する権利、それら書類が決定時に

当局により評価され考慮される権利を有する。

第３章
被害者対応総合補償全国システム

第 159 条：被害者対応総合補償全国システムの創設
被害者総合対応補償全国システムを創設せよ。同システムは、国と地方レベルの政府及び国家機関、本法で言及する被害者への対応と総合補償を目指す計画、プログラム、プロジェクト、具体的活動の策定と実施を担当するその他の公共及び民間の組織により構成される。

第 160 条：被害者対応総合補償全国システムの構成
被害者総合対応補償全国システムは、以下の機関やプログラムにより構成される。

国レベル：

1. 内務法務省
2. 外務省
3. 大蔵公債省
4. 国防省
5. 農業農村開発省
6. 社会保障省
7. 商工観光省
8. 教育省
9. 環境住宅土地開発省
10. 情報技術通信省
11. 文化省
12. 国家企画庁
13. 社会行動と国際協力のための大統領機構（アクシオン・ソシアル）
14. 被害者総合対応補償特別行政ユニット
15. 強奪土地返還管理特別行政ユニット
16. 国家検察庁
17. 国民人権擁護局
18. 国家戸籍登記局
19. 高等司法審議会－管理法廷
20. 国家警察
21. 国立学習サービス
22. コロンビア海外技術教育クレジット振興院
23. コロンビア家族福祉院
24. コロンビア農村開発院
25. 国家公文書館
26. 法医学科学捜査院
27. アグスティン・コダッチ地理院

28. 公証登記監督局
29. 貿易銀行
30. 農牧業セクター資金調達基金
31. 本法に従った、様々な対応や保証活動に参加する公共及び民間のその他組織
32. 第８部に従う、全国レベルの被害者参加テーブル

地方レベル：

1. 県、区、市
2. 本法で言及する被害者への対応と補償に関する機能や権限を有し、サービス提供を行なう、或いは機能する地方分権化された機関
3. 第８部に従い、それぞれのレベルの被害者参加テーブル

プログラム：

1. 対人地雷総合対策大統領プログラム
2. 人権と国際人権法に関する大統領プログラム

第 151 条：被害者対応総合補償全国システムの目的

被害者総合対応補償全国システムを構成する機関の目的は、以下の通りである。

1. 本法で言及する被害者への対応、支援、保証に関する総合的政策の策定と実施に参加する。
2. アクセスを容易にし、被害者の真実、正義、保証への権利行使に役立つ手段を寄与する。
3. 尊厳ある生活を送れる条件を提供し、本法で言及する被害者の権利回復に資する支援手段を提供する。
4. 本法第３条で言及する侵害の結果、害を受けた被害者の効率的且つ効果的な回復を保証するために資する手段を提供する。
5. 被害者の権利の実質的な行使と本法で言及する諸措置の実施を補償する計画やプログラムを提供する。
6. 人権と国際人権法の適用の保証と適切な総合的対応を目指す公共及び民間の取り組みを統合する。
7. 国レベル及び地方レベルの被害者への対応、支援、総合的補償を目指す計画、プロジェクト、プログラムの履行に不可欠な、人材、技術材、管理材、資金の適切且つ効果的な流れを保証する。
8. 横断的な調整、サービスやプログラムの関連付け、総合的且つ関連付けられた形でのリソースの計画、配分、集中化、実施、提供される解決策に従った公共材やサービスの備えを保証する。
9. 本法の規定履行のために、様々な被害者への対応、支援、補償措置の責任機関によるサービス提供の柔軟化を保証する。
10. 組織努力を行い、本法に従い付与される責任履行に関するモニタリング、フォローアップ、評価を行なうため、被害者総合対応補償全国システムを構成する様々な機関の情報を統合し、開発し、確立するための情報プラットフォームの導入を支援する。

11. 被害者への対応、支援、補償プロセスに協力し、フォローアップを行う市民社会組織の取り組みを支援する。
12. 憲法及び法律の定める共同責任、調整、協働、相互支援、補足、委託などの原則に従い、同システム内部でその権限と機能を行使し、国と地方自治体及び地方自治体間の適切な調整を保証する。

付項：
上記目的達成のため、被害者総合対応補償国家計画が策定される。

第 162 条：被害者対応総合補償全国システムの機能
同システムは、国レベルで以下の２つの組織を有する：

- 被害者対応補償執行委員会、同委員会は、次条で言及する組織と調整の上、被害者への対応、支援、補償に関する公共政策を設計し、採用する。
- 被害者総合対応補償特別行政ユニット、同ユニットは公共政策実施を調整する。

地方レベルでは、県知事、区長、市長によって創設される移行期正義地方委員会がある。

第 163 条：被害者への対応、支援、補償に関する公共政策の指揮、調整、実施機関
本法第３条で言及する侵害被害者への支援、対応、補償を目指す政策、総合的計画、プログラム、プロジェクトの策定と採用、社会参加、弱者グループへの対応、社会経済的再統合のために、国レベルの行政部門の中心分野に公共行政機関が創設される。

第 164 条：被害者への対応と補償のための執行委員会
被害者への対応と補償のための執行委員会が、以下の構成員により構成される。

1. 共和国大統領、又はその代理、議長を務める。
2. 内務法務大臣、又はその代理。
3. 大蔵公債大臣、又はその代理。
4. 農業農村開発大臣、又はその代理。
5. 国家企画庁長官、又はその代理。
6. アクシオン・ソシアル長官、又はその代理。
7. 被害者総合対応補償特別行政ユニット長官

付項１：
被害者への対応と補償のための執行委員会事務局は、被害者総合対応補償特別行政ユニットが担当する。

付項２：
同委員会を構成する大臣や長官は、その参加任務を、次官、部長、官房長、技術部長に委任することができる。

第 165 条：被害者への対応と補償のための執行委員会の機能

被害者への対応と補償のための執行委員会は、真実、正義、総合的補償への権利実現を目指す、被害者総合対応補償全国システムに関する最高決定機関である。この使命を果たすため、以下の機能を有する。

1. 被害者への対応、支援、総合的補償のための政策、戦略、計画、プログラム、プロジェクトをデザインし、採用する。
2. 本法が言及する対応総合補償国家計画をデザインし、採用し、承認する。
3. 被害者総合対応補償全国システム構成機関が、予算を獲得するようにし、適切且つタイムリーなサービス提供を補償するため、国家総予算とは異なる資金源からの資金調達に努める。
4. 政策、戦略、計画、プロジェクトやプログラムの実施のため、予算資金の獲得を支援し、働きかける。
5. 被害者への対応と総合補償に関する公共投資の基盤と基準を承認する。
6. その使命を適切に推進するため、計画、実施、評価の予算に関する調整ツールを定める。
7. 本法が定める義務に従い、被害者の真実、正義、総合的補償への権利への貢献を考慮し、本法の実施についてフォローアップを行なう。
8. 独自の規則を定める。
9. 国家政府により付与されるその他の機能。

付項１：
被害者への対応と補償のための執行委員会は、少なくとも６ヵ月ごとに、及び必要と考慮される場合には、臨時に開催される。執行委員会は、対応と総合的補償に関する公共政策のデザインを行なうために必要な技術サブ委員会を有することになる。

付項２：
その機能を履行して、被害者への対応と補償のための執行委員会は、妥当と考慮するその他機関の代表や代理、本法第８部の規定に従い、全国レベルの被害者参加テーブル代表２名を委員会に招聘できる。

第 166 条：被害者総合対応補償特別行政ユニットについて
講和国大統領管理部に属する、管理と資産に関する自治権と法人格を有する、特別行政単位として、被害者総合対応補償特別行政ユニットを創設せよ。

同ユニットの所在地は、ボゴタ首都区で、その資産は、国家総予算からの配分、国家や国レベルのその他公共機関が移転する資本、及び、あらゆる名称で受領するその他収入から構成される。

第 167 条：指揮管理機構
被害者総合対応補償特別行政ユニットは、共和国大統領により任命、解任される長官を有し、国家政府が、そのサービスの必要性に応じて定める内部構成と人員構成を有する。

第 168 条：被害者総合対応補償特別行政ユニットの機能について

被害者総合対応補償特別行政ユニットは、被害者への対応、支援、総合補償に関する公共政策実施と導入に関し、被害者対応補償全国システムを構成する諸機関の活動を、秩序だった、体系的、整合的、効率的、調和した形で調整し、1997年法律387及び418号、2005年975号、2008年1190号、被害者の真実、正義、補償への権利を満足させるための政策調整について定めるその他の規則に定められた調整権限を担う。更に、以下の機能を履行しなければならない。

1. 被害者への対応と総合的補償に関する公共政策のデザイン、採用、評価に必要な材料を提供する。
2. 被害者対応補償全国情報ネットワークの運営を保証する。これには、被害者への対応と補償のための異なる情報システム間の運用性も含まれる。
3. 被害者統一記録を導入し、管理し、情報が総合的に記録されていることを保証する。
4. 被害者対応補償全国システムを構成する諸機関に対し、本法に定められた義務に従い、被害者の真実、正義、総合的補償への権利の実質的享受へのその貢献についての証明手段を適用する。
5. 大蔵公債省及び国家企画庁と、本法の規定に従い、被害者への対応、支援、総合的補償に関する計画、プロジェクトやプログラムの実施に必要な予算資金の地方自治体への配分と移転を調整する。
6. 国と地方の調整を行なう。このために、移行期正義に関する地方委員会に参加する。
7. 必要な資金を管理し、本法が言及する行政ルートにより、被害者に賠償金を支払う。
8. 被害者補償基金を管理し、2005年法律975号に従い命じられる司法賠償を支払う。
9. 被害者対応補償全国システムを構成する機関の法的防衛の方針を調整し、本法に従い実施されるプログラムに関する法的防衛を直接担う。
10. 差別化した視点のもと、対応、支援、総合的補償に関する計画、プログラムやプロジェクトの設計に被害者が参加できるようにする戦略やメカニズムを定める。
11. その機能の推進に必要と考慮される、地方対応補償センターの創設、強化、設置を調整し、それらを管理する。
12. 151及び152条に従い、集団補償手段をデザインするための基準を定め、必要な材料を提供する。また、被害者対応補償執行委員会により採択される集団補償措置を実施する。
13. 人道的非常事態やテロ攻撃への対処、協力、オリエンテーション、フォローアップに関する戦略を開発する。
14. 対象避難の非常事態の際に適切かつ総合的な対応を補償するための活動を導入する。
15. 第66条の規定に従い、強制避難の被害者本人及び家族の帰還や再定住を調整する。
16. 本法47条で言及する被害者への人道的支援と64条で言及する緊急時の人道的援助を提供する。後者は、被害者に直接、或いは地方自治体を通じて提供する

ことができる。国内避難民へ移行期の人道的対応を行なうかどうか決定するため、第 65 条で言及する評価を実施する。
17. 被害者世帯に、特別な協力とフォローアップスキームを実施する。
18. コミュニティ及び社会的リハビリに必要なメカニズムの導入を支援する。
19. 国家政府が推進する様々な社会的プログラムへの被害者世帯の組み込みに貢献する。
20. テロ攻撃により住宅が被害を受けた場合には、適切な居住条件を生む出すための活動を実施する。
21. 国家政府が定めるその他の機能。

付項：
本条で言及する地方対応補償センターは、被害者対応のために全ての公的サービスを統一し、まとめ、それにより、その権利について情報を得、本法に定める支援や補償措置を即時且つ有効な形で受けるには、或いは被害者統一登録に関して、同センターに行くだけで済むようにする。そのために、被害者総合対応補償特別行政ユニットは、本法で言及する被害者への対応の統一を図るための横断的管理協定を地方機関や国民擁護省と締結することができ、また、その他合意を結ぶことができる。地方対応補償センターは、現在被害者に対応しているインフラを基盤とすることができ、そのためには、本法 163 条で言及する組織と調整しなければならない。

第 169 条：分散
被害者総合対応補償特別行政ユニットは、アクシオン・ソシアルやその機能を履行する機関が現在有している地方支部やユニットを通じて、分散した形で、その業務を遂行する。そのためには、該当する協定が調印される。

被害者総合対応補償特別行政ユニットは、地方レベルの機関や組織と良好なサービス提供についての協定を締結することができる。

第 170 条：組織調整
本法発効から 1 年間に、国家政府は、機能の重複を避け、被害者への対応が如何なる時点でも影響されないよう、サービスの継続を保証するために、本法の対象とするテーマに関して現在機能を果たしている機関や組織に必要な組織調整を実施しなければならない。

アクシオン・ソシアルは、本法第 3 条で言及する侵害被害者への支援・対応・保証、社会参加、脆弱なグループへの対応、社会経済的再統合のための政策、計画、プログラムやプロジェクトの策定を担当する一管理部となる。

付項：
被害者総合対応補償特別行政ユニットの構成や人事が決定され、アクシオン・ソシアルが管理部に変容するまで、アクシオン・ソシアル及びその機能を履行してきたその他機関は、本法が言及する被害者への対応と保証政策の実施を継続する。

本法により実施すべき組織改革の結果、創設される管理職は、国家文官サービス委員

会が実施すべき特別募集を通じて、決定される。

第 171 条：国家補償和解委員会の変容
被害者総合対応補償特別行政ユニットは、本法発効から 1 年以内に、2005 年法律 975 号、その細則を定め、修正し、或いは追加するその他の規則や命令に定められた、国家補償和解委員会（CNRR）の機能と責任を担うことになる。同様に、国家補償和解委員会によって蓄積された全ての文書、経験、知識をその任務のため引き継ぐことになる。このために、国家政府は、前条に定める期間内に、効率的、調整された、関連付けられた形での新しい組織への移行を保証する。

同様に、2005 年法律 975 号 52 及び 53 条で言及される財産返還地方委員会の機能は、強奪土地返還管理特別行政ユニットに引き継がれる。

第 172 条：国家と地方間の調整と関連付け
被害者総合対応補償特別行政ユニットは、以下の事項を鑑み、憲法が定める調整、協働、補助の原則に基づき、人道的支援、対応、支援、及び総合的補償に関する、国、県、市の政策の実施を結びつけるような戦略をデザインしなければならない。

財政力、基本的ニーズの充足度、圧力指数（これは、ひとつの市、区、県が対応すべき被害者人口と全人口の比）等の要素の比率などに見られる、地方自治体の異なる状況。更に、当該自治体の被害者対応に関しての特別なニーズも鑑みなければならない。

被害者への人道的援助、対応、支援、補償に関する国、県、市、区の政策の関連付け。

共同責任制度の構築、これにより以下が可能となる。

3.1. 被害者総合対応補償プログラム策定のために、県及び市レベルの機関に技術的協力を行なう。
3.2. 本法で定められた事項について、技術、管理、資金的支援を提供する。
3.3. 被害者対応補償全国システム内部で取られた決定や必要条件について、適切な通知と情報提供を行なう。
3.4. 被害者の状況の特性評価や家族の特定に関して等、協定により、適切な対応を委託する。
3.5. 被害者への対応と補償計画を実施するために必要な情報を地方自治体に提供し、資金を効率的に配分する。
3.6. 対応を改善するために、実施された投資と提供された対応に関するモニタリングとフォローアップのシステムを定める。
3.7. 権利の実質的享受に関するアンケートにより、対応と総合補償プログラムによって対応された世帯の状況を測定するため、定期的且つ代表性のある体系的なサンプリングを行なう。
3.8. 地方自治体との調和のとれた柔軟な対応スキーム、各地方にある独特な異なる状況などを考慮する。
3.9. 本法が定めに従い、被害者に対する地方自治体の優先事項に対応するため、地域や部門ごとの取り組みへの補足スキームを定める。

3.10. 本法の規定に従った、県、市、区の計画やプログラム、プロジェクトのデザインのために技術支援を提供する。そのためには、当該地方自治体、国家企画庁、被害者総合対応補償特別行政ユニットの参加を得る。

第 173 条：移行期正義地方委員会について
国家政府は、被害者総合対応補償特別行政ユニットを通じて、内務司法省の支援により、移行期正義地方委員会の創設を促進する。同委員会は、被害者への対応、支援、総合的補償を達成し、県、区、市レベルで被害者対応補償全国システムを構成する機関と活動を調整し、真実、正義、補償への被害者の権利を補償するための組織によるサービスを結びつけるため、開発計画に従った活動計画の作成、繰り返さない保証の実現、弱者のための社会参加や社会投資活動の調整、武装解体、動員解除、再統合に関する政策、計画、プログラム、戦略の採用を担当する。

同委員会は、以下により構成される。

1. 県知事又は市長、議長を努める。
2. 県又は市の内務局長
3. 県又は市の計画局長
4. 県又は市の保健局長
5. 県又は市の教育局長
6. 当該地域に管轄を有する部隊司令官、若しく旅団司令官
7. 該当する管轄の国家警察署長
8. コロンビア家族福祉院の地方支部長、若しくは地域センターコーディネーター
9. 国立学習サービス（SENA）の地方支部長
10. 国民擁護省代表 1 名
11. 本法第 8 部の規定に従い、地方レベルの被害者参加テーブル代表 2 名
12. 被害者総合対応補償特別行政ユニット長官代理 1 名

付項 1 ：
本条で言及する委員会は、本法に従い、被害者の真実、正義、総合的補償への権利保証に資するその他機関の代表者や、市民組織、妥当と考慮する人々や代表者を招集することができる。

付項 2 ：
県知事又は市長が、移行期正義地方委員会の事務局を務める。そのために、委員会を構成する機関の任務履行についてフォローアップするためのツールをデザインする。

付項 3 ：
本条で言及する委員会を構成する当局は、如何なる場合にも、委員会への参加、又は会合への参加を委託することはできない。

第 174 条：地方自治体の機能について
第 161 条に定められた目的履行のため、また、172 及び 173 条に従い、本法発布から 1 年以内に、地方自治体は、該当する手順により、被害者への総合補償、保護、対応、

支援、防止のプログラムのデザインと導入に着手する。それらは、それぞれの開発計画の中での予算配分を有していなければならず、また、被害者総合対応補償国家計画に定められる方針に整合していなければならない。

上記とは関わり無く、地方自治体は、以下の被害者への対応、支援、総合的補償に関する特別な任務を履行する。

1. 県、区、市の予算により、県、区、市の該当する開発計画方針に従い、また被害者総合対応補償国家計画に沿って、緊急時支援、葬儀費用支援を提供し、対応と総合補償措置を補足し、被害者への対応、支援、総合的補償のため該当する国家機関の適切な関与と対応を働きかける。
2. 地方交付金制度により受ける資金により、憲法及び法の定める決まりに従い、被害者に対し、保健、教育、上水道、下水道サービスの適切且つ効率的な提供を保証する。
3. 治安維持、保全、再建のために共和国大統領が発する命令や方針に従い、国家警察の支援を得て、被害者の安全と保護を保証する。国家警察については、県、区、市の行政警察当局として、県知事や市長を通じて活用できなければならない。内務司法省は、これらの措置の実施について、地方当局と調整する。
4. 本法第３条で言及する侵害によって派生した被害者となった事象に対応するような、該当する地域での被害者への対応、支援、総合的補償、予防措置の適用と実現を保証するための活動計画を策定し実施する。

付項１：
地方自治体が採用する計画やプログラムは、被害者の基本的権利を保証するものでなければならず、差別化した視点を考慮するべきである。

付項２：
協働、補完、補助の原則に従い、これら地方自治体やその他の公的機関が果たすべき行為とは別に、県、区、市の行為は、憲法や法の規定を履行して国民のために提供すべき行為に該当する。

付項３：
市長、区議会、市議会は、区及び市のオンブズマン事務所に、本法の規定に関連する機能履行に必要な手段と資金を保証する。

第４章
被害者対応総合補償国家計画

第 175 条：被害者対応総合補償国家計画のデザインと目的
国家政府は、本法発行から１年以内に、細則命令を通じて、被害者総合対応補償国家計画を採択する。同計画は、本法に定められた全ての対応、支援、補償措置の実施のために必要なメカニズムを定めるものである。

このために、国家政府は、目標実施計画、予算、フォローアップメカニズムを含むCONPES文書を作成しなければならず、また、毎年、資金の使途、移転や執行メカニズム、資金額、機関を、本法が定める義務に従い、翌年のために決定する。

付項：
国家政府は、被害者総合対応補償国家計画のデザインとフォローアップのプロセスに被害者の参加があるよう努める。

第176条：目的
被害者総合対応補償国家計画の主な目的は以下の通りである。

1. 本法、現行の規定、この問題に関する上級裁判所の発言などで言及された支援と対応の措置を採用する。
2. 国際人権法、人権に関する国際的規則、憲法に基づく規則、その他この問題に関する現行の規則、国家補償和解委員会や判例により明らかにされている補償基準を鑑み、被害者への償いを保証するためにコロンビア国家がデザインすべきプログラムに役立つ総合的補償措置を導入する。
3. 真実、正義、侵害された権利の再建、資産の再建などへの権利、総合的補償への権利を補償するため被害者に対する法的支援を行なうメカニズムを採択する。
4. 市街地や農村地の開発計画、プログラム、プロジェクトへの被害者のアクセスを補償する手段をデザインし、採用し、再被害を受けることを避け、蒙った損害の修復に必要な手段を提供する。
5. 女性や子供、特に寡婦、女性世帯主、孤児へ特別対応を提供する。
6. 効率性と有効性に基づき、国家機関が被害者に提供する対応を関連付けるため、被害者への総合的対応戦略をデザインする。更に、国レベルと地方レベルの関連付けも行なわなければならない。
7. 国及び地方の迅速且つ有効な情報提供を保証するため、被害者対応を行なう異なる国家機関間での、被害者に関する情報交換と管理を可能にするような情報システムのフォローアップとモニタリングを実施するために必要なツールを計画する。

付項：
国家計画の履行のためには、国レベルと地方レベルでの組織デザインの導入が必要であり、また、諸プログラムが、被害者の保証への権利と対応のニーズを満たすものでなければならない。

第4章
暴力被害者のための補償基金

第177条：補償基金
2005年法律975条54条に、以下の細項が追加される。

更に、同基金は、以下の資金源から構成される。

a) 司法及び行政プロセスの中で、非合法武装グループや個人に科される罰金。
b) 外国政府や国際的組織、個人、会社やその他機関によりなされる自発的寄付。
c) 自動支払機やインターネットによる取引終了時にオプションとして選択される自発的寄付の結果集められた資金として金融機関から徴収される額。
d) チェーンの店舗や大規模スーパーマーケットで、支払い時につり銭の端数切り上げの形でなされる自発的寄付の結果徴収される額。
e) 誹謗法武装グループの組織、促進、武装、それらへの資金調達に加担したことにより有罪判決を受けた者の経済的罰則額。
f) 非合法武装グループに資金調達した企業に対し裁定が定める金額。
g) 2002 年法律 793 号に従う所有権消滅プロセスにより、国家政府が定める量とパーセンテージに従い没収される資金。

付項１：
暴力被害者への補償基金に入る農村不動産は、強奪土地返還管理特別行政ユニットの要請により、国家政府が定める期間内に、国家政府が定める手続きを通じて移転される。本法発行以降、2005 年法律 975 号に従い引き渡された不動産は、強奪土地返還管理特別行政ユニットの要請により、同ユニットに直接移転される。これは、2005 年法律 975 号及びその他この問題に関連する規則の規定に従った具体的な補償対象に影響がない場合に限る。

付項２：
金融機関は、本条で言及される補償基金への寄付のオプションについて、自動支払機やインターネットのポータルサイトの利用者や顧客に情報提供するために必要な措置を採ることができる。この寄付は、実施する取引ごとに、現行の法定最低賃金日額の 1%以上の額を寄付するものである。

付項３：
チェーンの店舗や大規模スーパーマーケットは、つり銭の端数を切り上げることにより本条で言及する補償基金への自発的寄付を行なうというオプションについて、その顧客に情報提供するために必要な措置を採る。これらの金額は、毎月終了ごとに補償基金に移転され、取引コストは、店舗や大規模スーパーマーケットにより直接負担される。

付項４：
2005 年法律 975 号 54 条で言及する被害者補償基金を構成する資産の処理は、私法により行なわれる。これらの不動産は、私法命令により当該不動産が関係する私法プロセスの中で正式に提出された返還要請が存在する場合を除き、その保全のために、販売、譲渡、法的交渉による処理の対象となることができる。

同基金の資産に関する譲渡やその他何らかの法的交渉は、資産の法的性質から必要な場合、該当する登記事務所に登記される行政命令を通じて実施される。

第５章
被害者に対する公務員の規律制度

第 178 条：公務員の義務
被害者に対する公務員の義務は、以下の通りである。

1. 人権に関する国際的規則や国際人権法を尊重し、尊重させ、適用する。
2. 有効、迅速、完全、全体的に、本法第３条で言及する侵害について調査する。
3. 被害者の尊厳と権利への敬意と人間味をもって、被害者と遇すること。
4. 既存の保護プログラムに従い、被害者及びその家族の安全、身体的及び精神的平穏、プライバシーを補償するために適切な措置を、迅速な形で適用する、又は当該当局に要請する。
5. 正義を行ない、償いをするための私法手続きや行政手続が、新たなトラウマを発生されることがないよう、配慮と特別の注意をもって被害者に対応する。
6. 侵害の責任者が最終的に誰であるかに関わらず、正義、適切且つ実質的な迫害された権利の回復、侵害や補償メカニズムに関する必要な情報へのアクセスが平等かつ効果的に入手できるよう努める。
7. 侵害が継続しないよう有効な措置を、迅速な形で提供する、又は当該当局に要請する。
8. 被害者やその家族、承認又は、被害者を助けるため、或いは新たな侵害が派生することを阻止するために関与した人々に、新たな被害を及ぼさず、その安全や利益を脅かさない範囲で、事実を検証し、その公的かつ完全な開示を行なう。
9. 氏名不詳として埋葬された身元不明の人々を含み、行方不明者の捜索、誘拐されている人々や殺害された人の遺体の身元確認のためのあらゆる活動を行なう。また、被害者の居所を把握するため、救出し、身元確認し、被害者の明らかな、或いは推定される願いに従い、又はその家族やコミュニティの伝統や文化習慣に従い、埋葬するための支援を提供する。行方不明者捜索国家計画の適用は義務である。

付項１：
上記 5、8、9 項の義務は、該当する当局に対して適用される。

付項２：
国民擁護省は、本条に定められた義務の履行、特に国家行方不明者記録に登録されている被害者の捜索に関する法的義務の履行を監視する。公務員による行方不明者の捜索や身分確認に関する法的義務の怠慢には、規律罰則が科される。

第 179 条：規律違反
以下を犯す公務員は、深刻な規律違反を犯したことになる。

1. その義務がありながら、被害者や被害者に密接に関係する人々の尊厳、名声、権利を回復する公的宣言を与えることを否定すること。
2. その義務がありながら、事実の認識と責任の受諾を含む公的謝罪を行なうことを否定すること。

3. 被害者やその代理人が本法第３条が言及する侵害の原因や条件、その迫害の原因について、法的秘匿となっていない情報にアクセスすること、或いは、侵害に関する真実を知ることを阻止し、妨害すること。
4. 被害者に対し、迫害を生んだ事実に関する虚偽の情報を提供すること。
5. 迫害の理由により差別すること。

第 180 条：公務員の責任
発生する刑事責任や規律責任とは関わらず、刑事プロセスやその他の司法或いは行政によるプロセスにおいて、被害者の権利を害する公務員は、その違反について、裁判所や法廷において責任を問われることになる。

第７部
被害者である子供や若者の総合的保護

第 181 条：被害者である子供や若者の権利
本法に関しては、子供及び若者とは、18 歳未満の全ての者である。本法第３条に定める侵害の被害者である子供や若者は、優先的に、民事、政治、社会、経済、文化的なあらゆる権利を享受し、更に以下の権利を有する。

1. 真実、正義、総合的補償への権利
2. その優先的権利の回復
3. 違法徴兵、強制避難（国内避難）、対人地雷、不発弾、その他あらゆる種類の性的暴力を含む、あらゆる形態の暴力、迫害、身体的或いは精神的虐待、虐待、酷使からの保護

付項：
本部に関しては、国内武装紛争に起因する性的暴力により出生した子供や若者も、被害者と考慮される。

第 182 条：総合的補償
本法で定義する被害者である子供や若者は、総合的補償への権利を有する。この権利には、賠償、リハビリ、償い、回復、繰り返さない保証に関する措置が含まれる。

付項１：
本条に定められた総合的補償の責任は、当該機関を通じて、特に、家族福祉全国システムを構成する機関を通じて、国家により担われる。

付項２：
被害者対応補償執行委員会は、家族福祉全国システムのコーディネーターとして、コロンビア家族福祉院の支援を受け、本法に基づき、被害者である子供や若者のための総合的補償プロセスを保証する具体的な方針をデザインしなければならない。その方針は、本法で言及する CONPES 文書に含まれなければならない。

第 183 条：権利回復
迫害を受けた子供や若者の権利は、憲法や法律、具体的には、子供・若者法に定められたプロセスやメカニズムを通じて回復されなければならない。

第 184 条：賠償への権利
被害者である子供や若者は、賠償を受ける権利を有する。両親、或いは両親が不在の場合には、保護者が、子供や若者の法的代理人として、権利を有する賠償申請を提出できる。

子供や若者が違法徴兵の犠牲者であった場合には、賠償を受けるためには未成年であり、非合法武装組織から脱退していなければならない。

第 185 条：子供や若者のための信託基金の設立
子供や若者への賠償を認識する司法機関或いは行政機関は、あらゆる場合において、最近 6 ヶ月に平均して最大の利回りを得ている信託機関に、その子供や若者のための信託設立を命じる。賠償金は、成年に達した時点で引き渡される。

第 186 条：正義へのアクセス
子供や若者が被害者となった、本法第 3 条で言及する侵害の犯人及び加担者を調査し、罰則を適用するのは国家の義務である。

そのために、国家検察庁、国家行政監督局、国民人権擁護局、コロンビア家族福祉院は、真実、正義、補償への権利の効果的な行使のため、その参加を保証するメカニズムを共同でデザインする。

第 187 条：
子供や若者は、国家全体が、強制と社会の様々なセグメント間の信頼関係を回復するプロセスを行うよう要求する権利を有する。

そのために、コロンビア家族福祉院は、国家補償和解委員会の提言を考慮し、家族福祉全国システムにより採択すべき和解政策方針を定める。

第 188 条：孤児の子供や若者
本法第 3 条で言及する侵害の結果、両親、或いはそのどちらかのない子供や若者は、総合補償への権利を有する。この状況について把握している県、地方、地域、その他あらゆる公務員は、家族擁護官を通じて、その権利の総合補償に向けた司法及び行政手続が開始されるよう、その状況について、即時、コロンビア家族福祉院に通知しなければならない。

第 189 条：対人地雷、不発弾、及び即製爆発装置の被害者である子供や若者
対人地雷、不発弾、即製爆発装置の被害者である全ての子供や若者は、総合的補償への権利を有する。対人地雷、不発弾、即製爆発装置の被害者である全ての子供や若者は、科学技術的基準に従い、一定期間無償で、その完全なリハビリを保証する治療、義肢・義足や装具、心理対応を受ける権利を有する。

付項：
本条で言及する認識や治療の支払いは、別の医療保険会社によりカバーされる場合を除き、2011 年法律 1438 条第 3 部を完全に履行、推進し、社会保障省の指導により、FOSYGA（保健に関する社会保障総合制度連帯保証基金）の災害交通事故サブアカウントから実施される。

第 190 条：違法徴兵の被害者である子供や若者
違法長への被害者である全ての子供や若者は、本法で言及する総合補償への権利を有する。違法徴兵犯罪の被害者である子供や若者は、刑法第 83 条に定められた犯罪規定に従い、損害賠償を要求できる。

子供や若者の権利の回復は、コロンビア家族福祉院の担当となる。子供や若者が成年に達すると、武器放棄運営委員会により発行された非合法武装組織脱退証明を有している場合に限り、投降兵士の社会経済的再統合のための高等審議会（ACR）が進める社会経済的再統合プロセスに参加することができる。

第 191 条：より有利な規定適用
本部に定める規則は、本法のその他の規定とは関わりなく適用される。行政保証プロセスにおいて疑問がある場合には、子供の最大の利益と一致する、子供や若者にとってより有利な規定が適用される。

第 8 部
被害者の参加

第 192 条：
本法の履行、及び本法に従い創設される計画、プロジェクト、プログラムのデザイン、導入、実施、フォローアップへの被害者の効果的な参加を保証することは国家の義務である。そのために、以下のような、憲法や法律に定められたメカニズムの利用がなされなければならない。

本法に定められた決定採択やフォローアップの機会に参加する代表者の選出、情報へのアクセス、国、県、市レベルでの被害者の効果的な参加を得るための敵柄綱参加スペースのデザインなどに必要な手段やツールの備えを保証すること。

本法に従い、及び憲法第 209 条の規定を履行して定められ実施される計画、プロジェクトやプログラムの履行に関する説明責任を実施する。この説明の場には、被害者組織の参加がなければならない。

第 193 条：被害者参加テーブル
本法で言及する被害者の、国、県、市、及び区レベルの政策デザイン、導入、実施、評価のスペースへの適切且つ効果的な参加が保証される。そのために、被害者参加テーブルが構成されなければならず、そのアジェンダに反映するため、被害者である女

性、子供や若者、高齢者の参加が促進される。

本法を履行しての決定採択やフォローアップの場への代表選出、本法に従い創設される計画、プロジェクト、プログラムへの被害者の効果的な参加を保証し、責任機関の説明責任履行の場に参加し、市民オンブズマンの任務を行なうため、被害者権利擁護組織や被害者組織の、これらのスペースへの参加が保証される。これは、別の組織が別の場で行なう社会的コントロールを妨げるものではない。

付項１：
市、県、国レベルの同テーブルの構成に当り、本条で言及するこれらスペース参加に関心を有する機関は、市又は区レベルの場合には、オンブズマン事務所に対し、県又は国レベルの場合には、国民人権擁護局に対し、登録を行なわなければならない。オンブズマン事務所及び国民人権擁護局は、該当するレベルで事務局の役割を果たす。

県レベルでの被害者参加テーブルに参加するためには、該当する市レベルの被害者参加テーブルに参加していること、国レベルの被害者参加テーブルに参加するためには、該当する県レベルのテーブルに参加していることが必要条件となる。

付項２：
これらのテーブルは、本法発行から６ヶ月以内に構成されなければならない。国家政府は、被害者への対応総合補償特別行政ユニットを通じて、効果的な参加のための手段を保証しなければならない。

付項３：
国レベルの被害者参加テーブルは、164 条に従い、強奪土地返還管理特別行政ユニット理事会に参加する被害者代表、被害者対応補償執行委員会への代表、また、本法で定めるフォローアップ及びモニタリング委員会代表を選出する任務がある。代表者は、当該テーブル参加者から選出される。

地方レベルの被害者参加テーブルは、173 条で言及する移行期正義地方委員会を構成する被害者代表者の選出を行なう。

付項４：
被害者総合対応補償特別行政ユニットは、本法発行時点で存在する国内避難民組織やその参加スペースを本条で言及するテーブルに一体化させる手続きを定めなければならない。

第 194 条：参加ツール
本部で言及する効果的な参加を保証するため、市長、区長、県知事、被害者対応補償執行委員会は、参加権利行使に必要な条件を提供するため、効果的参加のためのプロトコルを有することになる。

効果的参加プロトコルは、対応や補償の計画やプログラムのデザイン、導入や実施に関する決定を行なう公的機関が、該当する市、区、県、国レベルの被害者参加テーブ

ルに先立ち、該当するテーブル構成メンバーに、意見を提出する可能性を提供するため、予想される決定について確実に明らかにするものでなければならない。

決定を担う公的機関は、各意見に関し、組織としての回答があるよう、被害者参加テーブルにより提出される意見を評価しなければならない。評価された意見は、拒否されたものであっても、該当する管轄のテーブルに対して明らかにされなければならない。

第９部
最終規定

第 195 条：身柄引き渡し
第 12 条に定められた対外整合性の原則に基づき、正義への権利を有効にするため、コロンビア国家は、本法第３条で言及する侵害を理由として有罪判決を受けた非合法武装グループの構成員又はそれらグループからの投降者で、コロンビア国家により認められた身柄引き渡しにより外国の管轄地にいる者の捜査、司法プロセスや手続きへの被害者の効果的な参加を保証するための手段を採択する。同様に、国家は、本法第３条で言及する侵害に関連する事実や行為を明らかにするための証言を通じて、法の管理への協力を得るための措置を採択する。

真実への権利の行使に寄与するため、本条が言及する人々が、侵害を犯した状況や動機、被害者が死亡又は行方不明の場合には、被害者が辿った運命について明らかにするような措置を採択する。

保証への権利の行使に寄与するため、身柄引き渡しをされた者の資産が 2005 年法律 975 号第 54 条に定める被害者補償基金に引き渡される、又は同基金向けに没収できるようにするための措置を採択する。

第 196 条：犯人による象徴的償いや補償手段
国家政府が実施する和平プロセスにより、1989 年法律 77 号、1993 年法律 104 号、1997 年法律 418 号、2990 年 208 号命令、1991 年 213 号命令、1991 年 1943 号命令の規定に従い、赦免、恩赦、抑止命令、捜査に関する禁半言、手続き終了措置などの裨益を受けた武装組織及び人民革命組織（ORP）の構成員は、本法に定める象徴的償いや補償手段の実施を通じて、被害者の記憶を称揚する義務がある。

このために、国家政府は、内務司法省を通じて、国家による刑罰の裨益を受けたこれら組織構成員に関する報告書を４ヶ月以内に作成しなければならない。

この情報は、被害者対応補償全国システムコーディネーターに送付され、同コーディネーターは、12 ヶ月以内に、国家政府から提出された報告書関係者に、本法で定める象徴的補償や必要な道徳的補償、又は償いの手段を、個人または集団で実施させるために必要な措置を定めなければならない。

科すべき措置の妥当性、十分性、比率に関する評価は、被害者対応補償全国システムコーディネーターの決定に従う。

非合法武装組織に属していた者は、3ヶ月以内に内務司法省に直接赴き、本条に定められた手順に従い、被害者を称揚する意思を表明することができる。

本条に定められた手続きの結果として、被害者対応補償全国システム長は、該当する当局の協力により、被害者の記憶を蘇らせ、加害者の犯した事件に関する謝罪を公開するドキュメンタリーを公共テレビ開発基金の負担で作成し普及することに着手する。あらゆる国家機関は、このドキュメンタリーの実施を保証するため、手元にある媒体を提供する義務がある。このドキュメンタリーは、公営放送局と地方及び民間放送局を通じて、国家テレビ委員会或いはその代わりを務める機関が定める期間、放送されなければならない。

第197条：国内武装紛争による、人権侵害及び国際人権法違反の被害者に対する対応と総合補償措置の資金調達
国家機関の機能の増加をもたらす措置は、中期財政策の中でそれぞれの機関について定められた予算の中で負担されなければならない。同様に、本法を推進して定められるプログラムやプロジェクトは、憲法や法律によりその他の国家機関や組織に付与された、やはり優先的な性質を持つ機能を損なうことなく、機関によってその業務と財政計画の中で優先されなければならない。

第198条：被害者の不正登録
行政賠償認識後に、当該人物が被害者又は受益者の資格を有していなかった、或いは、偽り或いは不正な方法でその資格を証明されていたことが明らかになった場合、授与された賠償措置が撤回され、上記名目で認識され引き渡された資金の返還が命令され、必要な調査を実施するよう当該当局に写しが照合される。

第199条：被害者登録における不正
登録に必要な条件を故意に変更し、或いは見せかけて、或いは、登録を阻止する条件を隠匿して被害者として登録された者は、5年から8年の懲役を科される。同様に、不正な変更や見せ掛けについて知りながら、被害者記録への登録に便宜を図る、或いは実施する公務員は、同罪に加え、更に5年から8年の公権と公務執行の禁止が科される。

第200条：本法執行に関する報告書
共和国大統領は、本法の執行と履行進捗に関する年間報告書を提出しなければならない。同報告書は、国会の会期開始の翌月中に共和国議会に提出されなければならない。

同報告書の提出は、公営放送局及び地方放送局により放映される。同様に、被害者総合対応補償全国システムを構成する全ての機関のインターネットのポータルサイトで公開されなければならず、被害者や被害者組織、及び一般市民社会に妥当と考慮される印刷された写しも配布されることになる。

第 201 条：本法履行に関するモニタリングとフォローアップメカニズム
フォローアップとモニタリング委員会を構成せよ。同委員会の主たる役割は、本法に定められた措置のデザイン、導入、実施、履行のプロセスをフォローアップすることである。

同委員会は、以下のメンバーにより構成される。

1. 国家行政監督官、又はその代理人、議長を務める。
2. 国民人権擁護局長、又はその代理人、事務局を努める。
3. 国家会計検査官、又はその代理人。
4. 第８部に定められた手順に基づく被害者代表３名、これら代表者は２年ごとに交代しなければならない。

付項１：
同委員会は、少なくとも６ヶ月ごとに会合し、毎年の国会会期開始翌月中に、共和国議会に報告書を提出しなければならない。

付項２：
国家行政監督局及び国家会計検査局によるフォローアップやモニタリング機能は、コントロール機関として行なう憲法及び法律により定められた機能を損なうことなく、履行される。

同様に、同委員会の付与された機能を執行する中で、不正の発生が明らかになった場合には、国家検察庁に写しが送付される。

第 202 条：
上院及び下院の第一委員会の運営テーブルは、本法適用に関するフォローアップを実施し、それにより発生するクレームを受付、国家政府に対し要請される報告書の検証を行なう任務を担う委員会を形成し、同委員会には、上院及び下院委員会それぞれに代表者を有する全ての政党、政治組織が参加する。

政府は、各会期の最初の 10 日間に、本条で言及する委員会に、本法によって授与された権限の利用、被害者の社会、心理、経済的な状況を改善するための措置についての報告書を提出しなければならない。これらの委員会は、それぞれコーディネーターを１名任命する。

第 203 条：アクセスルートと方法
被害者対応補償執行委員会は、その役割の中で、本法に定める人道的援助、対応、支援、補償手段にアクセスするための唯一のルートを定めなければならず、被害者は、それを通じてその権利を行使することができる。

同様に、本法第 30 条に従い、国民擁護省は、被害者総合対応補償全国システムを構成する諸機関が、この単独ルートを利用するよう努めなければならない。

第 204 条：
国家政府は、外務省を通じて、第 30 条に規定に従い、本法で言及する被害者で国外に所在する者が、その権利、措置や資金に関して適切に情報を提供され、導かれるよう、保証しなければならない。

第 205 条：
憲法第 150 条 10 項に従い、共和国大統領に、本法発行から 6 ヶ月間、以下に関して、法令を通じて、先住民、ロム、黒人、ライサレス（サン・アンドレス、プロビデンシア、サンタ・カタリーナ諸島住民)、パレンケーラス（ボリーバル県パレンケ・デ・サン・バシリオ住民）の集団やコミュニティに所属する被害者の権利や保証に関する規則を発行するための特定の非常権限が付与される。

a. 憲法、憲法の一部をなす国際的規則、法律、判例、及び、真実、正義、補償、繰り返さない保証に関する国際的原則に基づき、先住民、ロム、黒人、ライサレス（サン・アンドレス、プロビデンシア、サンタ・カタリーナ諸島住民)、パレンケーラス（ボリーバル県パレンケ・デ・サン・バシリオ住民）の集団やコミュニティに所属する被害者への対応、総合補償、土地返還に関する公共政策の法的枠組みを生み出す。
b. 先住民、ロム、黒人、ライサレス（サン・アンドレス、プロビデンシア、サンタ・カタリーナ諸島住民)、パレンケーラス（ボリーバル県パレンケ・デ・サン・バシリオ住民）の集団やコミュニティに所属する被害者への差別化された公共政策を推進する法令策定に当り、国家政府は、事前諮問に関する基本的権利を完全に履行するため、憲法解釈、法律、独自の法律の基準に従い、それらを代表する当局や組織を通じて、これら少数民族の人々に諮問を行なう。先住民、ロム、黒人、ライサレス（サン・アンドレス、プロビデンシア、サンタ・カタリーナ諸島住民)、パレンケーラス（ボリーバル県パレンケ・デ・サン・バシリオ住民）の集団やコミュニティに所属する被害者への差別化された公共政策を推進する政令策定のための事前諮問の手法は、該当する当局や組織を通じ少数民族と国家政府の間で合意されることになる。

付項１：
先住民、ロム、黒人、ライサレス（サン・アンドレス、プロビデンシア、サンタ・カタリーナ諸島住民)、パレンケーラス（ボリーバル県パレンケ・デ・サン・バシリオ住民）の集団やコミュニティに所属する被害者への差別化された公共政策を推進する法令の承認までは、これらのコミュニティに影響しうる規則は、彼らに影響を与えうるあらゆるプロジェクト、プログラム、予算に関し事前諮問を実施することが条件とされる。

付項２：
先住民、ロム、黒人、ライサレス（サン・アンドレス、プロビデンシア、サンタ・カタリーナ諸島住民)、パレンケーラス（ボリーバル県パレンケ・デ・サン・バシリオ住民）の集団やコミュニティに所属する被害者への対応、総合補償、土地返還に関する公共政策を推進するために、本条により共和国大統領に付与される非常権限は、これ

ら伝統的住民の文化や物質的存在を尊重し、人権に関する国際的規則の深刻且つ明らかな侵害や国際人権法違反の被害者として、その権利を差別化した形で包括するために行使される。

付項３：
共和国大統領に付与される権限の中には、本法により与えられる役割や権限の履行と推進を保証するため、職務を創設、廃止或いは統合し、国民人権擁護局の組織構成を変更するために同期間与えられる権限がある。

第 206 条：農村開発
国家政府は、農業農村開発省を通じて、本法発行から 6 ヶ月以内に、強奪や強制放棄被害者が、クレジット、技術支援、土地改良、製品販売プログラムなど、被害者補償に役立つ事柄へのアクセスにおいて優先されるような、国内の農村開発を統制するイニシアティブを提出しなければならない。

第 207 条：
本法第３条で言及する被害者状況を訴える者で、強奪土地又は強制放棄土地の返還プロセスにおけるその法的状況が、本法の 91、92 及びその後の条項や、それらを修正、変更、追加する規則によって特定されていないにも関わらず、修正措置として返還又は再定住を求める土地に侵入し、利用し、占拠するため、事実上の手段を利用する者は、本法第４部３章に定められた裨益を失うことになる。

上記は、上記行為に罰則を与える現行のその他の規則の適用を阻むものではない。

第 208 条：期限と廃止
本法は、その発行時点から効力を発し、10 年間有効となる。また、これに矛盾するその他の規則、特に 2005 年法律 975 号 50、51、52、53 条は全て廃止される。

付項１：
国家政府は、本法の推進と導入に関し、また導入された権限の目的達成に関する詳細な年間報告書を共和国議会に提出する。

付項２：
本法の有効期限１年前に、共和国議会は、本法の実施と履行に関して発表しなければならない。

共和国上院議長
（署名）
アルマンド・ベネデッティ・ビジャネダ

共和国上院書記長
（署名）
エミリオ・ラモン・オテロ・ダフッド

下院議長
（署名）
カルロス・アルベルト・スルアガ・ディアス

下院書記長
（署名）
ヘスス・アルフォンソ・ロドリゲス・カマルゴ

コロンビア共和国－国家政府
これを公示し、遵守せよ。

ボゴタ首都区にて、2011 年 6 月 10 日

（署名）

内務司法大臣
（署名）
ヘルマン・バルガス・ジェラス

大蔵公債大臣
（署名）
フアン・カルロス・エチェベリ・ガルソン

農業農村開発大臣
（署名）
フアン・カミーロ・レストレポ・サラサール

４．調査議事録

会議名：土地返還ユニット[1]との協議
議題：土地返還プロセスの概要と 2012 年の結果について
日時：2013 年 1 月 23 日（水）8:00～9:15
場所：土地返還ユニット会議室
参加者： Ms. Ivonne Moreno (Deputy Director General of LR Unit) Ms. Daura Valderrana (Cooperation Dept., LR Unit) 奥田桐子（企画調査員）、Oscar Emilio（Program Officer）、小暮、白石

【Ms. Ivonne がスライドを使って LR Unit の活動を紹介】

- 土地返還プロセスは、暴力による土地放棄の被害者に対して、当ユニットが担当する「返還対象者の登録」と、その後の裁判所が担当する「対象者に対する司法判断」、そしてその判決に基づく「対象者への返還・補償の執行」から成り、通常の行政・司法手続きを超えた特別なプロセスを被害者に有利な形で提供する。
- 対象者の登録プロセスでは、申請者が土地返還の対象者として認められるかどうかの審査を行う。
- 対象者は、年代的には 1991 年から 2022 年までの間に土地を失った者。
- これまでに 31,000 件以上の申請があった。これらの申請に対し、申請のあった地方の安全性等を考慮して予め設定されたプライオリティの高い地域から優先的に手続きを行っている。優先度には、国家レベル（地方ごと）の優先度によって設定された「マクロ優先地域」(Macro Focused Area：全 4 地域 12 県)と、各マクロ優先地域内での優先度を定めた「ミクロ優先地域」(Micro Focused Area：全 59 地域)がある。
- 申請件数と、その手続きの進捗状況に関する統計は、毎週更新している。（最新の統計値に関しては３－４参照のこと。）
- 2015 年までに 12500 件の申請を処理し、そのうち約 70%の申請が司法判断プロセスに送られ、判決が出て変換・補償が執行されることを目標としている。（残り 30%は返還の対象者とは認められず、登録されなかった者。）
- 司法判断プロセスで実際に判決が出たケースは既に 5 つあり（実際には 7 つ→後述）、今週中にあと 6 件の判決が出る予定である。今後毎週約 6 件ずつの判決が出る予定。
- これらの司法判断は、通常の裁判では 1 件当たり 1 年以上かかる。それを特別法によって 4～5 か月程度に短縮している。
- 特にアフリカ系住民や先住民の場合、もともとの土地所有形態が個人所有ではなくコミュニティによる集団所有（Collective Ownership）が多かったことや、暴力の犠牲になりやすかったことなどから、法律上の特例措置を適用して、彼らの権利関係等に特別な配慮をするための専門の担当を決めている。

---

[1] http://www.restituciondetierras.gov.co/

- 集団補償は司法的に即座に適用され、特別な対応が取られる。例えば他の所有者がいた場合、法的には（他の所有者を）無効とすることが可能。集団補償はコミュニティや少数民族に適用される。
- 返還申請があった土地は、現在その土地がどのような目的に使用されているかを調査し、特にその土地から得られている生産物（作物・鉱物など）に焦点を当てて、それらの生産物取得に関する（現所有者の）ライセンスを一時的に停止し、判決が出るまで保全する。
- また、その土地が収奪・放棄後にどのような状態にあるかを考慮して、土地の単なる返還ではなく、その土地による生計の維持が可能かどうかを重視する。特例法によって、対象となる土地を含む地域の使い方を周辺住民のコミュニティによって決めることもある。
- 現在 4 つの優先地域において、9 つのアフリカ系住民コミュニティと 12 の先住民コミュニティに対して上記のような措置を取っている。
- 4 つの優先地域の特徴は以下のようなものである。
  - カタトンボ（Catatumbo）地方（東部の山岳地帯）は、原油やコカの産地であり、ベネズエラとの国境地帯でもあるため、ゲリラの活動が激しい。
  - 北部の海岸地方（Montes de María[2]）、特にマグダレナ川流域は、カリブ海へのコカの流通経路になっていることから、パラミリタリーやゲリラの影響が強い。
  - コルドバ地方（Cordoba、北東部のカリブ海沿岸）、特にウラバ（Uraba）湾周辺地域、中でも Choco 県はバナナのプランテーションが多く、パラミリタリーの影響が強い。
  - 西側の太平洋沿岸地域（Cauca 県など）やアンティオキア（Antioquia）県、メタ（Meta）県はアフリカ系住民の比率が高い。
- 土地返還の対象となる土地は、その 50%が非公式の所有（政府に登録されていない所有）であり、その公式化（Formalization）が重要な課題となっている。暴力が無ければ非公式の土地所有でも特に問題は生じなかったのだが、登録されていない土地は、記録が無いために元の持ち主が誰であったかを特定することが難しく、周辺住民に聞いて回ることもある。
- 知っている人に聞く場合には、まずおおよその場所を聞き取り、その後様々な情報・方法を使って範囲を限定してゆくことになるが、明確な境界を決めるのは難しい。
- （公式化とは）まずその土地に対して（用地区画としての）登録を行うことが必要である（INCODER 担当）。この登録によって、その土地の範囲と所有者（タイトル）が明確になる。これは公式な土地所有ではない（公式な土地所有にはさらに SNR への登録が必要）が、土地を公式化するために一定の効果がある。
- 土地返還プロセスは透明性が重要である。このために情報システムを使って、申請者

[2] http://en.wikipedia.org/wiki/Montes_de_Mar%C3%ADa

が自分のプロセスの進捗状況（現在どの段階にあるか）等をチェックできるようにする。

- 土地返還システムでは他の機関からの情報の取得や、裁判所等への情報の提供を（システムの機能として）行う必要がある。
- 優先地域における土地返還申請のケースでは、土地の境界等を決定するための地形情報（地図等）が必要と判断されている。
- 他機関との協力だが、全部で 173 機関といろいろな方面での協力を行っている。国際機関も多い。
- 2013 年の状況だが、年初から今日までに約 500 件の返還申請を受けている。そのうち 40%は対象となる土地の治安条件をクリアしているが、60%はクリアしていない。治安条件とは、住民が継続的に安全に生活できるかどうかということである。
- 現在の土地返還プロセスの懸案事項は以下の通り。
  - （対象となる土地の）治安状況
  - 影響力のある人物（土地返還に反対している地方の有力者など）
  - 組織間連携と組織ごとに異なるプラットフォーム間の情報共有
  - 裁判所における特例司法手続きの徹底（特例を知らない裁判官も居る）

【質疑応答】

- （小暮）南部の広大な地域はジャングルなのか？
  → 南部はジャングルだけでなく平原地帯がある。
- （小暮）対象となる土地に現在所有者が居る場合はどうなるか？
  → 現所有者が法的に正しい所有者である場合には、その土地を現所有者から買い戻す。不正な所有者である場合には、立ち退きを命ずる。
- （白石）1991 年より以前の土地所有や、優先地域以外からの申請は受け付けないのか？
  → 特例法で扱う範囲がそう定められており、それ以前のケースに関しては、通常の法による司法手続きが必要となる。優先地域以外の申請については、優先地域の申請・審査手続きが優先されるため、それが終了すれば順次手続きを開始する。（特例法の期限である）10 年以内には優先地域以外の申請も含めて全ての手続きを完了したい。
- 現時点では、予想される全申請件数の 20%程度が終わっている。期限内に完了するためには、対象となる土地の治安、所有者の不正所有の度合い、他組織との連携がカギとなる。
- 他組織の情報は、その管理やデジタル化の度合いがまちまちであり、紙ベースの情報も多い。これらの状況を改善するのは各組織の責任であるため、時間が掛かると思う。

会議名：高等司法評議会（Superior Council of the Judiciary[3]）との協議
議題：土地返還に関する裁判官と情報システムについて
日時：2013 年 1 月 23 日（水）9:15～10:15
場所：土地返還ユニット会議室
参加者：Mr. Juan Carlo Betancourt (Assistant Judge, Superior Council of the Judiciary), Mr. ? (System Engineer, Superior Council of the Judiciary) Luis Eduardo Yepes, Camila Santamaria, Ivonne Moreno, Luisa Lopes, Luis Alberto Clavijo, Angelica Fernandez (LR Unit), 奥田桐子（企画調査員）、Oscar Emilio（Program Officer）、小暮、白石

【Mr. Betancourt がスライドを使って土地返還プロセスにおける司法高等評議会の活動を紹介】

- 最初にお断りしておきたいが、高等司法評議会は、いわゆる最高裁ではなく、コロンビア特有の組織であり、国内の全裁判官や弁護士に対する監督・懲戒等を行う機関である。
- 高等司法評議会は、土地返還法に則って、土地返還プロセスにおける司法判断ステージを担当する裁判官を任命している。本日は特にその技術的側面と情報の扱い・共有についてお伝えする。
- 土地返還担当裁判官は現在 24 人　来週から 15 人増え 39 人となる。その他裁判官を監督する監督裁判官（Magistrate）がいる。
- これまでに行われた土地返還の裁判では（返還に）反対する者が居なかったが、2 月に初めて反対者の居る裁判が始まるため、どのような裁判になるか注目している。
- （土地返還裁判では）2 種類の裁判を扱う。刑事と民事である。特に不正な土地取得や土地所有に関する争点が多い。
- コロンビアではこれまで一部の文書等をデジタルデータで扱ったことはあるが、司法プロセスや司法記録をデジタル化したことは無いため、今回がその初めての試みとなる。
- 土地情報に関しては、必然的に関連する他機関が所有する土地情報のデジタル化にも言及せざるを得ない。
- 国際協力が必要であり、これまでにも（USAID による）トレーニング等を受けてきた。
- 日本との協力関係を維持していきたいと考える。

【エンジニアによる情報技術に関するプレゼン】

- （土地返還プロセスの司法段階における）デジタル化の問題点としては、限られた予算と地理的な問題から、限定された特定の地域から始めざるを得ないことがある。

[3] http://en.wikipedia.org/wiki/Superior_Council_of_the_Judiciary

- 関連情報の収集やデジタル化、そして情報へのアクセスに関しては 2～3 年前から始めたが、予算が限られているため、地方まで行き届いていない。
- 2 か月前に、ポータルサイトを開設した（SIRTIWEB - Sistema de Información Judicial Restitución de Tierras[4]）。
- （ポータルサイトのデモを行う　→　プレゼン資料を参照のこと）
- この Web サイトでは、公開する情報は誰でも閲覧でき、法律家（Lawyer）はログインして司法関係の情報や、自分の担当する案件の関連文書などを閲覧・ダウンロード・アップロードできる。各文書には、その種別を指定でき、64bit のハッシュがコードとして与えられている。弁護士のほか、各裁判所もユーザとしてログイン可能。
- 土地返還プロセス向けには、ユニットで決定した（登録者に関する）情報を入力できるようになっている。現時点では手で入力するようになっているが、いずれは土地返還システムから自動的に情報が送れるようにする予定。
- 司法では情報の共有が重要であり、2500 名居る民事裁判官の間で情報共有ができるようになっている。土地返還を担当する裁判官は他の裁判官よりも優先されている。
- （小暮）法律家（Lawyer）とは、弁護士のことか？裁判官のことか？
  →　民間の弁護士のこともあるが、土地返還プロセスに限っては、土地返還ユニットのスタッフが Lawyer としてシステムにログインすることになる。
- 登録手続きに関する情報はユニットのスタッフが行うが、司法関係の情報は、土地返還担当の裁判官が行うことになる。
- この Web はまだ構築中である。2013 年内には完成する予定。

【質疑応答】

- （小暮）この案件に対して何か要望はあるか？
- 土地返還ユニットとの協調が大切だ。
- 司法情報のオンライン化は、地方では接続環境が良くないので難しい。
- JICA には、裁判官に対する IT トレーニング等を行ってもらうと助かる。現在も法学校でトレーニングをやってはいるが。
- 電気の無い地方でどう IT を導入するかが問題だ。予算がない。

[4] http://190.24.134.73/jtierras/

会議名：土地返還ユニットとの協議
議題：情報システム、情報の詳細・変更・改善と安全のガイドラインについて
日時：2013 年 1 月 23 日（水）10:15～13:00, 15:00~16:00
場所：土地返還ユニット会議室
参加者： Mr. Luis Alberto Clavijo (Director of technology and information office of the Unit), Mr. Jorge Bonil、Ms. Angelica Fernandez（LR Unit） 奥田桐子（企画調査員）、Oscar Emilio（Program Officer）、小暮、白石

【Mr. Luis がスライドを使って説明】

- 本日の説明は以下の５つのパートから成る。
  1. 土地返還問題の経緯
  2. コロンビアにおける土地情報管理の問題点
  3. ユニットとしての、情報処理手順の内容
  4. 現在の進捗状況と土地返還情報システムのデモ
  5. セキュリティと安全性についての進捗状況

パート１．土地返還問題の経緯

- （基本的にこれまでの資料と同じ内容なので省略 → プレゼン資料参照）
- 2012 年は、統計上は新たに土地を追われた人はほとんどいない。
- 各暴力組織の勢力だが、カリブ海沿岸地域はゲリラ、パラミリタリーと一部のマフィアの影響が強い。国土の東側は FARC/ELN、ジャングルは FARC、太平洋側はいろいろな勢力にやられている。

パート２．コロンビアにおける土地情報管理の問題点

- 土地返還プロセスでは、対象の土地が非公式である（登記されていない）ことが大きな問題である。全体の半数以上（56%）が非公式な土地となっている。
- IGAC のデータによると、地方では 45.6%の土地の情報が更新されていない。中には 30 年以上も更新されていない土地がある。これに対し、都市部では 68%が更新されている。
- 土地放棄がひどかった県では、県全体として 20 年間も更新されていないところもある。
- 土地管理の情報は以下の２つに大別される。これらは別々の機関が担当している。
  - 物理的な位置の情報
  - 法的な登記情報
- 土地登記事務所は全国に 192 か所ある。このうち 90%に当たる 173 か所では、電子化された情報を持っている。うち 115 か所は SIR（土地登記情報システム）というデータ

ベースを使用しているが、残り 58 か所は磁気データを使用（ネットワーク化されていない、古いシステムに保存[5]）している。この磁気データは主要都市の事務所に多い。また、全国 192 か所の 10%にあたる 19 か所では、未だに情報を紙に書いている。

- INCODER は、国有地など（以前所有者が居なかった土地）に対して新規に土地の使用権を個人に付与することのできる機関であり、特に歴史的に国有地に未登録のまま住んできた先住民などの土地を公式化する際に必要な手続き（ただし用地情報の発行のみで登記では無い）を行う機関であるが、情報管理に大きな問題がある。紙ベースの情報が圧倒的に多い。
- 返還の申請があった土地の情報が紙ベースである場合、ユニットは物理的にその情報を得る必要がある。つまり、その紙が保存されている事務所まで行って、コピーを取ってくる必要がある。
- ユニットは変換申請の審査を行うため、対象の土地情報を SNR（土地登記局）と IGAC の 2 か所、場合によっては INCODER も含めた 3 か所から得てくる必要があるが、これら 2/3 か所からの情報が一致しないことがたまにある。この場合どう処理するかをそれぞれの機関と協議中である。
- ユニットの担当者は、上記の情報が不十分な場合、実際にその土地を訪れて GPS 機器などを使って土地の測量を行うことまである。しかし、被害者自身も土地を放棄してから長い年月が経っていると、周囲の植物等の生育が早いことなどから自分の土地を見つけられないことがある。もっとも、この問題は最初から予想されていた。

パート３．ユニットとしての、情報処理手順の内容

- 土地返還プロセスは全体として以下の３つのステージから成る。
  1. 登録プロセス（ユニットが担当）
  2. 司法プロセス（高等司法評議会が担当）
  3. 実行プロセス（司法判断に基づいて、各機関に対して必要な措置を指示）
- 登録プロセスでは、まず優先地域（Micro Zone）を優先した申請の受付を行い、次いでその審査を 60 日間以内に行う。審査では、申請された土地の登記情報や位置情報を調べ、複雑な場合にはさらに 30 日間延長して調査する。その上で、次の司法プロセスに送るかどうか（土地返還対象者としてデータベースに登録するか否か）を決定する。
- 司法プロセスでは、登録プロセスによって登録されたケースに対して、基本的には 4 か月以内に判決を下す。類似したケース（同じ村の住民など）はまとめて審理することができるが、その場合 4 か月以上かかることもある。しかし登録プロセスと合わせて 9 か月以内には判決を出す必要がある。

---

[5] これは後の聞き取りで、COBOL ベースの古いスタンドアロンのシステムであり、その情報がフロッピーディスクのような磁気媒体に保存されているものであることがわかっている。

- ユニットから司法プロセスに送られる情報は以下の通り。
  - 土地の同定情報（登記・位置）
  - 申請者の情報
  - 土地を放棄することになった事件の検証情報
- 土地の同定情報は、IGAC、土地台帳、INCODER、SNR から得るが、不十分な場合には地図や衛星写真等で確認する。
- 実行プロセスでは、判決に従って、必要な土地登記情報の作成・更新や、被害者への補償などが行われる。

パート４．現在の進捗状況と土地返還情報システムのデモ

- 1 月 20 日現在の土地返還申請状況は、以下の通りである。

年	申請件数	対象土地面積（ha）
2011	4,632	412,616
2012	26,620	1,842,517
2013	568	42,571
合計	**31,820**	**2,297,704**

- 県別ではボゴタでの申請が 14.82%と最も多い。これは、土地を追われた被害者の多くがボゴタに流入していることを示している。（対象となる土地がボゴタにあるわけではない。）
- 2 番目に多いのは、他の機関を経由して申請があった件数である（11.17%）。この情報には、土地放棄の原因となった暴力がどの勢力によるものかの情報が含まれていない。
- 勢力別では、ゲリラによるものが 36.99%、パラミリタリによるものが 33.38%であり、どの勢力かわからないものも 18.74%ある（前述の他機関経由の申請を含む）。
- 現在 1088 件のケースが（登録ステージを終えて）裁判となっている。類似した状況のケースをまとめて裁判することにより、実際に行われている裁判数は 456 である。
- 既に 7 件の判決が出ている。この 7 件は（類似したケースをまとめたことにより）47 件のケース（33 家族）に対する判決となっている。
- 判決により、（補償を行わないという判決が出た家族を除き）31 家族に対して実際の補償が行われている。
- 情報システムは、最初のバージョンが 2012 年 10 月から稼働している。Ver.2 は 2 月 1 日から稼働予定。いずれにしても、計画された全ての機能を実現できておらず、法律上は 6 か月で開発しなければならなかったのだが、完成できなかった。
- 以前はシステム開発を外注していたが、現在はユニット内で開発している。
- 短期間で開発するために、Scrum メソッド[6]と Extreme Programming[7]（いずれもアジ

[6] http://ja.wikipedia.org/wiki/スクラム_(ソフトウェア開発)
[7] http://ja.wikipedia.org/wiki/Extreme_Programming

ャイル開発の手法）を採用した。

- システムは開発言語に Java EE[8]／Python[9]を使い、DB には PostgreSQL[10]／MongoDB[11]を使用。
- システム全体では大きく 8 つの機能（サブシステム）に分けられるが、そのうち Ver.1 で完成したのは 1 つ（申請受付）だけ。土地返還プロセスの手続き上どうしても必要な管理手続き機能と土地情報登録機能は、現在テスト中だが間もなく実際に使用可能となる見込み（Ver.2）。司法手続き関連の機能は、プロトタイプのみ。設計は完了したが実装が始まっていない機能が 2 つあり、全く手を付けていない（設計すらしていない）機能も 2 つある。（プレゼン資料参照）
- Ver.2 では Google Map ベースの土地区画定義ツールが使用可能になる。
- 開発チームとしては、今年中に一連の手続きを処理できる部分を完成しなければならないため、まず取りあえず動作するシステムを作り[12]、それをクラウド業者の提供するクラウド環境上に移設する予定。現在はユニット内のデータセンターに設置しているが、DB のバックアップ機能がないほか、予備電源なども十分でなく問題が多いため、早急にクラウド上に移設したい考え。
- クラウド会社との契約を現在詰めているところであり、クラウド移行後もユニットがセキュリティ関連の管理ができるようにしてもらう予定。

パート５．セキュリティと安全性についての進捗状況

- JICA 案件では、クラウド上に移設した最初のバージョンのシステム対して、より安全なシステムにするためセキュリティに関する支援をしてほしい。これは技術移転や技術的助言によって開発チームが実際の修正を行うという形でも良いし、場合によっては実際の開発作業に関わってもらってもよい。セキュリティに関しては、システムのセキュリティホールを検査するためのテストを行うハッカー（本来の意味でのハッカー）も雇用する予定。
- 現在使用している大量文書および画像データ用データベース（MongoDB）のクラウド上での使用、プライベートネットワークの使用が可能かなどの懸念事項がある。
- 一方、電子文書化関しては、他機関との情報共有の観点から、電子化に関する政策提言なども含めた支援が望ましい。
- コロンビアの国家機関向け「e ガバメント戦略マニュアル」が政府より発行されている。セキュリティのポリシーの策定時参考にできる。
- 土地返還システムとは別に、文書管理システムも購入予定。ただしこのシステムも土地

---

[8] http://ja.wikipedia.org/wiki/Java_Platform,_Enterprise_Edition
[9] http://ja.wikipedia.org/wiki/Python
[10] http://ja.wikipedia.org/wiki/PostgreSQL
[11] http://ja.wikipedia.org/wiki/MongoDB
[12] 全ての機能を完成させるのは 2014 年 8 月の予定とのこと。

返還システムと情報の共有ができるように機能の改良をする予定。

- 他機関が有するシステムとのデータ共有の現状
  - IGAC： 既に共有を実現。土地の基本情報などのテキストデータと、土地の位置に関する地図情報データを得ている。
  - SNR: 土地登記情報を持つ。全国の 192 箇所の登記事務所のうち 115 箇所で SIR オンラインシステム稼働。その他は紙ベースの登記台帳やオフラインの登記システムがある。所有権の譲渡履歴を併せ持ち、司法的効力を持つ権利証を発行する。
  - 犠牲者ユニット： 現時点では共有の仕組みはない。オフラインのシステムのためデータをコピーして情報を得ている。
  - INCODER: 自動または手動でデータを共有している。放棄された土地情報システム（RUPTA）と土地区画（用地）登録情報を持つ。またデータ辞書を共有している。
  - コロンビア元兵士社会復帰機構（Colombian Agency for Reintegration）： 被害者の申請により、もし関与した犯罪を自白していない場合は、機構のリストから削除される。
- （小暮）ユニット内の開発チームについて詳しく。
  → チームは 9 名であり、6 名がエンジニア、あと 3 名はインダストリアル・エンジニア、テスター、サポート・メンテナンス・ハードウェア担当である。このほか契約で外部のエンジニアも使っている。たとえば GIS 関連やプロセスマッピングの部分である。
- （小暮）現在のユニットではプロキシを使っているということだが、これはシスコのハードウェアか？また、DMZ はあるか？
  → squid[13]を使用している。DMZ[14]は無い。
- 他機関や、ユニットの地方事務所との通信には、MPLS[15]を使う予定。（ユニット側は VPN[16]ではないとしているが、実質的には VPN であると思われる。）MPLS 回線は 2Mbps の帯域がある。一方ユニットと MPLS 業者との間は 40Mbps の回線で結ばれている。

---

13 http://ja.wikipedia.org/wiki/Squid_(ソフトウェア)
14 http://ja.wikipedia.org/wiki/非武装地帯_(コンピュータセキュリティ)
15 http://ja.wikipedia.org/wiki/MPLS
16 http://ja.wikipedia.org/wiki/VPN

会議名：土地返還ユニットとの協議
議題：文書電子化に関する協議
日時：2013 年 1 月 23 日（水）14:30～16:00
場所：土地返還ユニット会議室
参加者： Mr. Luis Alberto Clavijo (Director of technology and information office of the Unit), Mr. Edgar Aristizabal (Coordinator of document management, LR Unit) 奥田桐子（企画調査員）、Oscar Emilio（Program Officer）、小暮、白石

- 文書の電子化は、以下の情報で考えている。
  - 申請フォーム
  - その他の情報（文書、地図、ビデオ、写真など）
- 地方事務所とは（メール等により）文書のコピーをやりとりしている。
- 文書の電子化に関しては、JICA 専門家に以下の技術移転をしてほしい。
  - レコードの構造をもっとロジカルにしてほしい（国内・国外の標準に合致するように）
  - Big Data[17]の扱い（テラバイト級）→ 他のプロジェクトでも使えるように。
  - ユニットで現在使っている技術が適切か否か。システムが国全体からアクセスできるように。
- 例えば、スキャンした文書はどのような国際標準に準拠すべきか、司法関連文書の送受信に最も適切なフォーマットは何か、特に公式文書として通用するもの、など。
- 2010 年に制定された第 594 法（General Archive Law）により、政府機関は全て文書管理システムを使うことになった。これに伴い、文書の電子化が必要となっている。
- 文書の電子化に関係した手続きを定めた通達には、以下のものなどがある。
  - Circular 4 of 10 July 2012: creation of records.
  - Circular 5 of 19 July 2012: Development of instructional only documentary inventory.
  - Circular 6 of July 11, 2012: Transfer of documents.
  - Circular 7 of 11 July 2012: Foliation instructive records.
  - Circular 8 of August 1, 2012: Instructions for the loan records.
- ユニットでは、文書管理のために専用のシステムを購入する予定。これはパッケージソフト（ERP パッケージ[18]と思われる）を買うことになる予定だが、既存のシステム（MongoDB）と統合するためにカスタマイズを行う予定。既存のシステムとは相互に Key を介してデータ統合できるようにしたい。

---

17 http://ja.wikipedia.org/wiki/ビッグデータ
18 http://ja.wikipedia.org/wiki/企業資源計画

- この部分でも JICA 専門家の技術的支援ができれば欲しい。

会議名：土地返還ユニットとの協議
議題：土地返還プロセスの予算および援助計画
日時：2013 年 1 月 23 日（水）16:00～17:00
場所：土地返還ユニット会議室
参加者： Ms. Angelica Fernandez (Planning Director) 奥田桐子（企画調査員）、Oscar Emilio（Program Officer）、小暮、白石

【Ms. Angelica がスライドを使って説明】

- スライドの内容は、質問票への回答になっている。（プレゼン資料参照）
- （組織図に関して）ユニットのボードメンバーには、防衛省、内務省、農業省などの関連省庁のほか、犠牲者ユニットなども入っている。
- 予算は大きく運営費と投資費に費目が分かれている。予算の変更・費目変更等には 2 ヶ月程度の時間が掛かるため、急を要する場合には国際援助からの資金に頼っている。（特にスウェーデンとスペイン）
- 土地返還プロジェクトに関する予算は投資費となり、2013 年には 182.918.632.770 ペソ(約 9,100,000,000 円）が割り当てられている。そのうちシステム構築運用費は 5.000.000.000 ペソ（約 250,000,000 円）。
- 国際協力による 33 のプロジェクトがあり、そのうち 8 つが実施中。10 の協力機関からのものであり、多国間協力が 4、バイが 6 である。
- 多くの国際協力は、ユニットへの直接協力ではなく、NGO 等の実施機関を通じた間接的なものである。
- 資金的援助としては、EU から予算補助を 2014 年から受ける予定。これは、例えば GIS 技術者等の良い人材は政府の給与規定では安すぎて雇えないため、その分の補てん等に活用する。
- カナダからはトレーニングや司法プロセスへのサポートを受けている。
- スイスから、GIS に関する（JICA 案件のような）技術協力を受ける方向で協議中である。実際には、スイスの資金で、中米にある GIS 関連技術の会社から技術協力を受ける形になる予定。

会議名：DNP 訪問協議
日時：2013 年 1 月 24 日（木）9:00～10:00
場所：DNP オフィス
参加者： Mr. Andres Gonzalez（持続的農業開発部法律顧問） 奥田桐子（企画調査員）、Oscar Emilio（Program Officer）、小暮、白石

- 土地返還ユニットだけではなく、土地返還を担当する裁判官にも技術移転を行ってほしい。
- 情報セキュリティは、裁判官の身の安全にも関わってくるため、非常に重要だ。
- 最新の状況については、ユニットでのヒアリングの方が最新だと思うが、ユニットによるプロセスは 2012 年 5 月開始予定が、予算やスタッフの関係で 2～3 ヶ月遅れた。また調査対象がマイクロゾーンに限定されているため、実際の調査対象となる行政手続きは限られている。法律では土地返還後に犠牲者が満足して生計維持がされることを定めている。
- ウラバ（Uraba）湾周辺地域で、最近「反土地返還軍（Anti-Restitution Army）」が創設されたらしい。
- （小暮）そのような勢力が土地返還のプロセスに影響すると思うか？
- それはパラミリタリーの残党のようなものだと考えるが、政府は治安回復に力を入れており、パラミリタリーはこれからも全体としては減少すると思うので、プロジェクトの実施には問題にはならないと考える。
- パラミリタリーとゲリラは、同じ暴力組織だが、土地返還に関しては異なる反応をしている。
  - ゲリラは、コロンビア南部に多く、政治参加と同時に収奪した土地の合法化を求めているが、政府としては土地の合法化には応じず返還させるつもりであり、ゲリラはいずれジャングルなどに後退せざるを得ないだろう。
  - パラミリタリーは、北部の海岸地方に多いが、収奪した土地の引き渡しを拒否することが多い。 ゲリラは比較的引き渡しに応じると考えている。
  - パラミリタリーの問題は、物質的に強奪しただけではなく、司法的にも所有権を獲得する戦略をとっている。一方ゲリラは土地所有を目的にしたわけではなく、ゲリラへの協力を拒否された場合、居住者を追放し、その土地を支配したが、所有権を奪うものではなかった。つまりゲリラが退去すれば土地問題は解決し、正規の所有者に戻る。パラミリタリーの場合は所有権問題に発展する。
  - 昔は地方で中央政府の行政が及びにくかったため、住民は争い事の調停を裁判所ではなくゲリラに頼んでいたのが実情だ。
- （小暮）裁判官向けの技術移転の内容に関して何かアイデアはあるか？

  → 法廷における情報の電子化は、紙ベースの文書を（脅迫等により）意図的に「紛失」するような問題を起きにくくすると考える。 電子データならば、バックアップもでき

るし、改ざんもできないと聞いているので、司法の安全性を高める効果があると思う。

- 法律では法的手続きをデジタル化する必要性を指摘している。ただしどのようにデジタル化するか、また予算をどうするかなどの問題に直面している。デジタル化が進めば申請書も紙ベースではなくなる。デジタル化されるとバックアップも可能となり、司法裁判や手続きに直接文書を送信することができ、時間の短縮が期待される。
- 裁判官が行う司法手続き全体の電子化を助けるようなシステムが必要だと考える。その意味で、本案件はそのパイロットプロジェクトのような位置付けになると考える。
- 裁判官は給料が安いため、昨年 11 月にストライキが起きた。土地返還担当の裁判官は優遇されているため、他の裁判官が同じ待遇を要求し始めている。
- （小暮）他のドナーから財政支援などを要請してはどうか
  → 経済的支援は既にたくさんあるが、直接政府が財政支援を受け取ることは難しい。要するに、裁判官の給料を他国の ODA で払うわけにはいかないということだ。
- （小暮）衛星画像に関して、コロンビアの気象庁が Jaxa と契約交渉しているとの情報もあるが。
  → 衛星画像は非常に重要だ。返還申請を受けた土地の場所が特定できないケースは、おそらく 60%かそれ以上になる可能性もある。衛星画像が無いために土地返還事業が期限内に終了しないということにならないことを祈る。
- 申請者が土地を所有していたという証拠も、見つけることが難しい情報だ。
- IGAC の技術はそれほど高くないと考える。
- （小暮）本プロジェクトの一環として、IGAC への技術移転が適当だと考えるか？
  → その通りだ。
- （小暮）本プロジェクトに対して何か特に要望はあるか？
  → 現在のスコープで十分だと考える。

会議名：犠牲者ユニット訪問協議
日時：2013 年 1 月 24 日（木）11:00～12:00
場所：犠牲者ユニットオフィス
参加者： Ms. Ana Maria Torres Sanz（協力顧問）、 Ms. Norma Gutierres、 奥田桐子（企画調査員）、Oscar Emilio（Program Officer）、小暮、白石

- 犠牲者ユニットは人道援助を目的として 2011 年 5 月に大統領令で発表され、2012 年 1 月に開始した。土地返還ユニット、歴史記憶センターと共に 3 つの重要な組織の一つだ。約 100 人のスタッフが居る。
- 当ユニットは、人道援助等を行ういろいろな組織をまとめる役割がある。
- 犠牲者と言っても、当ユニットで扱う犠牲者は暴力による土地放棄だけではなく、誘拐、殺人などの犠牲者も含む。
- ユニットは犠牲者への補償を目的として活動をしている。犠牲者として約 500,000 人を認定した。約 80%が土地返還に関する犠牲者で、他国のケースとは比較にならないほど高い。
- 補償の仕方には 2 通りある。
  - 集団的補償： 先住民を対象とし、個人では無くコミュニティなどのグループを対象にして集団としての補償を行う。
  - 個人的補償
- 犠牲者登録システムと土地返還情報システムは基本的には独立しており、犠牲者救済法でもそれぞれに保管される情報に関しての責任分担が明記されていない。
- そのため、両システムで重複する情報がかなりある。また、犠牲者はどちらか一方にしか登録しなくてもよいし、どちらを先に登録するかについても規定はない。
- そこで現在、お互いのシステムに入力された新規犠牲者の情報を CD-ROM ベースで定期的に交換している。これにより、どちらか一方のシステムに入力された情報は、必ずもう一方のシステムにも入力されることになる。
- 土地返還ユニットと犠牲者ユニット間には 2012 年の法律 1524 枠内の行政間の協定が結ばれており、データの扱い方などが規定されている。それまではそれぞれのユニットでデータを管理していた。
- Plan de Trabajo（作業計画？）が 2012 年 9 月に制定され、それぞれの責任範囲を規定している。土地返還ユニットは返還手続き業務を担当し、被害者ユニットは補償への解決を担当。土地返還ユニットの情報は裁判所や被害者ユニットに共有される。
- データアクセスにおいての機密性、セキュリティ、データ保護を考慮した相互運用性が重要。来週技術者との会議があり、議論の予定。
- これは本来自動的にオンラインで行われるべきなので、犠牲者登録システムと土地返還情報システムとの間の情報共有に関して昨年 8 月に契約を交わし、現在技術的な実装に

ついてテスト中である。 今年の 6-7 月にはオンラインになる予定。

- 情報の共有を計画しているのは、犠牲者情報の入力データだけでなく、判決データなども含まれる。これらのデータは犠牲者ユニット側でも各犠牲者の状況として保管する。
- このオンラインによる情報共有は、6 月から開始される予定なので、4 月に専門家が来られるようであれば、非常にタイムリーだ。

会議名：INCODER 訪問協議
日時：2013 年 1 月 24 日（木）14:00～15:00
場所：INCODER オフィス
参加者： Ms. Miryam Villagas（事務長）， Ms. Catarina Quintero（国際協力顧問）， IT 部技術者 2 名、ほか 3 名 奥田桐子（企画調査員）、Oscar Emilio（Program Officer）、小暮、白石

- 現在、土地返還ユニットとの情報共有の機能を開発中。
- これは政府専用のネットワーク回線を使用し、HTTPS プロトコルで SOAP を用いて情報を送受信する。
- X.509 の電子署名も使用している。いくつかの他機関とは政府の RAVEC（Red de Alta Velocidad de Estado Colombiano：高速イントラネットネットワーク）回線を使用している。IGAC も、このネットワークを使用している。
- 現在の LR ユニットからはこの専用回線に接続できないが、移転先の新オフィスからは接続できる予定。
- 同じような接続を IGAC にも提案しているが、セキュリティの問題でできないと言っている。一方、（地方の？）土地台帳局は情報提供に乗り気である。
- このプロジェクトに関しては、情報セキュリティ技術に特に興味があるので、技術移転を受けたい。
- INCODER の文書は、LR ユニットから裁判に必要な証拠として裁判所にも送られるため、そのフォーマットやプロトコルは本案件と密接に関連してくる。
- 現在のものよりも高速で汎用性のある政府専用情報共有基盤（Enterprise Service Bus[19]）を政府は検討中であり、これが実現すれば、土地返還に関連する全機関間の自動的な情報共有が促進されるはずである。
- 現在の INCODER の問題点は、まだデジタル化されていない古い文書が 5000 万ページ分もあることだ。これを全て電子化（電子署名付き PDF）するには膨大な費用がかかる。

[19] http://ja.wikipedia.org/wiki/エンタープライズ・サービス・バス

会議名：IGAC 訪問協議
日時：2013 年 1 月 24 日（木）16:00～17:00
場所：IGAC オフィス
参加者： Mr. Jorge Humberto Granados（land policy and human rights advisor General Direction）， IT 担当部署スタッフ 2 名、ほか数名 奥田桐子（企画調査員）、Oscar Emilio（Program Officer）、小暮、白石

- 法律 1448 では公共機関間でオンライン上での情報共有を規定しており、犠牲者の土地位置の確定のために IGAC の土地地図情報を LR ユニットに共有している。
- 現時点では、土地返還ユニットから請求された情報は、CD-ROM で渡しているが、システム間を接続してリアルタイムに情報を送受信するための協議を LR ユニット側と共同で検討している。
- 現在 Web 上で土地区画情報を閲覧するシステムがあり、テキストベースの情報は LR ユニットに共有されている。画像情報は 2 月 1 日のバージョンよりオンラインでデータ交換できるようになる。
- IGAC のシステムは、土地台帳システムとつながっている。
- 現在文書電子化に関する研修を実施中である。
- （IGAC の情報システムを見学）
- 2 年前に稼働した新しいシステム。Oracle データベースによる DB クラスター。容量 200TB だが、足りない。また、ネットワーク回線も遅いので、ユーザから「遅い」とクレームが来ている状態。この 3 倍以上の容量が必要であり、4 月から分散システムに移行する予定。ネットワーク機器は Cisco 製。
- 現システムは、非常にクリティカルな情報を扱っており、インターネットには一切公開されておらず、政府専用回線のみに情報を提供している。
- ネットワークは MPLS（Multi-Protocol Label Switching ラベルスイッチング方式を用いたパケット転送技術）で高速化、大容量可を実現。
- 公共機関のプライベートネットワークとして高速回線 RAVEC（Red de Alta Velocidad del Estado Colombiano）の利用が可能だが、現在回線は全国に 5 地域のみ敷設されており、その他の地域は MPLS を利用。
- 現システムはローカルバックアップしか取れないので、分散システムにしてオフサイトバックアップを確保する。
- 新システムも、基本的には Oracle で同様の構成を取る予定。ただし、実際には必要な機材を調達する予算は確保されていない。新システムを担当するチームの予算は取れている。
- セキュリティの確保には、対外・対内の 2 つの Firewall を使っている。Cisco 製で IDS 機能も含まれているとのこと。

- 使用している専用回線は、一部光ファイバーだが、地方によって電波回線あるいは衛星回線を使っている。速度は最大でも 1Mbps。
- IGAC が有する IT 系エンジニアの数は、地図関連 30 名、土地台帳関連 40 名、通信関連 50 名である。数名の情報セキュリティ管理チームもある。
- 本案件で実施される技術移転に参加したい。修得したい技術項目を数日中に検討して送付する。

会議名：カナダ大使館訪問協議
日時：2013 年 1 月 25 日（金）8:30～9:15
場所：カナダ大使館
参加者： Ms. Nohra Eugenia Posada (Program Officer, GPSF), Ms. Fany Pedreros （LR Unit） 奥田桐子（企画調査員）、Oscar Emilio（Program Officer）、小暮、白石

- 質問票の回答は、これから書くので、追ってメールで送付する。
- カナダは大きく 2 つの組織でコロンビアを支援している。
- 一つは Global Peace and Security Fund (GPSF) であり、2005 年に制定されたコロンビアの「正義と平和法」に基づいた支援を行っている。この支援は「Quick Fix / Rapid Response」をモットーとしており、緊急・迅速な対応が必要な案件に対する支援を行う。
- もう一つは CIDA を通じた長期的な視点に立った支援である。
- 土地返還に対しては、司法面でのガイダンスを中心に支援を行ってきたが、支援開始から「被害者・土地返還法」の制定までに 8 年半もかかった。
- 同法が制定されるまでの期間、カナダとして何ができるかをいろいろと検討したが、パイロットプログラムとして、NGO を通じて被害者への直接支援を行い、土地返還に備えて土地所有に関する書類の準備などを支援した。実際に被害者の土地を測るような活動もした。
- 農業省の INCODER への支援をしており、地方では中央政府の力が及ばないため、地方組織の強化を支援したが、難しかった。INCODER の地方事務所は往々にしてマフィアと繋がっており、土地の収奪に関与していたこともあった。これは INCODER が土地の用地登録を担う機関であるため、そのような勢力が暴力によって得た土地を合法化する手段とされていたためである。
- 土地返還ユニットには、現在 IMO（国際移住機構）を通じて$500,000 の支援を行っている。この支援は以下の 3 つの分野において実施している。
  - 土地返還ユニットの地方事務所（犠牲者の多いスグレサンタマリア地区など）への支援（法律家等から成るチームの派遣）
  - 被害者への土地返還申請書類の作成支援 、村に帰還する犠牲者の生産性向上プロジェクト
  - 技術的コンサルティングと実質的な支援政策
- このほか GPSF では地方政府への政策提言なども支援してきたが、一般に地方政府からの同意は得にくい。この活動は月末に報告書が出る予定。
- この案件では何か機材供与は考えているか？
  →（小暮）今のところは考えていない。
- （質問票にあるこれまでの教訓として）カナダでは、以前非常に高価な DNA サンプリ

ング機器を供与したが、大変な労力と手続きを費やして供与したにも関わらず、コロンビア側に使いこなせる人材が居なくて全く使われなくなったという苦い経験がある。

- 情報システムとしては、土地と平和用のシステム（？）の設計を支援した。その時の教訓としては、既存のシステムをよく調べて、それらとの整合性などをよく吟味すべきだ。
- 情報システムに関しては、複数の機関での情報共有を考える場合に、どの情報をどの機関が更新すべきかという責任分担を明確にするべきである。
- 土地返還システムには、ユニットの活動に大きな影響を与えるような重大なイベントを登録しておき、事前に注意喚起してくれるような「早期警報システム」や、土地返還プロセスの統計的な情報をリアルタイムに解析できるような機能があると非常に便利であると思う。 例えば、財務省（？）にそのようなシステムがある。(RTA2)
- 返還された土地で大きな問題となりつつあるのが、地雷除去と違法採掘である。土地返還システムでは、返還しようとする土地が地雷の敷設地域や違法採掘の地域と重なっていないかどうかを地図上に表示できるような機能があると良いと思う。
- （小暮）将来の計画としてはどんなものがあるか？
  → CIDA が農業省に対して、青少年に重点を置いた技術移転を計画している。カナダは青少年と女性を特に重視している。
- Transitional Justice Fund は継続予定だが、GPSF は継続となるかどうかまだわからない。
- 被害者の安全という観点では、パラミリタリーが問題になる。北部海岸地方では数千 ha もの（暴力収奪した）土地をマフィアが持っていて、一度土地返還事務所のスタッフと共に話し合ったことがあるが、「我々の土地を取り戻そうなどと考えるな」と言われた。

会議名：USAID 訪問協議
日時：2013 年 1 月 25 日（金）10:00～11:00
場所：米国大使館
参加者： Ms. Anne Marie del Castillo（エコノミスト、整理統合・生計・環境事務所） Ms. Marcela Chaves（土地と持続的生計アドバイザー） Mr. Edgar Prieto（開発支援スペシャリスト） 奥田桐子（企画調査員）、Oscar Emilio（Program Officer）、小暮、白石

- USAID では土地返還に関連して地図作成機器の供与などを行ってきた。また現場レベルでは土地返還ユニットの地方事務所への法律家等の派遣も行っている。
- INCODER に対しては、同組織が持つ古い（紙ベースの）情報を保管してある（ボゴタ市内にある大きな）資料館への支援を行っており、膨大な資料の整理と、各資料の地理情報へのリンク（Georeferencing）を行っているが、特に地理情報へのリンクは人手で行わざるを得ず、膨大なコストがかかっている。
- 今年半ばには、土地返還に関する大きなプロジェクトが開始される予定である。これは被害者に対して行われ、土地返還の申請プロセスを大きく改善させるような活動を行う予定。
- （8 月のコンタクトミッション来訪時にはまだできていなかった）「土地返還と公式化の過程で必要な情報の管理を改善することを目的とした行動計画を生成するためのコンサルタンティング」報告書が完成したので、読んでほしい。英語版は現在作成中で、出来次第送りたい。
- （ここで事前アンケートへの回答に関して簡単に説明を受けた）
- 土地返還に関して、本来返還の対象となるべきなのに返還の対象リストに載っていない土地資産があることを掴んでいる。これは政府部内の誰かが意図的に隠していると我々は考えている。（JICA 案件で支援する）土地返還情報システムで、そのような情報が明らかになれば良いのだが。

  →（小暮：ノーコメント）
- これまでの支援から学んだ教訓は、以下の 3 点である。
  - 政府組織間の連携は非常に難しい。情報などもなかなか共有しようとしない。
  - （土地返還ユニットを含む）新しくできた組織のキャパシティビルディングが難しい。
  - （特に被害者の）持続的で安定した生活の確保が難しい。
- 帰還した住民の生活では、地雷除去の問題が大きい。
- 帰還した土地の周辺には、道路も市場も無く、社会基盤が全く無いような場所が多い。これに対してコロンビア政府は必要最低限度の社会基盤を「パッケージ」にして支援しようとする動きがある。
- 最近、「反返還武装勢力」が現れてきている。このような勢力が出てきている地域の特

徴としては、

- 実際に使える土地が多い（価値のある土地が多い）
- このような土地は、返還申請されないように恐喝などが行われている。
- 逆に返還に反対していない土地は、（崖などの）価値が無い土地であったり、地雷などが埋まっている危険な土地であることが多い。

- （小暮）土地情報システムでは、申請者が自分の申請の進捗状況を確認できる機能があるが、Web ブラウザでアクセスし、ログインが必要なので、実際にその機能を使える被害者は極めて少ないのではないかと恐れているが、被害者の申請支援をしてきた経験から何か良いアイデアは無いか。

  → コロンビアでは、どんな地方に行っても、どんな低所得者でも、たいてい携帯電話だけは持っている。そこで、携帯電話の SMS 機能を使って申請の進捗状況をチェックできる機能があれば非常に便利だと考える。
- IGAC では手続きが遅いとの説明を受け、ハードかソフトの問題があるのではないかと考えている（小暮さん）。

  → 恐らく実際に現場まで行ってデータの更新や不足データの収集をしており、そのために全体の手続きが遅いのではないか。
- 被害者からの不満や登録に関するフィードバックも有用なのではないか。
- 被害者ユニットの被害者統一記録システムも USAID が支援している。

会議名：EU 訪問協議
日時：2013 年 1 月 28 日（月）9:00～10:00
場所：EU コロンビア
参加者： Mr. Jose Luis De Francisco Abad (Cooperation Officer) 奥田桐子（企画調査員）、Oscar Emilio（Program Officer）、小暮、白石

- EU はこの 10 年間土地返還関連のいろいろな活動をやってきた。たとえば「Peace Lab.」など。
- 4-5 年前にスウェーデン、UNHCR と一緒にプロジェクトを実施した。
- 土地返還ユニットができてからは、これらの活動は終了しつつある。
- サントス政権は、ウリベ政権と農業政策に違いがあるが、様々な支援が可能になった。
- 来月、今後ユニットとどんな協力が必要かを話し合うが、EU 側は€4000 万の基金を使って直接土地返還ユニットか農業省に支援することになるだろう。
- INCODER に対しては、地域開発のパッケージ協力を行う予定。帰還した被害者の持続的な生計維持を目的に、土地所有の公式化などのプロセスを始め、帰還民への生産支援プロジェクトなどを 2014 年から行う予定だが、現在まだ協議中。
- 情報システム関連の支援は司法や社会、組織構造へのインパクトは何かなどの分析が必要で、4 年間検討してきたが、現在全く行っていない。情報システムの難しいところはそれぞれに DB が異なり、接続性に問題がある所である。
- JICA は組織強化支援を行うようだが、EU は被害者側に重点を置いた支援を行う。他のドナーからの支援も含め、これらは「文化、政策、インパクト」という一つの鎖で繋がっているので、お互いの連携が大切だ。
- EU は IT の技術的な連携はないかもしれないが、他の分野で協力が可能。
- 情報セキュリティに関しては、これまで 4 年間にわたってコロンビア側からとても重要だと言われ続けてきたが、どのドナーも手を出さなかった。この JICA 案件が初めてのケースとなる。
- 法律 1448 では地域開発にも言及しており、組織の再構築、農業などの新規政策の構築など掲げれられているが、政府が直接農民を支援する政策がないので、EU は 6 ～ 7 月よりここを支援していく。
- INCODER は大きな組織だが、持っている情報の質と保管法に大きな問題がある。EU としては、INCODER の組織そのものを近代化し、特に地方におけるプレゼンスを高める必要があると考えている。
- 農業開発省は各国の援助を調整する中心的な役割と担うことが重要。政府は農業開発省とともに、交渉、被害者法、土地返還裁判、貧困対策などの活動において習得した政策、国際支援政策のノウハウを蓄積したいと考えている。農業開発省に技術移転を行い、制度的に強化され、さらに国際援助が得られ、その結果リーダーシップを発揮することが可能となる。そのため EU は農業開発省に支援を行う。

- 情報の共有や標準化に関しては、政府も進めようとはしているが、農業省だけの問題ではないので、他の省庁も加わるべきである。
- これまでの経験から学んだ教訓だが、前政権時代にはまさか土地返還ユニットのような組織ができるとは思ってなかった。長年の国際協力が実を結んだとも考えられるが、逆に言うと、政権が変わると何でも変わってしまう恐れもあるので、ある程度それに備えておく必要がある。このプロジェクトは 3 年とのことなので、それほど長期的視点で見る必要は無いと思うが、確実な結果を得ようとするならば、起こり得る変化に備えるべきだ。

会議名：KOICA 訪問協議
日時：2013 年 1 月 28 日（月）11:00～12:00
場所：KOICA コロンビア事務所
参加者： Mr. Kim Dae-Hwan （Subdirector） Ms. Diana Maria Quimbay Valencia（Project and Country Strategy Coordinator）他 3 名 奥田桐子（企画調査員）、Oscar Emilio（Program Officer）、小暮、白石

（パンフレットと KOICA のコロンビアにおける活動の西語レポート受領）

- コロンビアにおいて、韓国は KOICA ができる(2009 年)前から大使館を通じて協力を行ってきた。
- 韓国のコロンビアにおける戦略は、韓国が得意とする分野で支援をするということだ。特に医療・インフラ・民間競争力などの分野で行っている。
- 今年は無償援助、ボランティア 15 人、IT、文化、環境、警察分野などで行う。
- 2012 年ボゴタの国立図書館の電子化プロジェクトにボランティア 1 名配置。インフラや本の電子化を行った。フェーズ 2 はまだ未定。
- 健康分野では、現在地雷被害者などの警察官を対象とした身体障害者向けのリハビリセンターを作っている。 USD12M の予算を割り当てている。
- 民間競争力の分野では、商務省の下で都市部の中小企業を対象に$300 万の産業・ツーリズム育成支援を行うことにしており、そのパイロットプログラムとして、特に韓国が得意とする自動車／電気／食品の 3 産業での支援を行った。
- 三角協力として車両、電子機器、ロボット、Android などの分野で援助を実施、第一フェーズ完了、第 2 フェーズで 10 カ国に広げる。
- その他科学技術や環境分野への支援を予定、要請書待ち、やフィージビリティスタディ中のものがある。
- 直接土地返還には関与していない、難しい問題で注意が必要と思われる。これから 3 年のプラン 2013~2015 ではメインは地域開発。
- 協力の仕方は JICA に似ている。専門家派遣やボランティア派遣を行っており、ボランティアはニーズが強いので今後増員する方向。
- 土地返還問題では、地域開発への支援に特化しており、コルドバ県などで帰還民の生計の確立と Quality of Life の向上を目的とした協力をしている。具体的には、帰還民が農業・ツーリズム・果物栽培などを行えるよう支援している。果物は大きな現金収入になるので良い。
- ChuPapa は農業関連の支援。
- Santander,Magdalena など紛争の影響がある所、Sierra Nevada, Santa Marta でカカオ栽培支援（USD100 万？）

- プロジェクトのアプローチとしては
  1）手法、デザインの決定、韓国の社会、地域開発モデルの適用
  2）活動；裨益者、対象地域の選定
  3）組織強化
- INCODERについてだが、ここの手続きは極めて複雑で遅いことが問題だ。INCODERのタイムフレームがKOICAの戦略とは合わないため、我々は土地が公式化された地域への直接支援だけを行っている。
- 法律1448に関しては被害者がどの程度の土地を持っていて、何人に返還されるのか情報入手が困難。（だからまだ支援を決定していない）。INCODERは膨大な資料を持っているが、管理が悪い。また申請や特に司法手続きが遅いことが現在問題となっている。手続きの迅速化が課題。
- ICT分野では2008年に専門家を通信省に派遣したが、複数省庁間の利害調整が難しかった。この国では、直接のC/Pが下部組織でも、重要な決定等はトップの省レベルから攻めた方が良い。
- 現在ボランティアは10人おり、うち2人がシニア。1人ICT分野で国立図書館に入っており、蔵書の電子化（スキャン）活動を行っているので、会ってみても良いかも知れない。
- これまでの経験から学んだ教訓だが、INCODERの持続性が問題。また、政府が変わると全て変わってしまう恐れがあるので、C/Pには安定したスタッフが必要である。
- 積極的な方針の決定が必要、これがプロジェクトを動かす。
- また、専門家を派遣する場合、アジア圏との文化の違いなどから、この国ではこちらが何をしようとしているのかが相手側によく伝わっていないことが多い。その意味で、C/Pを本国の研修に送ることはとても有効だった。韓国とコロンビアの仕事の進め方の違いを理解してもらうために、中小企業プロジェクトでも専門家派遣より前に本邦研修を行った。

会議名：スウェーデン大使館訪問協議
日時：2013 年 1 月 28 日（月）14:00～15:00
場所：スウェーデン大使館
参加者： Ms. Catalina Hoyos Mora （National Program Officer / International Cooperation） Ms. Fanny Pedreros（LR Unit） 奥田桐子（企画調査員）、Oscar Emilio（Program Officer）、小暮、白石

- スウェーデンはドナー間の調整をやろうとしているので、JICA との協議は歓迎する。
- スウェーデンはこれまで、被害者・土地返還法ができるはるか以前から IDP と共に長い間土地返還プロセスの実現を目指してきた。
- 土地返還に関する支援は 2003 年から世銀と行った。
- この国におけるスウェーデンの基本方針は、全ての原因である衝突を無くすことである。
- 現行の土地返還支援は、2009 年から 2014 年まで（延長済）。2014 年からは、大きく支援戦略を変える予定だ。 （スウェーデン外務省の方針が変わり平和構築と人権になった。）
- 土地返還ユニットの活動全般に関する支援を行っているが、2012 年はユニットが複数ドナーや政府との異なる協議や手続きをしながら本来の仕事をちゃんとこなせるかどうか、ユニットの活動資金として$170 万の予算を付けて支援しようとしたが、結局コロンビア政府側の予算が下りたため、他方面に使おうとしたが、土地返還の調査やドキュメント支援は法で禁止されておりできず、治安方面は USAID がすでに支援していた。結局予算の 60%はインフラ整備に支援した。スペインもオフィスのインフラ支援をしており、ユニットのオフィスには大勢のスタッフがいるのでインパクトは大きかった。使われなかった残り$100 万は 2015 年までに延長して実施しようとしている。
- 支援のリソースは柔軟に使えるようにしており、基本的に政府の予算ではできない部分は何かを調査して、そこに費やす。例えばユニットの一部の仕事はこの予算で外注できるようにした。
- 約 7 割の予算は、ユニットの事務所のインフラ整備に費やした。オフィスが狭すぎる。
- 土地返還には 5 つの重要な（考慮すべき）コンポーネントある。
  - 暫定的である。（10 年という期限）
  - 被害者、関係者の安全、
  - 対話やコミュニケーション、どのようにデータにアクセスするか法でも明確にしている。
  - 調査、分析、返還後の状況
  - 公式化、ドキュメント化

- 特別法施行 2 年目の今年は、人々から進展がないと思われないように、プロセスの実施を支援する予定。そのためには、コロンビア側にも持続的に動ける体制が必要となるので、複数ドナー間の調整だけではなく民間企業からの支援なども組み合わせて関連機関を含めた組織強化を行う。
- スウェーデンは土地返還、地域開発、組織制度強化、生産性向上、科学技術、農業商業などの分野への支援を行なっていく。情報システムや文書の電子化、情報セキュリティには直接支援はないが、他のドナー（JICA）がやってくれるのは、いいことである。
- （Ms. Fanny）土地返還ユニットには、世界中から支援が集中しているので、ドナー間の調整は非常に重要だ。ドナー同士もお互いに柔軟に調整できるような仕組みを持ちたい。特にユニットでは帰還後の生計維持を非常に心配している。
- （Ms. Fanny）去年からドナー会議を計画しており、すでに去年も集まった。特に 2013 年はドナー会議を 4 回予定している。各ドナーがどのような支援、計画をしているか報告しあい、活動を連結して、バランスを取って進めて活動するのがよい。
- 土地返還は司法判決後の返還や帰還において、何が必要か分析して支援が必要。AECID（スペイン）と協力して、柔軟に戦略を変更しながら対処していく予定。政府予算はプロセスの基本的な部分しかカバーしていないが、帰還後の生計、医療などの不確定な要素があり、支援が必要であろう。
- （Ms. Catalina）この案件では IGAC における地理情報の更新はやるのか？
  → いや、そこまではやらない。
- スウェーデンもこの分野ではアフリカ等で経験がある。コロンビアでも技術協力ができるかも知れない。実は以前 IGAC に対して、地理情報リンクに関する技術移転を行ったのだが、支援が終わった途端に、何も無くなってしまった（誰もできない。どこにも技術移転されてない。）。
- 教訓だが、専門家は技術移転を行う際、単に専門家が作った資料を教えて帰れば良いというものではない。この国の事情にあった技術を、持続発展性を念頭に置いて移転すべきだ。

会議名：SNR（公正証書局）訪問協議
日時：2013 年 1 月 28 日（月）15:45～17:30
場所：SNR 代理監督局事務所
参加者： Ms. Sanin Mr. Luis Alberto Clavijo（LR Unit） 奥田桐子（企画調査員）、Oscar Emilio（Program Officer）、小暮、白石

- SNR は 52 年前に創設された国家機関で、公証業務と土地所有権登録に携わっている。全国に 192 ある登記管理事務所を監督する立場にある。公証人は約 800 人、スタッフは約 250 人いる。
- この事務所（代理監督局）は、土地返還法（被害者法 119 条）に基づいて SNR 内に設立された特別なオフィスであり、国家レベルの土地登記を行う官庁とは独立した組織である。基本的に以下のタスクがある。
  - 未開墾地の帰属などの土地返還
  - 土地返還の公的手続き
  - 対象となる土地財産の保全（現地で土地の測量なども行う）
  - 土地の公式化（登記）。農民の 50%は土地の登録をしていないため所有権がなく強制的に退去させられても返還できない。武装勢力はそれを利用した。
- 返還申請のあった土地が真に申請者のものであるかどうかの調査も自前で行っている。土地変換プロセスに関連した汚職の監視も行っており、これまでに 30 人が逮捕された。
- 法律制定後 SNR の業務が増えた。土地返還のために SNR が調査人を送り現場の土地を調査する。地方の公証人は彼ら自身が土地問題に加担している可能性があり、調査の依頼はできない。調査は 2011 年末から行なっており、約 1 年半土地所有権のプロジェクトが続いている。
- 組織としては 2012 年 4 月から開始されたが、それ以前からプロジェクトの形で調査は行っていた。
- 公正証書の電子化は、192 の地方事務所のうち 35 を除き終了した。残り（約 1700 区画の土地）も今年中に終える予定。電子化された情報は SIR システムに保存される。
- 登録方法は 3 つ：
  - 紙ベースの登録台帳：マニュアルで SIR に反映される。
  - 登録情報システム SIR（Systema de Informacion Registral）がありオンライン電子化されている。機材が不足しているが今年解決する必要がある。
  - オフラインレベルのデータベース：ローカルレベルでは電子化されているが、インターネットに接続はされていない。35 箇所ある。データベースをフラットファイルにして、データ交換。このデータは SIR に反映される（ものもある）。
- 192 箇所のうち 115 箇所の登記事務所では、所有権登録業務は SIR により電子化され

ている。

- Ventanilla Unica de Registro（統一所有権登録システム）では所有権の更新が登録され、問い合わせには指紋認証を導入し、正規の所有者を保護できるプロジェクトが始まった。
- 今後は、土地返還に特化した現システムを更新して、国家レベルで土地財産の取引を監視できるシステムにする予定。
- 被害者の土地登記を促進するため、バスを改造して車内に全ての事務手続きができる機材（SIR の端末と無線インターネット回線も含む）を備えた移動登記車を 2 台（1 台当たり$600M）開発し、現在被害地域を巡回する試験運用中。来年にもう 1 台増えるが、もっと台数が欲しい。これにより所有土地管轄の登記事務所に行かなくても、農民が（現在住んでいる所で）登録できるようになった。お金がなくて登記所に行かれないケースが約半数。
- また登記事務所での登記をしないと例え売買契約書をもっていても正式な土地所有権が得られないことを教えて、登記を促進している。被害者に対しては、通常最低でも$7 かかる登記手続き料金を無料で行っている。このため運用費がかさむのが問題。ドナーからの支援を期待している。
- 地方の住民は、登記所が近くにあってもなかなか出向こうとしない。口約束だけで土地の取引をしていたのが実情。
- 土地の所有は、INCODER による事務的な用地登録と、SNR による法的登記の両方が完了して初めて公式な所有権が生じる。
- INCODER との協定があり、INCODER での行政手続きは自動的に SNR にも送られる仕組みを作った。農民は INCODER で土地の行政手続きをしてもそれをポケットにいれたまま登記事務所で手続きをしないため。これで農民の土地権利を保護することができる。
- INCODER と SNR 間は e ファイル、メールを利用
- （ここで土地返還に関連する土地登録・登記の全プロセスの説明を受けたが、複雑・長大なため割愛）
- SNR は地方の登記事務所や公証人と協力して業務を行う。これにより通常の業務以外に所有権登録、検証などの業務が増え 6-7 倍の業務量となったが、法で定められた公的機関として責任がある。ユニットと SNR も協同で作業する必要がある。
- 今までそれぞれに別々で手続きを行い時間がかかったので、情報を SNR、担当部署、地方登記事務所、公証人などで回し、情報共有をすることを決めた。各アクターがこの協定の内容を理解し、実行するのが重要、これが前例になって土地返還プロセスのスタンダードとなり他機関に普及していける。
- ［土地の保護の機能］もし何か農民に脅威の危険があると、自治体の委員会に訴えることができる。土地は「保護状態（medida de proteccion）」となり、公的に記録され

る。集団を対象とした 80 の保護政策がある。公式化された土地はその少数民族などの集団に明け渡されることとなる。

- 個人を対象とした保護を申請することもできる。土地財産が脅迫を受けている、強奪されていると公的に記録される。（これにより名義変更ができなくなるものと思われる）
- INCODER の問題だが、2002 年に設立された際、それ以前の組織が持っていたデータが完全に失われるという事態になった。現在それを再構築中である。
- 設立の 2002 年以来、2010 年までに INCODER の事務長は 8 人代わったが、その多くが汚職容疑で裁判にかかっており、既に投獄された者も居る。これは、要するに INCODER が土地放棄に加担していた（収奪した土地に対して、違法に用地権を与えていた）ということである。SNR はこれまでにそのような違法登録のケースを 3000 件告発している。これも SNR の仕事の一つである。資金洗浄調査専任の部署がある。
- （小暮）汚職等により意図的に改ざんされたデータしかない場合、どうやって再構築するのか？
  → 正しいデータがわからないため、裁判所が集められた証拠から総合的に、かつバランスを考慮して決定する。その判決が公式な決定となるため、それ以降は全く新しい登録・登記情報が INCODER と SNR に作られることになる。この方法によって、全ての違法な土地登録を無くそうとしている。
- （小暮）そのような場合、裁判が長引くのでは。
  → 既に出された 7 件の判決のうち、3 件はこのような違法状態のケースだった。北部沿岸の Manpujan 地区で、大部分は INCODER に帰属する未開墾地と登録されていた。ユニットが、農民の土地で強制放棄させられたことを証明した。
- INCODER 自体が 47 家族の土地を 1 人に権利を譲渡していたり、2 重登録のケースなどがある。
- （小暮）つまり、違法なケースはむしろ典型的なケースだ（珍しくない）ということか。
  → その通り。
- 2 月に初めて反対者の居る裁判が行われると以前言ったが、この反対者というのは、往々にしてパラミリタリを使う大地主である。従って、脅迫等も起きている。
- 教訓だが、本案件の専門家は、（上で割愛したプロセスを含め）コロンビアの極めて複雑な状況を十分に理解した上で技術移転を行ってほしい。
- これまでに SNR が登記した土地区画は 200 万件に過ぎず、あと 500 万件が未登記のままである。
- （白石）磁気登録情報（SIR に入力できていない一部の情報）とは？
  → 非常に古い、ネットワークに接続できないコンピュータシステム上に保存されている情報。ネットに接続できないため、手動で SIR にデータを移設しなければならない。

会議名：AECID 訪問協議
日時：2013 年 1 月 29 日（火）9:00～10:00
場所：AECID
参加者： Ms. Mercedes Alvarez　(Program Officer), Ms. Maria Angelica Gomez (Program Officer), Ms. Naiara Imedio de Larrinaga (Responsible of Project Peace Building) Ms. Fanny Pedreros (土地返還ユニット) 奥田桐子（企画調査員）、Oscar Emilio（Program Officer）、小暮、白石

- AECID は土地返還に関して 3 段階の支援をしてきた。
- Accion Social（社会行動と国際協力のための大統領機構）時代には、先住民とアフリカ系住民に対して土地の財産保全活動をした。この時の活動からは多くの教訓を得た。
- プロジェクトが変わり、C/P が農業省になった時代には、被害者・土地返還法の制定を支援した。
- 土地返還ユニットが出来てからは、主にユニットへの直接支援を行っているが、被害者グループへの直接支援もまだ行っている。今一番力を入れているのはユニットと農業開発省の組織強化だ。
- 専門家の雇用、土地返還について人権団体と被害者組織の支援も行なっている。
- このほか、農業開発省、Javeriana 大学と協力して、Choco、MonteMaria、Cartagena 地域の特にアフリカ系住民に関するコミュニティの分布、生活状態、法的支援の研究を行っている。大学には臨床法学教育（リーガルクリニック）があるため、司法的な観点から土地問題をアプローチできる。
- 現在 AECID がアフリカ系住民にフォーカスしているのは、先住民よりも保護されておらず、かつ土地に関する問題が大きい（住民間での土地の争いなども多い）ため、より大きな支援ニーズがあると判断したからである。
- アフリカ系住民の土地問題は集団での保護となる。所有権は司法的に個人とは別の扱いである。
- 土地返還法ができてからは、ユニットだけでなく SNR など関連組織とも連携しようとしているが、組織間の情報共有がうまくいっておらず、JICA 案件ではそこが課題になると思う。特に、中央組織は良いが、地方事務所レベルでの異なる組織間の情報共有や協力は難しいし、そもそもキャパシティが無い。特に地方では情報が散在している。
- (Ms. Fanny) 他国のように組織間の情報共有ができるような文化を作りたい。制度強化の重要性について、他のプロジェクトにもオープンにして応用して行きたい。実際には被害者ユニットや土地返還ユニットでの情報共有にはまだいろいろ問題がある。
- ユニットは新しい組織なので、歴史のある大きな組織を相手にして協議・調整することは難しい。特に農業省の配下にない組織は、被害者と直接関係がないため、乗り気でないこともある。

- 土地返還に対する被害者の期待は非常に高かったのだが、2012 年はユニットの組織構築などに時間とリソースが費やされ、大きな成果を出せなかった。このため一部では失望の声もある。今年からは土地返還の実務をスピードアップしなければならない。
- AECID は協働の国別枠組み（MAP）を策定して、そこで援助やフォローアップの指標を定めており、現在の進捗や目標がわかる。
- 土地返還は実際にはまだ被害者が土地に戻っているケースはない。手続きがもっと迅速に行われ情報が早く適切にユニットで収集できて正確な情報が裁判所に行くことが必要。
- （Mr. Oscar）この案件は情報セキュリティに関する援助だが、情報の電子化等を通じて土地返還の手続きを迅速化するものにもしていきたい。
- JICA 案件への助言と教訓としては、地方の実情と案件の国家計画の中での位置付けをよく見極め、それに沿った支援を行うことだ。
- ユニットが扱う情報はセンシティブなものが多いので、情報の安全性を確保してほしい。特にシステムを使う者のプライバシーなどにも注意してほしい。地方では、情報を知る者はいろいろな意味で危険にさらされている。また、情報を扱う者が良い目的を持った者であるとも限らない。地方の担当者が必要以上に情報を知りすぎないようにすべきである。
- たとえば INCODER だが、中央ではこのような案件に協力的だが、地方事務所のスタッフは常に地方の有力者などから圧力を受けているので、地方スタッフの安全性も考えるべきである。（逆に、地方スタッフが全て有力者の息のかかった者である場合もある。）
- AECID は被害者法に関する複数の組織やドナーが出席する定例会議を行っているので、JICA も参加してはどうか。最新の地方における警戒情報などが得られる。
- 地方レベルでどのような支援ができるかは、実際に自分の目で実情を見てきてほしい。地方事務所は、PC やインターネット回線はおろか、場合によってはコピー機や FAX すらないこともあるし、そもそも電気も十分でない。地方スタッフには（情報技術に関する）知識も欠けている。中央と地方の差は極めて大きい。
- もし地方レベルで技術移転などを計画するのであれば、土地返還ユニットのスタッフだけでなく、他の関連組織のスタッフも含めた方が良い。他のドナーが活動している地域にパイロットサイトを決めて、他のドナーと協力してローカルスタッフへのトレーニングをやってみるのも良いと思う。
- 2011 年の AECID コロンビア支所のレポートに、有用な情報が多く載っているので読んでみることをお勧めする。
- できるかどうかはわからないが、情報システム・セキュリティに対する支援でも、先住民、アフリカ系住民、ジェンダー（女性）、子供の現状をよく理解した上で、何か特別なことができれば良いのではないか。

会議名：土地返還ユニット開発チーム訪問協議
日時：2013 年 2 月 1 日（金）14:00～15:00
場所：土地返還ユニット会議室
参加者： Mr. Luis Alberto Clavijo (Director of technology and information office of the Unit)、ユニット内開発チームメンバー8 名 林、小部、奥田桐子（企画調査員）、Oscar Emilio（Program Officer）、小暮、白石

（当初の予定では、クラウド企業に対する協議のはずだったが、まだクラウド企業を選定していないとのことから、ユニット内開発チームとの協議となった。）

- （開発チームメンバーの紹介）
  - Mr. Victor Serato（チーム 1 リード、DB エンジニア）
  - Mr. Henri Alvaracin（システムエンジニア）
  - Mr. Pedro Cardenaz（システムエンジニア）
  - Mr. Jorge Ramos（システムエンジニア、プログラマ）
  - Ms. Monica Delgado（Industrial Engineer）
  - Ms. Jesid Moreno（Coordinator Admin）
  - Mr. Oscar Mendez（システムエンジニア）
- 開発チームは大きく次の 2 つのグループに分かれている。
  - （グループ 1）土地情報システム開発チーム
  - （グループ 2）ユニット内部向けシステム開発チーム（事務処理、給与処理など）
- グループ 2 はグループ 1 から独立しているが、2 つのグループは機能を統一しようとしている。もともと一つのチームとして働き始めたので、お互いのシステムの内容がわかっている。
- 開発に使用している SCRUM メソッドだが、完全にメソッドに従っているわけではなく一部を採用している。一応 Mr. ビクトルがスクラムマスター（プロマネ）。Redmine[20] という Web ベースのプロジェクト管理ツールを使っている。
- システムは Service Oriented Architecture[21]に従って開発している。開発は以下の 3 層に分けておこなっている。
  - Persistence Layer （DB など）
  - Presentation Layer （HTML など）
  - Business Logic Layer （Java など）
- 通常のレコードは PostgreSQL に格納する。地理空間情報データを処理する拡張機能として PostGIS[22]を使用。

[20] http://www.redmine.org/
[21] http://en.wikipedia.org/wiki/Service-oriented_architecture
[22] http://ja.wikipedia.org/wiki/PostGIS

- 文書管理に使用している MongoDB[23]ではログを管理しているが、現在約 1000-2000 の文書が登録されている。被害者の申請書データと法的関係資料を入力し、MongoDB に保存されている。
- サイズの大きな文書を扱うだめ GridFS[24]を使っている。毎週 300～400MB のデータが増加している。（巨大ファイルを分割する際の）チャンクサイズは 2MB である。
- Python[25]モジュールは、SNR が現在使用している SIR よりも古い土地登記システムである、スタンドアロンの（ネットワークに接続できない）COBOL ベースのシステムに保存されたデータを読み込みためのものである。（ユニット側は「磁気データ」という呼び方をしているが、以前は磁気テープやディスクに保存されたためその名前が残っているとのことであり、現在はこのアプリケーションからの保存データを指すと思われる。）ユニットでは過去の土地登記データを取得する必要があるので、このモジュールを作った。（Python モジュールは、別の所有権の検証時に使用されるという情報もある。）
- Web サービスは RESTful[26]なものであり、プロトコルには SOAP[27]を使用している。
- GIS は Google Map を表示してその上に土地プロットの境界を表示する機能が今日（2 月 1 日）から使えるようになった。（Ver.2）
- （白石）IGAC から取得している情報はどのようなものか？
  → IGAC の Web Service から得たデータを、KML[28]（Google Map の標準データフォーマット）および WKT[29]（テキストベースの地理情報データフォーマット）に変換して使用している。
- 土地登記局では ArcGIS[30]（GIS ソフトの業界標準）を使用している。ArcGIS の SHP ファイルを取得した場合には、変換して PostGIS にインポートしている。
- セキュリティに関しては、ユニット本部も地方事務所も Proxy（sqiud[31]）とアンチウィルスソフトを使用している。（プレゼンには Firewall と記されているが、ユニット本部に 3 月ごろ導入予定とのこと。）
- 現在のシステムのセキュリティ関連の実装は以下のようなものである。
  - DB ベースの認証とアクセス監査。
  - ユーザロールとプロファイル
  - アクセス元（どこからアクセスしたか）の記録

---

23 http://ja.wikipedia.org/wiki/MongoDB
24 https://wiki.10gen.com/display/DOCSJP/GridFS
25 http://ja.wikipedia.org/wiki/Python
26 http://ja.wikipedia.org/wiki/REST
27 http://ja.wikipedia.org/wiki/SOAP_(プロトコル)
28 http://ja.wikipedia.org/wiki/KML
29 http://en.wikipedia.org/wiki/Well-known_text
30 http://en.wikipedia.org/wiki/ArcGIS
31 http://ja.wikipedia.org/wiki/Squid_(ソフトウェア)

- サーバーはローカルからしかアクセスできない（地方事務所からはアクセス不可）

- 地方事務所との接続は MPLS[32]（一種の VPN）を使用する予定。政府機関専用の閉じたネットワークである RAVEC（Red de Alta Velocidad de Estado Colombiano：高速イントラネットネットワーク）もあるが、主要都市しか接続されていないので、本システムでは使わない。
- 現時点では、地方事務所は 4 箇所しか squid を使っていない。
- MPLS を使うと、IP 電話なども使用することが可能になる。
- バージョン管理には Git[33]、開発環境には NetBeans[34]を使用。Eclipse も検討したが、NetBeans の方が使い慣れており、安定しているためこちらを採用。
- 土地情報システムが動作しているサーバは、Linux の Ubuntu Server 11.4 ベース。開発用 PC も Ubuntu を使用している。
- アプリケーションサーバは JavaEE JBoss サーバ、フレームワークは JBoss SEAM を使用。
- 開発は 2011 年の 11 月から開始し、2012 年 10 月に Ver.1 が完成。
- 開発チームは、土地返還ユニットができる前から Land Project の下でシステム開発をしていた。最初はプログラマ 2 名の全 4 名しかいないチームであった。法令 1448（犠牲者と土地返還法）ができてから、新しい開発組織が作られ、この開発チームも吸収された。つまり、現在の開発チームは土地返還法以前から土地関連のシステムを開発していたことになり、8～10 年間の経験がある。
- 他機関のシステムとの接続だが、現状は以下の通り。
  - IGAC とは既に接続済み
  - INCODER とは以前のプロジェクト時代から RUPTA システムとのデータ共有を目指しており、RUPTA のデータをダウンロードすることができる。既に土地のタイトル情報を入力できる状況であり、テストも行っている。今後は、この仕組みがあることを広報して使ってもらう必要がある。
  - SNR は土地所有の時系列の履歴データがあるため、状況は複雑である。詳しいデータ形式の情報を SNR 側からもらって、我々が接続機能を開発する予定。
  - 犠牲者ユニットとは、既に（オンラインではないが）情報を交換している。
- 現時点ではまだクラウド業者を選定していない。どんな要件があるかを現在チーム内で検討している段階。
- JICA プロジェクトに期待することとしては、
  - このシステムの情報セキュリティは非常にセンシティブであり、情報の漏えいが犠牲者の身の安全に関わることから、堅牢なセキュリティ技術を移転してもらい

[32] http://ja.wikipedia.org/wiki/MPLS
[33] http://ja.wikipedia.org/wiki/Git
[34] http://ja.wikipedia.org/wiki/NetBeans

たい。

- たとえば、システムの脆弱性を検査し、見つけ出すなど。
- 特にクラウド上のセキュリティや、セキュリティ対策の標準化についてもアドバイスが欲しい。
- ディレクトリサービスによるユニット内の複数システムのシングル・サインオン機能についても技術移転してほしい。Active Directory は検討したが、Microsoft の商用技術であるため、（Linux など別システムとの）統合ができない。
- 全ての技術は、できればオープンソース技術を使用したい。
- 他の関連機関のスタッフにもトレーニングをしてほしい。（土地情報システムが連携する相手の）他の機関のシステムはとても古く、スタッフの技術レベルも低い。

ジャイカ
JICA